

令和 5 年第 2 回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3 月 8 日（水）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町長の施政方針	9
○町政に対する一般質問	1 4
5 番 村 田 徹 也 君	1 4
8 番 新 井 利 朗 君	2 5
4 番 野 原 隆 男 君	3 0
7 番 大 島 瑠美子 君	3 4
○町長提出議案の報告及び一括上程	3 8
○議案第 2 号の説明、質疑、討論、採決	3 8
・議案第 2 号 長瀬町犯罪被害者等支援条例	
○議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決	4 2
・議案第 3 号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館条例	
○議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決	4 4
・議案第 4 号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例	
○議案第 5 号、議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決	4 8
・議案第 5 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	
・議案第 6 号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	4 9
・議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	5 1
・議案第 8 号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例	
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	5 2
・議案第 9 号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条	

例等の一部を改正する条例

○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第10号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第11号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○議案第16号の説明	70
・議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算	
○延会について	77
○次会日程の報告	77
○延 会	77



3月9日（木）

○開 議	81
○議案等の説明のため出席した者の紹介	81
○議事日程の報告	81
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	117
・議案第17号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	120
・議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	122
・議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	124
・議案第20号 長瀬町道路線の変更について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	125
・議案第21号 長瀬町副町長の選任について	

○議案第 2 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第 2 2 号 長瀬町監査委員の選任について	
○議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 7
・議案第 2 3 号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第 2 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第 2 4 号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
・請願第 1 号 国に対し「防衛費 2 倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」 の提出を求める請願書	
○議員提出議案の報告及び一括上程	1 3 0
○発議第 2 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 0
・発議第 2 号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○発議第 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・発議第 3 号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
○日程の追加	1 3 2
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
・発議第 4 号 防衛費 2 倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書	
○議員派遣の件	1 3 4
○総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	1 3 4
○字句の整理	1 3 5
○閉会について	1 3 5
○町長挨拶	1 3 5
○閉 会	1 3 6

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第 1 1 号

令和 5 年第 2 回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 3 月 3 日

長瀬町長 大 澤 タ キ 江

1 期 日 令和 5 年 3 月 8 日 (水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	村	田	光	正	君	2 番	板	谷	定	美	君
3 番	井	上	悟	史	君	4 番	野	原	隆	男	君
5 番	村	田	徹	也	君	6 番	野	口	健	二	君
7 番	大	島	瑠	美	子	8 番	新	井	利	朗	君
9 番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

第 1 日 3 月 8 日（水曜日） 本 会 議

令和 5 年第 2 回長瀬町議会定例会 第 1 日

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

5 番 村 田 徹 也 君

8 番 新 井 利 朗 君

4 番 野 原 隆 男 君

7 番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 号、議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 10 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 11 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 12 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 13 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 14 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 15 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 16 号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	村	田	光	正	君
3番	井	上	悟	史	君
5番	村	田	徹	也	君
7番	大	島	瑠美子		君
9番	染	野	光	谷	君

2番	板	谷	定	美	君
4番	野	原	隆	男	君
6番	野	口	健	二	君
8番	新	井	利	朗	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕キ江	君
総務課長	福	島	賢一	君
会計課長 （兼） 管理課長 （兼） 税務課長	福	嶋	俊晴	君
健康福祉課長	内	田	千栄子	君
建設課長	若	林	智	君

教育長	井	深	道子	君
企画財政課長	若	林	健太郎	君
町民課長	玉	川	真	君
産業観光課長	相	馬	孝好	君
教育次長	中	畝	康雄	君

事務局職員出席者

事務局長	枋	原	秀	樹
------	---	---	---	---

書記	石	川	正	木
----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和5年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（板谷定美君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（板谷定美君） ここで諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

12月22日、秩父市役所で秩父地域議長会第3回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

12月25日、本議場において長瀬町町名変更50周年記念事業「議場ウエディング」があり、出席いたしました。

1月9日、宝登山神社で長瀬町消防団出初め式があり、出席いたしました。

また、同日、長瀬中学校体育館で二十歳の集いがあり、出席いたしました。

1月10日、知事公館で埼玉県市議会議長会及び町村議会議長会の共催による新年懇談会があり、出席いたしました。

1月18日、ロイヤルパインズホテル浦和で市町村トップセミナーがあり、出席いたしました。

1月20日、伊奈町で町村議会議長視察研修会及び懇親会があり、出席いたしました。

1月31日、横瀬町役場で第53回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

また、同日、長生館で長瀬町観光協会新年会があり、出席いたしました。

2月3日、埼玉県県民健康センターで町村長・町村議会正副議長合同研修会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

2月9日、秩父市役所でちちぶ定住自立圏共生ビジョン説明会があり、出席いたしました。

なお、この説明会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、井上悟史君、村田光正君も出席しております。

2月22日、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会定期総会及び自治功労者表彰式が開催され、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会第1回定例会につきましてご報告させていただきます。

期日は、2月8日に全員協議会が行われました。続いて、1週間後の15日に定例会が開催されました。

議案は、第1号として、秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例でございます。これは、全員起立で賛成でございます。

第2号議案として、秩父広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例が上程され、全員起立で賛成いたしました。

続きまして、第3号として、秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提案され、これも全員起立で賛成で、可決されました。

第4号議案として、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例が上程され、全員起立で可決でございます。これは、定年制延長に伴うものであります。

続きまして、第5号として、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う関係条例の整備に関する条例、それから第6号の秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例が上程され、いずれも可決でございます。これは、し尿処理関係がこの4月1日から小鹿野町でやっていたり、あと皆野、長瀬でやっていたりしたところの事務関係が統合されて、秩父広域市町村圏組合に併合されるものでございます。

続きまして、第7号として、秩父広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例が提案されました。これは、定年延長されたこと、それからし尿処理事務が統合されたことによりまして、定員が175名から190名に変更になったということでございます。

議案第8号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）が上程され、可決いたしました。

議案第9号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）が上程され、可決されました。

続いて、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算が上程され、可決いたしました。

なお、令和5年度は39億1,550万6,000円の予算であります。

続きまして、令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の報告がありました。

そのほかに、3年半余りにわたってやってまいりました議会改革調査研究特別委員会というのが17回ほどの会合をさせていただいて、議場を秩父市議会の議場にしたことから始まり、そのほかいろんな面で秩父広域市町村圏組合が円滑に、またスムーズに、いろんな面で各地方の規則または条例を参考にしながら改革させていただいたりいたしました。

最後に報告させていただきますと、議会の災害対応ハンドブックというものが制定されました。これは、大きな災害が発生したときに、秩父広域全体でそういうふうなときに議員の判断する、また行動についてのハンドブックでございます。これらをもちまして、今回改選期が近いことから、議会改革調査研究特別

委員会は一応の成果を得たというところで解散いたしました。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から例月出納検査における令和4年11月分から令和5年1月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに令和5年第2回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今年の冬は、強い寒気が日本列島に流入してきましたが、幸いにも埼玉県内は雪も少なく、天候に恵まれましたことから、宝登山ロウバイ園の開花も早く、多くの観光客やハイカーの方々が訪れ、ロウバイの花と香りを楽しんでいただくことができました。春先の渇水が心配ではございますが、日差しが少しずつ強くなってきたことで、間もなく春の観光シーズンが始まってまいります。

さて、国では新型コロナウイルス感染症につきまして感染症法上の位置づけを変更し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型インフルエンザ等感染症法上の危険度の高い2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げ、位置づけることになりました。これに伴い、マスク着用の考え方も見直し、3月13日からマスクの着用を個人の判断に委ねることを基本とすることが決定されました。

現在実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することになりますが、町といたしましても今後も状況を見極めながら対応してまいりる所存でございます。議員の皆様には、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本年4月1日付で国においてこども家庭庁が発足することや、国が進める子供に関する重要施策に柔軟に対応するため、町といたしましても、これまで実施してまいりました子ども・子育てに関する政策はもとより、今後展開される国の重要施策などに対しても適切かつ迅速に対応し、住民サービスの向上に努めてまいります。具体的には、健康福祉課を再編いたしまして、福祉介護課と健康こども課に分割をし、組織の効率化、行政サービスの向上を図るものでございます。詳細につきましては、議案の中で説明をさせていただきます。

町政の基本方針は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、産業観光課関係について申し上げます。

1月28日から2月26日までの土日と祝日に宝登山山頂のロウバイ園において、宝登興業によるロウバイのライトアップが行われました。今年も会場に向かう道路脇のフェンスに竹明かりの飾りつけを実施させ

ていただきました。

2月9日に役場3階大会議室において、町主催によるレモンの栽培講習会を開催いたしました。講習会終了後、参加者には担当職員が挿し木で育てた1年物のレモンの苗木を配布いたしました。

3月5日に秩父路に春を告げる祭りとして恒例となりました長瀬火祭りが宝登山山麓で規模を縮小し開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1月8日に令和5年長瀬町二十歳の集いが長瀬中学校体育館を会場に開催され、20歳という節目に新たな一歩を踏み出した皆さんをお祝いいたしました。議会からは代表して議長に出席していただきまして、ありがとうございました。

次に、例年3月に開催しております公民館・ホーム祭りにつきましては、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催しないことといたしました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案件10件、補正予算案件4件、当初予算案件4件、その他案件1件、人事案件4件の計23議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 村 田 光 正 君

3番 井 上 悟 史 君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10日までの3日間にしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10日までの3日に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（板谷定美君） 日程第3、町長の施政方針を行います。

町長から令和5年度町長施政方針についての発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 令和5年第2回長瀬町議会定例会の開会に当たり、令和5年度の施政方針を述べさせていただきます。

令和4年度を振り返りますと、コロナ禍が長期化する中、原油価格の高騰や物価高騰により、社会経済はもとより、町民の生活にも大きな影響を与え、先の見えない状況が続きました。そのような状況の中で感染症対策や物価高騰支援の施策を実施いたしました。

また、町名が長瀬町となってから50周年の大きな節目を迎え、職員から様々なアイデアを募り、議場でのコンサートや結婚式をはじめ、記念植樹、U-15未来議会、はつらつ健康フェア等、各種記念事業を実施いたしました。

令和5年度につきましては、税収は新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復傾向ではありますが、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、し尿処理の広域化に伴う施設整備や学校統合等に係る費用負担の増加も想定されます。さらに、少子化対策、定住対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しております。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上など、さらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況において、令和5年度当初予算は、はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画基本構想に掲げられました3つのまちづくりの基本理念及び長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた4つの基本方針に基づき、はつらつ長瀬の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和5年度予算案につきましてご説明いたします。

近年、少子高齢化が急速に進展し、大きく人口が減少したことにより、当町は令和4年4月1日には過疎地域に指定されました。時代の大きな転換点に立たされた事実を受け止め、これまで以上に町民が心から町に愛着を持ち、いつまでも暮らしたいと思えるようなまちづくりの実現に向けて取り組むことといたしました。そのため、重点施策として、さらなる子育て支援の充実、DXへの対応、安心安全なまちづく

りを重点施策に位置づけ、予算を編成いたしました。

初めに、さらなる子育て支援の充実についてでございます。

子育て支援につきましては、子育て支援の充実を図るため、これまでの事業を見直し、安心して子育てができる環境づくり、子育て世代の経済的負担の軽減などの支援を拡充いたします。

小学校、中学校の学校給食費について、これまで町が一部公費負担していたものを全額負担し、4月から無償化いたします。

また、小中学校入学祝金を見直し、小学1年生から中学3年生までにつきましては、教材費等の購入費の支援を図るため、毎年1万円の「はつらつ！こども応援金」を支給いたします。

さらに、高校生への通学定期券補助を見直し、高校生の修学、通学支援を図るためとして、毎年1万円の「はつらつ！修学・通学応援金」を支給いたします。

これらの事業は、単年度の事業ではなく、令和6年度以降も継続してまいります。

なお、応援金につきましては、令和5年度は物価高騰対策として令和4年度3月補正予算に盛り込み、令和5年度に繰り越すことにより、早期に給付を行います。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、また伴走型支援を行うため、妊娠中に5万円、出産時に5万円の給付金を支給いたします。

伴走型支援をさらに充実させるため、町独自の事業として道しるべ事業を実施します。家庭訪問等の事業を通じて、子育てに迷わないよう、道しるべとなるような教材を配付し、保健指導相談を行うことで子育て支援の充実を図ります。

また、中学校3年生が安心して高校受験に臨んでいただくために、インフルエンザ予防接種の費用を全額町で負担いたします。

さらに、子育て支援の拠点となる多世代ふれ愛ベース長瀬において実施する各種事業の充実を図ります。続きまして、DXへの対応でございます。

町民の利便性向上及びマイナンバーカードの利用推進のため、町が発行する住民票や印鑑登録証明書、税証明を全国のコンビニエンスストア等で取得できるようにいたします。

また、町税の納付につきましても、地方税共通納税システムの対応税目を拡大し、電子納税ができる環境を整備いたします。

また、観光客の周遊や消費等を促進するため、観光パンフレットをデジタル化し、QRコードから簡単にアクセスしてウェブ上で閲覧できる観光ガイドマップを作成いたします。

続きまして、安心安全なまちづくりでございます。

まず、道路改良事業は、豪雨の際に雨水の滞留が発生した本中117号線の改良工事を行うほか、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狹隘道路である長瀬23・50号線の改良工事を行います。

また、長瀬49号線の道路改良工事に向けた測量設計業務を行います。

また、道路排水がなく、雨水の滞留が発生している岩田7号線の側溝整備工事も行います。

また、幹線1号線道路改良工事も引き続き実施いたします。

次に、通学児童の安全を確保するため、区画線や防護柵等の設置工事及び本中7号線の歩道整備工事に向けた用地測量業務を行います。

河川につきましても、水害等を未然に防止するため、銅の入沢及び堂坂沢の整備工事を行います。

また、行政区からの要望に応じた道路の簡易舗装工事も引き続き実施いたします。

また、町道や町が管理する水路の適正な維持管理のため、補修工事を行います。

また、全国的に社会資本の老朽化対策が求められていることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁長寿命化対策工事を実施いたします。

また、令和4年度に実施したU-15未来議会において若い世代の方からご提案いただきました事業の一つであります公式マスコットキャラクターの作成を行います。

また、物価高騰対策として、3月補正予算に町内の登録販売店で利用できる商品券を町民1人当たり3,000円分配布いたしまして、家計負担の軽減と地域経済支援を行います。

商品券の配布につきましては、令和4年度3月補正予算に盛り込み、令和5年度に繰り越すことにより早期に事業着手してまいります。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って概要を説明いたします。

初めに、「誰もがいつまでも安心して続けられるまち」について。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援給付事業をはじめ障害者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。

また、在宅重症心身障害児を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援を促進するため、サービス提供事業者の補助を行います。

また、高齢者福祉や障害者福祉の施策を進める上で不可欠な高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定いたします。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。

また、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療及びこども医療の医療補助についても、引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、高齢者のニーズが多様化しているため、次期健康増進計画の策定に向けて町民の意見を聞き、次世代の高齢者を巻き込める新しい健康づくりの仕組みづくりについて検討いたします。

また、フレイル予防を取り入れた高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつなげてまいります。

また、県が実施するコバトン健康マイレージ事業に引き続き参加することにより、健康増進につなげるほか、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。

地域医療については、秩父医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の……これは間違っていますね。組合に対して、上水道事業、また令和5年4月から広域化するし尿処理事業の経費を、そして皆野・長瀬下水道組合に対しては、下水道事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について。

教育環境については、令和5年度からの小学校統合に当たり必要となる施設改修や……

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。訂正させていただきます。

次に、「活力を生み出すまち」について。

観光業の振興については、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光アドバイザーを招聘し、着地型旅行を推進するなど効果的なプロモーションを行い、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。

また、故障して現在使用していない長瀬駅前のモニュメントについて、景観改善及び観光地としてのイメージ向上を図るため、撤去工事を行います。

農林業の振興については、生産者や生産団体、新規就農者等に対して支援を行うとともに、農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、新たな農業従事者向けの研修会を開催いたします。

また、農業の活性化を図ることを目的に、新たに市民農園を開設いたします。

また、林業では、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や、商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行います。

また、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす起業や創業の支援に取り組んでまいります。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について。

消防、防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、長期防災力の向上に努めます。

また、消防団員の処遇改善を図るため、火災出動報酬を支給いたします。

防災、交通安全については、防犯灯の維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所への交通安全施設の整備を行います。

住環境の整備については、町営住宅長寿命化計画に基づき、袋団地の長寿命化対策工事を行います。

また、移住定住の促進のため、住宅取得奨励補助金の交付に加え、東京23区等から移住した方に対して移住支援金を支給いたします。

また、引き続き地域おこし協力隊員に委託し、地場商品の開発や町のPRなどの地域おこしを行います。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して、上水道事業、また令和5年4月から広域化するし尿処理事業の経費を、そして皆野・長瀬下水道組合に対しては、下水道事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について。

教育環境については、令和6年度からの小学校統合に当たり必要となる施設改修や備品整備を行うとともに、不安なく統合が迎えられるよう、安心して児童が登校できるようしっかりした体制を築いてまいります。

また、児童生徒の読書活動が活性化するよう、町立学校図書室の整備充実を図ることを目的とし、学校司書補助員の配置を行います。

また、第二小学校が児童数の減少に伴い、複式学級が編制されることから、学習指導員を引き続き配置

し、教科指導の支援を行ってまいります。

そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や学校支援員の配置、放課後子ども教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。また、これまで行っていた英語検定、数学検定費用の助成に加え、漢字検定費用の助成を新たに行います。

給食センターにつきましては、計画的に機器の入替えや設備の更新を行い、引き続き安全安心な給食を提供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ってまいります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行います。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など、身近な生活環境から人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

また、安心して暮らせる地域社会を形成するため、犯罪等の被害者及びその遺族に対して見舞金を支給いたします。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について。

広報公聴活動の推進については、「広報ながとろ」、町ホームページ、町公式フェイスブックを通じて、分かりやすく、かつ新鮮な情報の提供等に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

行政運営の強化については、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度、パブリックコメント、アンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。

また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

また、人口が減少していく将来予想を踏まえた公有財産の最適化を目指し、公有財産の在り方検討を進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和5年度の予算編成を行ったところ、その規模は一般会計32億6,825万9,000円、対前年度比1.6%の増、国民健康保険特別会計7億6,345万2,000円、対前年度比12.8%の減、介護保険特別会計8億1,671万5,000円、対前年度比4.0%の増、後期高齢者医療特別会計1億2,783万3,000円、対前年度比5.4%の増となり、一般会計と特別会計を合わせ、49億7,625万9,000円、対前年度比0.5%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し5,111万3,000円の増額となりましたが、令和5年度から過疎地域に指定されたことにより発行することができる過疎対策事業債を有効活用しながらも、新規の町債発行額は公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中であっても安易な町債発行に依存することなく、一定の財政規模を確保した予算編成を行いました。事業の実施に当たりましては、さらに精査、検討

を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、令和5年度の予算案と主要な事業の概要につきまして説明を申し上げました。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和5年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問及び答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは最初に、5番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。マスクを外させていただきます。

1番目、地方創生に係るまちづくりについて町長に伺います。当町では、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略において数々の事業を行っていますが、継続的な効果に疑問を持っております。当町は、比較的都心から近距離にあり、自然に恵まれているという点を生かして、ないものを欲しがるのではなく、あるものを有効活用する視点を持ったまちづくりを目指すべきだと考えます。

そこで、次のことについて伺います。

（1）、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事後検証による事業効果の向上について。

（2）、地域ごとに長所や課題を示した地図を作成する試みについて。

（3）、ワークショップなど住民の意見を取り入れるような取組の実施について。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事後検証による事業効果の向上についてでございますが、毎年長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会を開催し、各施策の進捗状況と効果について、専門的知見及び住民目線から検証を行っております。委員会での効果検証を踏まえた上で、予算編成を通じて事業ごとの評価検証を行い、効果的な施策となるよう適宜事業の見直しを行っております。今後も引き続き効果検証委員会及び予算編成を通じたPDCAサイクルを実施していきます。

続きまして、2つ目の地域ごとに長所や課題を示した地図を作成する試みについてでございますが、小さくコンパクトにまとまっている当町ですが、確かに各地域の長所や課題は異なります。今後各地域の長所や課題をどのように施策に反映していくのかも含めて研究した上で実施について判断してまいります。

続きまして、3つ目のワークショップなど住民の意見を取り入れるような取組の実施についてでございますが、昨年度策定いたしました第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略等については、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、ワークショップなどは開催いたしませんでした。その代わりに、各団

体や子育て世代の方、新成人の皆さんの集まる場所へ出向き、話を伺いました。なお、来年度につきましては子供たちにふるさと長瀬応援基金を活用した施策を考えていただくような取組を検討しております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今町長に概略を答弁いただきました。

まず、国交省のデータですと、80年後に日本の人口は半減すると、6,000万人を下回るというようなことが推計されています。長瀬町では、この同じ資料によると40年後に半減の3,400人になると。つまり国の人口減少が倍のスピードで進んでいるということにまず着目しなければならないと思います。そして、検証について、毎年まち・ひと・しごと総合戦略の検討委員会というふうな予算が多分3万円ぐらい。ちょっと書いていないので、来年度予算でも3万4,000円だったかな、あると思います。これは、一般の住民の意見とか専門的な視野に立ったというふうな話なのですが、どういう人が委員さんになっているのかと、何回会議をやっているのか、ちょっと分からないのです。

それはさておいて、総合戦略の事業報告というのを、5年後にですか、国のほうにしなければならないというようなことになっていると思います。その事業報告なのですけども、見させていただいたのですが、地方創生に効果があった、相当効果があった、非常に効果があったというふうな事後効果という文言が多いのです。これ多分国に報告または県に報告するというものなのかなという気がするのですが、あまりにも簡単、抽象的な言葉で、本当にそうなのかなというふうなことで非常に疑問を持ちます。実際問題として、事業の継続の有無や課題と改善点等についての記載というのが別にあるのかどうか、細部評価資料というのですか、そのことについて伺います。それがないと、これだけでは評価ということにならないような気がします。

2点目、町の地域によって長所や短所があると。長所、短所と言ったらいですか、利点とか不便点とか。私は考えるのですが、この長瀬町は細長いと。南北に細長い町であると、これをイラストマップ的なことでもいいから書いて、ここに医療機関があるとか、ここにお店があるとか、ここに駅があるとか、主な公共施設とか、公園はここにあるとか、こう入れていただくようなマップを作成すると。すると一目で分かるのではないかなと。この地域は買物に不便だとか、役場まで行くのにどのぐらいかかるとか、そういうふうなマップは非常に見やすいといいますか、一目瞭然というふうな、そんなお金もかからないと思うのです。プロに頼まなくてもできるのではないかなと。役場職員で十分できる。私どももやれば多少なりできるかなと。そんなふうなものを作って、なるほど、見た目の改善点、それに今度は地域の特色、要望等を入れていけば、この地域ではこんなふうなことをしなければならないのかとか、道路改善はこういうところとか、あまり細かく入れると分からなくなりますが、これから10年、20年、30年たったときの人口減で、空き家がこの辺に非常に点在しているとか、同じようなものでも、農地についてとか、空き家についてとか、そんなふうなマップを作って住民の総意を酌み取るようにしたらいいかということをもまず提案で申し上げます。

次、住民を巻き込むことについてなのですが、確かに各種の委員会を設けたりとか、提案制度、特にパブリックコメントについては、ちょっと私もネットで見ているのですが、パブリックコメントはありませんでしたというのが多いのです。それから、提案制度については、これも以前から言っていますが、提案と要望が混在しているのではないかと。少なくとも名前を出さないでもいいから、この提案制度については、何点か絞って候補に出ることはあるのですが、一覧でもいいから、こんなふうな内容について提案が

あったというふうなものを示していただきたいと。そうすれば、もっと提案制度が有効にできるのではないかと。今月の広報にも提案制度についてありましたけれども、あれが来ただけだと、名前書かなければと、そういうふうなこともありますので、提案しにくいというふうなこともあります。

あと、関連すると思いますので、町で特色を持たせるというふうなことがやっぱり必要ではないのかなと。例えばよく観光について言いますが、確かに観光はそうなのですけども、私も行ったことあるのですが、新潟県の見附市、ちょっと内陸に入ったところなのですが、そこでは住民の健康増進を主に取り上げて、ウォーキングであるとか、トレーニングジムであるとか、プールがあったりとか、これは市ですから、予算もありますので、そして安心して住めるまちということに取り組み、人口減少に効果を上げているというふうなこともあるようです。何か視点を、確かに来年度予算等で子育て支援に厚い施策を展開するような感じはしますが、これは長瀬町でというふうなものを打ち出すべきではないのかなと。

以上について再質問しますので、お願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず第1に、地方創生についての効果ということでございますけれども、大ざっぱな評価というのですか、そういうことしかしていないというのが現在の状況でございます。

それから、委員さんがというお話がございました。どういう委員さんがというようにお話でございますけれども、これについてはそちらにありますよね。これもご報告申し上げたほうがよろしいでしょうか。いいですか。議会からは、議長さんに出ていただいたり、商工会、観光協会、もろもろでございましてけれども、そういう方たちに評価をしていただいているということでございます。これにつきましては、先ほど5年度の施策でも申し上げましたけれども、そうした評価を踏まえた上で予算編成をさせていただいておるという状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、イラストマップを作るということと地域の特色ですか、そういったご提案をいただきましたけれども、これにつきましては、生活支援体制整備事業を社協のほうにお願いしておりますけれども、これらの中でこれから組み込むことが可能ではないかなと今お聞きしたところでございますので、これからまたそのようなことで、また社会福祉協議会とも協力し合いながら進められればと思ったところでございます。

それから、提案と要望、提案制度ですね。確かに提案制度につきましては、かなりの数で要望も混ざっております。その中で、広報に載せてもよろしいですかというご本人の確認を得て広報に載せさせていただくということも行っております。このところちょっと載っていないかなと思うのですが、名前を書いていただいておりますので、これからもそうした形で進めていければと思っております。

また、特色あるまちというお話でございますけれども、見附市が安心して住めるまちということでやっていらっしゃるというお話ですけども、長瀬町は特に令和5年度は子育て支援をしっかりとメインに添えて頑張っていきたいということで進めていく予定でおりますので、こちらもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問ということで、長瀬町がいろいろ検証というふうなことで、細部についてはあまりできていない状況であるというふうな今のお話だったのですが、やはり常日頃K P I 思想と

いうふうなことで考えて事業を進めているようなので、もう少し踏み込んで、事業の中止であるとか、継続性であるとか効果等について把握し、町民に知らせていただくというふうなことがよろしいのではないかなと。特に中止とか廃止とかいうことについては、何でもそうなのですが、勇気が要ると思うのです。勇気と決断というのですか。でも、早くそれをしないと。町の行政が無駄が多いと言っているのではないのです。でも、無駄があると想定すれば、それは早めに判断しなければならないと。判断するためには、もう少し検証という形を掘り下げていただきたいということを要望とともに質問しておきます。

それから、一番大切なのはといいますか、住民の願いとかそういうものはたくさんあると思うのです。はっきり言って、なかなか声として、役場庁舎に来て言うとか、よっぽどせつぱ詰まったときでないと、ないやに想像しています。住民の思いはもっとあるのだろうと。その民意を酌み取るにはという手法ですか。コロナ禍もありましたが、ワークショップというような言葉が何か我々住民にはなじめないような気がします。自由に討論すると。その中から出てきた意見を吸い上げるというふうなこともぜひ必要ではないのかなと。前から言っていますが、住民説明会、本当はこれができれば一番いいと思いますので、やがてはその方向をぜひ模索していただきたいと。

あと、町のホームページに、ちょっとこれ移住という観点に絞ってなのですが、メリットが7点紹介されています。長瀬町に移住するにはメリットが7つありますよというふうなことがあり、風光明媚さとか空き家を提供してというふうなことが書いてあります。だけれども、実際問題として、やはりもう少し。空き家は何軒あるのだろうと。その中でも、特定空き家は5軒ぐらい長瀬にあるそうですが、活用できるような空き家はどのくらいあるのだろうと。これ実は長瀬に住みたいという人が空き家バンクを利用して、住みたいというふうなことがあったのだけれども、どうも自分にマッチしたところがなかったということでアパートを借りたと。それも長瀬ではなく、他のまちのアパートを借りてしまったと。しまったというか、長瀬に住みたいという人がどういう理由かということ、またそういうのを明らかにしていけば、なるほどなど。空き家活用はこうかというふうなことがあると思います。

特に長瀬町は6,000人強の人口しかいないので、業者委託ではなくて、役場の職員の方が町民に対して何らか、住環境であるとか、町のいいところはどこでしょうねとか、そんなふうなもののアンケートといえますか、これは抽出でも結構ですし、何かの会議、例えば小学生だけとか、年寄りが集まったところとか、そんなふうなアンケート調査、業者委託はお金がかかりますので、ぜひそんなことを進めて、町の状況、思いを知っていただきたいと、そのことについて伺います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、事業見直しについてでございますが、これにつきましては、新年度予算を組むに当たりまして、かなり見直しをさせていただいております。特に令和5年度につきましては、議員もご承知のとおり、いろいろなところで見直しをさせていただき、中止をしたり、また違った形で補助金を出すとか、いろいろ各課長さんたちと相談をさせていただきながら、不要なものは不要、必要なものはまた形を変えてとか、そうしたことをさせていただいております。

それから、住民に説明会をというお話、これにつきましては、村田議員から毎年毎年ご質問をいただくのですが、その都度私がお答えさせていただいているのは、やはり声の大きい人ばかりが目立ってしまって、なかなか難しいなという思いの中で、私といたしましては、アンケート調査が、書き込んでいただいて、しっかり読ませていただいて、これを参考にさせていただくのが一番よろしいのかなという思いでア

ンケート調査に重点を置いて、軸を置いているところでございます。これからまた考え方が変わった方も出てこられるかもしれませんが、今のところ私といたしましてはそのような形を取らせていただいております。ただ、子ども議会ですとか、５年度もやりたいなと思っておるところでございますけれども、若い女性たちの意見を聞きたいとか、事業主さんの意見を聞きたいとか、そうしたコンパクトな話し合いは持たせていただければと思っておるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、３のホームページで、移住についてでございますけれども、先月も空き家につきましては特定空家を委員の皆さんと見させていただきました。持ち主さんから、なぜ特定空家になってしまったかといういろいろな話を聞かせていただきましたけれども、その中で、本来ですと、できれば、役場のほうで空き家については把握しているわけですので、町で提供させていただくというのですか、情報提供ですか、できればいいのですけれども、これはやはり法律的にもちょっと町のほうでというわけにいきませんので、空き家バンクをお願いをしておるところでございますけれども、なかなかこの空き家バンクと町のマッチングがうまくいかないという状況でして、このところにつきましては、私といたしましてちょっとなという思いがしておるところでございます。

先日空き家バンクの会長さんともお話をさせていただいて、長瀬町は、空き家に住みたいというご要望はたくさんいただくのだけれども、うまくいかないのですよねという話をいただいたのですが、どうしたらいいのかなという思いをしたところでございますけれども、一番は持ち主さんがどんどん空き家バンクのほうに登録をしていただければいいのですけれども、そのところも、まだお家の中が片づいていないとか、いろいろと諸事情がございまして、そうした登録もしていただけないというような状況でございます。今は、事業者さんをお願いすれば中もきちんときれいにしてくれるのですが、そうするとやはり費用もかかりますので、持ち主さんにとしてみますと、やはりそのところも考えた上でのなかなか前に進めないという状況なのかなと思います。

これにつきましては、町でも……今年度は予算つけなかったのだっけ、空き家お掃除するのに20万は。昨年度は20万つけたのですけれども、なかなか20万では、持ち出しのほうが多いわけですから、これにつきましても、またこれから町のほうといたしましても、どうしたら、次から次へと空き家も出てまいっておりますので、皆さんにご活用できるかをまたしっかりと議論させていただきながら進めさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君） 少し不足のところがあったような気がしますが、次に進みます。

小学校統合後の第二小学校跡地の活用について、これも町長にお伺いします。小学校の統合まで１年余りとなり、統合後の第二小学校の跡地を有効活用し、地域活性化につなげるためには、早急に検討すべきと考えますが、次のことについて考えを伺います。

- １、統合までには方向性を示すべきではないか。
- ２、専門家の意見を聞いたり住民アンケートを実施したりすることが必要でないか。
- ３、老朽化した施設の移転先や直売所（道の駅）として有効活用することができるのではないか。

以上についてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の統合までには方向性を示すべきではないかについてでございますが、私といたしましても統合後に検討を始めたのでは遅いと考えておりまして、執行部に跡地活用について早めに検討するよう指示をしておるところでございます。本定例会でご審議をいただく令和5年度当初予算では、二小の跡地活用も含めた公共施設あり方検討委員会に係る予算をそんなところから盛り込ませていただいたところでございます。統合してから次の活用まで、なるべく時間をかけないよう努めてまいります。

2つ目の専門家の意見を聞いたり住民アンケートを実施したりすることが必要ではないかについてでございますが、公共施設あり方検討委員会では専門家を委員に任命することを考えております。また、住民アンケートにつきましても、これにつきましては前向きに検討してまいります。

続きまして、3つ目の老朽化した施設の移転先や直売所、道の駅としてですか、有効活用することができるとはないかについてでございますけれども、廃校の活用事例といたしましては、公民館などの公共施設で活用している事例や、中には宅地分譲地や水族館として活用しているという様々な事例がございます。そうした活用方法のいろいろ本も出ておるのを多分ご承知だと思うのですが、そうした中で老朽化した施設の移転先としての活用につきましては、これまで長瀬町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、近年改修工事等を実施してきた施設もございますので、財政面での適正化を念頭に置いた上で慎重に検討してまいります。また、直売所など新たな施設としての活用につきましては、民間での運営など、実施主体が町以外の方法も含めて検討していきます。いずれにいたしましても、選択肢が多数ございますので、公共施設あり方検討委員会で慎重に議論してまいります。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 公立小学校、中学校の適正規模、配置等の手引等で、複式学級にもなったし、学校統合を再来年度からというふうなことで今進んでいるというふうなことなのですが、文科省のほうでも、以前にも言いましたが、新築や増築、原則2分の1の補助、それから教員定数の加配であるとか、スクールバス等購入費補助であるとかいうふうなことについて、またもっとたくさんあるのですよね。コミュニティの維持強化だとか廃校の活用等についての支援というのがあるのだけれども、これが統合してしまつて時間が過ぎてしまつたら活用不可能となるのではないのかと、私まだ詳しく調べていないのですが。一般的に平成14年から29年の15年間で小学校が5,005校廃校になっていると、中学校においては1,484校が閉校していると。その中で、活用率というのが74.5%、未活用率が25.5%になっていると。これ文科省のほうで示されています。

では、第二小学校が廃校になるというふうなことで、どんなふうな手順を踏むかということ、まず1番目に活用決定とともに活用方法を検討していくと。前年度には廃校条例を成立させると。それで、事業者の募集と。事業者があつたらば、事業者の提案検討と。それで、活用決定と。この活用決定というのは、当然事業者が駄目だった、町でやらなければいけないとか、そんなふうなことを含めてだと。それで、廃校と同時に活用し、これがベストな方法であるというふうに述べられているのですが、今日の答弁ちょっと町長は違ったのですが、以前は統合したらば考えていくというお話だったのだけれども、5年度にも委員さんが出ています。

先ほどの多分こんなふうなあれだと思うのです。廃校活用事例集とかいうのが出ていますので、こんなふうな事例がたくさん出ています。これいろいろですよ。地域もいろいろ、まだまだ5,000校も廃校しているのだからたくさんあると思うのですが、関東地方でも廃校事例はたくさんあります。先日も、長

若中学校跡地を宅地にするとか、あれはかなり時間かかりましたが、担当課職員が現地視察というのは必要ではないのですか。「百聞は一見にしかず」という言葉もありますので、なるほどなというふうなことを実際に目で見るという研修はいかがかということについて質問します。

学校統合委員会ということなのですが、専門家も招致しますというふうなお話だったのですが、どの程度の専門家なのかなということがちょっと。大学との連携とかありますが、これでしょうと私は言いたいんです。これについては、町内等の人ではなくて、多分こういう研究をしている人はいると思います。だから、そういう大学に少しはお金かかってもいいと。基本的なことを諮問すべきと考えますが、この検討委員会という中にそういう人が入ってくるのかどうか。入ってこなくても、別に依頼するということが必要ではないかということが1点。

それから、今現在では、町の方針としては全く白紙状態なのか、それとも公共施設等を統合させていこうとか、そんなふうなことがあるのかどうかについて。特に直売所等を実施した場合には、耕作放棄地が減らせるとか、例えばうどん食堂とかおばさん食堂とかいって、うどんならうどんだけしか出さないというような食堂を併設すると。そうすると、生きがい創出にもなるし、農業生産、耕作意欲が湧いてくる、そんなふうなこともある。または、その出荷する人の小遣い稼ぎ、言葉は悪いのですが、そんなふうなこともなると。できればそういうふうなことも考えていけばいいのではないかなと思います。

以上の点について再質問します。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

廃校された学校がどのように活用されているか、今後そのようなところも視察に行くべきではないかというお話をいただきました。当然そういうことも必要になってくると思います。私も実は以前、千葉県保田小学校を見させていただきました。多分議員もご承知だと思うのですが、ご存じないですか。保田小学校は千葉県です。体育館から全てを使っているのです。行った当時は大変にぎやかでしたけれども、多分このコロナでこの3年間は大変だったのではないかなと。お土産を売るお店、体育館の中全てがそういう施設になっておりまして、あと校舎の1階が食堂、2階、3階が宿泊施設ということで、当然運動場は駐車場、そうしたことで全て使っていましたけれども、この3年間どういう形にしているのかなと、今後行ってみたいなという思いがしているところでございます。

どう活用するかということは、保田小の場合は多分そうした三セクか何か使ったことだと思うのですが、事業主さんを募集するという形が一番いいのではないかなと私は思っていますけれども、その中でこれから、先ほど申し上げましたけれども、委員会の中で議論をしていただいて、こうした活用というものを出していただければいいなと思っております。先ほど廃校となってからまた考えるというようなことを以前申し上げたというお話でしたけれども、これにつきましては、私といたしましてはなるべく早くにということで常々申しておりますので、ただ来年6年度からということにはならないと思いますけれども、とにかく早め早めということで行動を起こさせていただきたいと思っております。近隣のまちでも、廃校となって手つかずで、何十年もそのままというところもございまして、そうしたことにならないようにしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今現在、町としては何も、白紙ですかというお話ですけども、ただいま申し上げましたとおり、委員会ではこれは議論していただくことでございまして、町といたしましては白紙でございまして。それから、大学の教授等をその委員会にというお話でございますけれども、総合戦略の検証などにつつま

しても大学の教授に入っていただいております。ですので、これから当然そうした方たちにも入っていただいているということになると思っております。当然そのようにして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今町としては白紙であるというふうなことで、委員会でそういうふうなことを決めていただくというふうなお話だったのですが、もう少し町が主導するべきではないのかなと私は思います。公共施設を向こうに持っていか、例えばそんなふうなこともあるのかなという気がします。それと併用できるような業者募集とか、そんなふうなこともできるのではないかなと。事業者募集をするにしても、方針が決まっていなければ出せないわけですね、当然。募集します、ここを使って何かやる人いますかでは、ちょっと提案できないのではないかなと。

あと、先ほど専門家というのが当然大学の先生等も入ってくるというお話だったのですが、それにしてもあまりにも予算が少な過ぎるというふうな。来年度予算から見ると少ないのではないかなと。もっと本当に基本的なところにお金をかけて、ここにお金をかけるのでしょうかという思いが私はします。その専門委員会とは別に、ぜひそういうところに依頼、委託というのですか、したほうが将来的にいいのではないかなというふうな気がします。

それから、第二小学校が閉校するという事は、町全体の問題ということが1点、それから樋口……樋口という言葉で言います。樋口地区という、要するに第二小学校、学区区域というところですか、この人たちの思いがちょっと違いがあるかもしれないというふうなことで、この活用について、特に第二小学校区の人たちは、あれがうまく人が行き交うような場所にしたいとか、銀行のATMなんかもあるとかが、そんなふうなことを多分望んでいるのではないかなというふうな気がしますけれども、そういう思いももう一度。統合についてはアンケートをやりましたけれども、これについてはまだそういうのをやっていないですね。だから、やはりそういうのも早くやって、住民の思いというのを酌んでその検討委員会をやらないと意味がないのではないかなと。また、その検討委員会には、くどいですが、別に専門家をというふうなことをぜひ。よくテレビに出ている、林先生ですか、いつやるの、今でしょうという言葉がありますが、今それをやらないと遅きに失するというふうな感じがしますので、もう一度お答え願います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、第二小学校は駅前であり、国道の端であるということで、大変立地条件のよい場所でございます。その中で、当然二小区域の皆さんにしてみれば、にぎわいの創出、これはやってほしいという願いだと思っております。そのところも町といたしましてもしっかりと勘案した中で、活用については、特に二小区域が元気になれるようなものにしていければと思っております。専門家をというご提案につきましては、今後また検討させていただきたいと思っております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、3点目に移ります。

子育て支援策の拡充について町長に伺います。当町は、出生数の減少により年少人口が減少し続けています。これは、現在行っている町の子育て支援策などがまだ不足していることが一因ではないかと思えます。そこで、子供を産み育てやすい町とするために大幅な支援の拡充が必要と考えますが、次の施策につ

いてどのように考えているのか伺います。

- 1、子育て支援金の充実。
- 2、無条件での保育料の無償化。
- 3、小中学校給食費の無償化。
- 4、中高生の通学費用補助の充実。
- 5、高等学校入学支援金の創設。

予算で触れられている点については、割愛してお答え願いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援策の拡充についてでございますが、子供を産み育てやすい町とする、これが今回、令和5年度は一番の重点施策でございます。そうした中で、これまでの事業を見直して、さらなる子育て支援策の充実を図るために、重点施策として大幅な支援の拡充を実施いたします。予算に入っている部分はというお話ですけれども、大体これ回答は予算と同じようなことになってしまうのですが、ご了承いただきたいと思います。

まず初めに、（１）の子育て支援金の充実についてでございますが、出生時に第1子3万円、第2子5万円、第3子以降は10万円を申請に基づきまして支給をしております。子育て支援金につきましては、額の変更はしていませんが、これまでの小中学校入学祝金を見直しまして、新たに小学1年生から中学3年生までを対象に教材費などの購入費の支援を図るため、「はつらつ！こども応援金」を毎年1万円支給いたします。これまでの入学祝金に比べて、小学校及び中学校、合計9年間の支給額が5万円増加することになります。子育て世帯の経済的負担をさらに軽減させていただきたいと思っております。

次に、（２）の無条件での保育料無償化でございますが、現在3歳児以上は子ども・子育て支援法によりまして、保育料が無償化されております。保育料を徴収する対象は2歳児以下のお子様となるわけですが、その中で非課税世帯につきましては免除、第3子以降は保育料を免除できる規定でございますが、全額免除しております。これらの条件がある場合には免除となりますが、無条件での無償化は今のところ予定はございません。なお、町基準の保育料は国基準の半額程度となっておりますので、現在でも国基準の半額程度を町が負担をしております。ちなみに650万円でございます。

次に、（３）の小中学校給食費の無償化についてでございますけれども、これも一部を公費負担で今までやってまいりましたけれども、子育ての経済的負担の軽減を図るためにも、これからは中学校まで、4月からは小学校、中学校の学校給食費は全額負担ということで無償化をさせていただく予定でおります。また、町外通学の児童生徒につきましては、補助金を交付し、対応してまいりたいと思っております。学校給食につきましては、引き続き安心安全な給食を提供できるように取り組んでまいります。

次に、（４）の中高生の通学費補助の充実についてでございますが、これまでの高校生通学費補助を見直しまして、高校生の就学通学の支援を図るために、新たに秩父鉄道利用者以外にも対象を拡充した「はつらつ！就学・通学応援金」を毎年1万円支給いたします。なお、中学生電車通学費、自転車通学用ヘルメット購入補助についての変更はございません。

次に、（５）の高等学校入学支援金の創設についてでございますが、公立高等学校については、国の就学支援金により授業料が無償化されておまして、また私立高等学校については、埼玉県が国の就学支援金に上乗せする独自の補助を行い、学費の軽減を行っておるところでございます。町といたしましても、

高校生の就学通学の支援を図る「はつらつ！就学・通学応援金」を開始しますので、ご質問の入学支援金の創設についての考えはございません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今回のこの予算書を見て、子育て支援に随分力を入れているなというふうなことで、私も再三言っていましたので、非常にいい。これは、予算はまた別になりますが、では幾つか言わせてもらいます。

とにかくここ近年で年平均23.3人しか子供が生まれていないのですよね。やはり今までの支援ではこれが改善できないと。例えば第3子が生まれたら10万円やりますよということで子供を産む人がいるかと。では、どれだけお金がかかるのだというふうなことを考えると、やっぱり変えていかなければいけないなというふうなことだと思います。

それです、出産祝金については今までどおりなのですが、これは将来的に見て3人というお子さんを持っている世帯は少ないと思うのです。多分町のほうでは、その情報というのは調べればすぐ分かると思うのですが、1人、2人が多いような。実際世帯に何人住んでいるかで調べれば分かるわけですから。これ1人目も5万円に上げて、5万円、5万円に将来的にしていくなかではないのかなと。3人目10万円、それを下げるかどうかというのは分かりませんが、1人目もそのようにぜひしていただきたいというふうなことはまずどうなのかと。児童手当、これについてはよく分かっているからいい。先ほどの保育園等の3号認定こども園について、やはりこれも無償化の方向を取ると親が子供を育てやすいというふうなことになりますので、これもぜひ検討課題として受け止めていただきたいと思います。

給食費については、私も無償化が出ると分らなかったもので、計算全部してきたのです。かなりの額にはなるといふようなことなのですが、これは大変よろしいことではないかなと。通学費補助については、中学生は多分50%ですね。波久礼から通う場合には、波久礼、樋口が100%、今のところですよ。高校生は、10%があったのですけれども、これを廃止して全員にということは非常に賛同できます。何回も言っていましたよね。秩父鉄道だけというのはおかしい、不平等ではないかと。これ思い切ったことについては、非常にいいことだなと。ただ、補助額として1万円ということになると、例えば長瀬から熊谷まで通っていると。そうすると、今までの補助より少なくなってしまう人も出てくると。そんなことがあるのだけれども、これ3割、どうですか。3割補助という、または一律2万5,000円か3万円ぐらい。今回というのではないですよ。先を見て、そのくらいしないと。ちょっと時間もありませんので、私計算はしてきたのですけれども、かなりの額にはなるとは思います、そんなふうなことを目指してほしいと。

高等学校入学に関してなのですが、文科省のデータなのですけれども、入学時に私立高校では50万円かかる、公立高校では20万円かかるというふうな入学準備にかかるお金があると。それからさらに、そうではなくて1年間。1年間にかかるお金というのが、私立高校が大体90万円ぐらいと、通学であるとかいろんなことを含めて。公立高校が50万円ぐらいだったかな。ちょっとそんなふうな数字もあるというふうなことで……公立高校は51万円です。私立高校は97万円です。これは、公益財団法人生命保険センターというところが調べた数字です。今は、多分高等教育という、ほぼ100%と。ただ、高等学校に行かないとか、専門学校に行かないという人が出てくると、不平等感というのが出てくるから、それについてはまた別に。就職した人には行かないというのでは、ちょっと不公平なような感じがします。そんなふうなことで、ぜひ将来的に3割負担ぐらいとか、または、先ほど言いましたが、3割負担と2万5,000円ぐらいで

計算してみたら大体同じぐらいなのです。だから、そんなふうなのを見積もっていただいて、長い目で、生まれたときから今度は出産の伴走型とか変わりましたよね。そんなふうなことから、幼稚園から小学生に1万円、お金を配ればいいというのではないけれども、やはり高等学校に行ったときも非常にお金はかかると。まして部活動なんかやったりすると、お金もかかるし、そういうことで、入学祝金をやらなくても、定期代等に充てるお金を重くすれば、かなり保護者としては楽になると思いますので、長瀬町は、育児というか、子育てにこれだけ支援しているのだということが分かれば、恐らく長瀬町で子供を育てたいということも出てくるのではないかなと。学校にしても、統合したけれども、やがては小中一貫で、校舎が分かれていても先進的にやっていくのだというふうなことから多分評価してくれると思うのです。評価のためだけではなくて、保護者がどれだけ救われるかという観点で、もう時間もありませんので、簡単な答弁をお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員から様々な課題をいただきました。補助金をもう少し今後上乗せをしたかどうかというお話だと思います。これにつきましては、これからの検討課題になると思います。

それから、これは私個人、女性として一言、言わせていただきたいと思うのですが、少子化の原因って、ただ単なる経済的な負担だけではないと私は思っております。これは、国民の皆さん、日本だけではないと思いますけれども、社会的に皆さんで考えていただく課題ではないかなと思っております。女性が子育てをすることによって束縛されてしまう、時間がなかなかなくなってしまうということ、そういうことも一つの要因かなという思いがしておりますので、皆さんでしっかり考えていただきながら、国策でしっかりやっていただければなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、簡単に。何で子供たちが少ないかと、これは町長の私的な観点から言っていたと思いますけれども、要するに国の生産年齢人口は平均すると62%なのです。当町では51%なのです。この11%の差が少子化につながっているということが現実ではないかなと私は思います。町長の言われたようなことも当然あると思います。あとは、私も新聞等で見ると教育費にお金がかかるというので子供を多く産めないというふうな話を聞いておりますが、この私の今言った生産年齢の人口が少ないと。さらにこれ減るのですよね、将来。数字は、時間もありませんので、そのことについて最終答弁をお願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

子育て支援に今の日本はしっかりお金をということでやっておりますけれども、子供さんって大きくなってからのほうが実はお金がかかるのですよね。そうしたこともこれから考えていかなければならない課題かなと思っております。ちなみにフランス辺りですと、生まれた子供さんよりも大きくなってから、中学、高校生になってからお金をしっかりとつけているという国もあるわけで、そうしたところは子育てが意外と成功しているというようなお話も伺っておりますので、そうしたこともこれからしっかりと。町としても当然これは考えていかななくてはならないことかなと思っておりますけれども、国全体が今は生まれた子供にお金をというところで、そこに重点を置いておりますので、当然町としてもそのような形を取っておりますけれども、これからはもっともっと大きくなってから、教育費ですとかいろいろ、先ほどもあ

りましたけれども、部活の費用ですとか、いろいろもろもろのお金が大分かかってくるわけでございますので、そのところを今後は考えていかなければならないなと私としては思っておるところでございますので、これからの課題だと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時01分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 質問1つ目、コスモショア長瀬跡地等利活用事業について企画財政課長にお尋ねいたします。現在事業者や土地所有者との協議が進められていると思いますが、現在の状況と今後の予定、課題について伺います。また、事業の予定地の下にはホタルの生息地があり、農作物の生産や養蜂も行われているほか、住宅地もありますので、生活環境の保全についても併せてお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の状況につきましてですが、1月に優先交渉権者の株式会社HAMIRUから辞退の申出がございまして、現在次点候補者のリバストン工業株式会社と事業開始に向けて協議しているところでございます。今後の予定につきましては、先月開催しました地元説明会を踏まえた対応についてどのように対応していくか方針を固めた上で、事業者、土地所有者、町との3者協定に向けた調整を行っていきます。大きな課題としましては、主に緑の村駐車場敷地として活用していた場所でソフトボールやグラウンドゴルフで使用していた方からの事業者に対する意見がございまして、どのようにその方々や地権者と調整していくか、検討が必要となっております。また、生活環境の保全につきましては、事業者側からも地元へ寄り添いながら事業を進めていきたいと伺っているところでございます。合併浄化槽の処理水の排水先やホタルの保全については、地域住民の方の意見を聞きながら対応について検討を進めてまいります。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 実際1月になってからHAMIRUという優先交渉業者が辞退されたということから、急遽また内容が変わってきました。去る2月1日の広報配布時に発行した議会だよりの12月号、12月議会だよりにつきましては、優先権者のHAMIRUと協議中という見出しの中で回答させていただき、いろいろと進めてきたところだったのですが、実際のところこれが急遽1月になってから下りられたということで、次点のリバストン工業が受けて、2月17日には地元での説明会が行われました。そのときに、事業開始前にいろいろと意見を吸い上げてもらったというか、聞いてもらったというのは、大変よかったなというところであります。HAMIRUさんの場合は、半年もあったのに、全然そういうふうな日

程も組まれないまま来てしまったところでしたけれども、今回のリバストーン工業は1か月前後のところで、すぐに、その最初の応募したときの写真を基に、またいろんな考え方を進めながら地元説明会をしてもらって、課題についてもよく聞いてもらったところでもあります。あのとき私も同席いたしました。そのときに、総勢では33人ほどいましたけれども、約20人からの方が、いろんな環境的な問題、それから騒音的な問題、道路の通行問題とか、あとまた生活環境問題についても質問、提言、また要望したところでもあります。それらを踏まえて、今の課長の答弁ですと、3者の協定に向けて寄り添っていきたいというふうな答弁をいただいたので、ひとまず安心いたしましたところでもあります。ぜひこの間の説明会で上がった意見等は十分に踏まえて、そしてそれがこれからの運営に生かされるよう、そして結局地元も反対というのではなくて、長瀬町の利用者になり、また訪れる人たちのためになるならということ、非常に理解を示してくれているところでありました。そういう点では、大規模な事業者ではないにしても、長瀬を利用して、また人を招いてくれて有効になるというふうなことでありました。

リバストーン工業につきまして、今課長から説明があればよかったのですが、私が頂いた資料ですと、ドッグランを宿泊つきでやりたいというふうなことでありました。単なるドッグランではなくて、結局宿泊に行きたくても、犬を連れての宿泊はなかなかできないのだけれども、それを皆さんが利用できる場所ということ考えて、実際のところ、緑の村の上のほうの部分、それからあずまやがあった付近、それから下のプールがあった部分というふうなところを活用して、宿泊者、また利用者がいろいろと楽しめるようなものにしたいというふうなことでありました。また、地元の人たちに少し優遇した利用等してもらいたいということであったので、犬等を飼育しているというか、かわいがっている人にとっては、大変長瀬町民にとっても有効な部分なのかなと思うところでもあります。

私たちの懸念とすれば、実際のところ出た要望事項がいっぱいあったものを十分検討して、それを反映してもらいたいというところでもあります。その辺のところにつきまして、あと先ほども課長が答弁してくれましたけれども、長瀬町営駐車場というふうな形で長らく、約40年ぐらいでしょうか、プールのあった時代から含めて活用されてきたところが空いていたものですから、地元の人たちを含め、町内の子供たちも含めて、グラウンドゴルフとかソフトボールとかいうのを盛んにやらせてもらっているところでもありますので、地権者との協議もされると思うのですが、その辺のところ、またリバストーン工業が一部活用してくれたりして、お互いに利用できればいいなというふうに思うところでもありますけれども、その辺のところについてもう一度課長から補足と展望をお聞きしたいと思うのですが。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

ソフトボールやグラウンドゴルフで今現在使用している緑の村の駐車場の敷地についてということでございますが、これにつきましては町の所有している土地ではないというのが大前提としてございます。なので、仮に事業者様のほうでそこを使わないとなりますと、それが地権者さんに対してどう反応していくのかということもございます。また一方で、これまでの調整経緯ですと、緑の村自体は廃止するという方向性で進めておりましたので、基本的にはその駐車場敷地というのは地権者様に返すということでソフトボール等のほうに話をしておりまして、移転に向けた検討をしていただいていたところでもございます。ただ、現在のところ、先月行われた住民説明会で協調して使っていきたいようなご意見もございましたので、その意見も尊重しながら、また事業者様や地権者様のご意向も踏まえながらうまく調整していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 1つ、先ほど聞けばよかったのですが、確認させていただきたいのですが、前は定期借地権を活用して、土地所有者の秩父鉄道から町が借りて、町が今度の事業者に貸すというタイプで進んでいたところでありましたけれども、そのことについて私もずっと、これは危険な、町にとって大変なことになりかねないので、民対民の契約にしたほうがいいのではないかとということで言ってきて、12月に町長が秩父鉄道の社長に話をしたり何かしているという回答でありました。それでありますので、今度の契約につきましては、長瀬町は仲立をすることであって、あくまでも民対民の契約になるのでしょうか。その辺のところを確認しておきたいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

地権者様との契約形態につきましては、秩父鉄道様におかれましては、まだ3者協定を結んでおりませんので、正式に了解を得たわけではございませんが、基本的には事業者様と秩父鉄道様でご契約をいただくという段取りとなっております。そのほかの地権者様におかれましては、丁寧に説明をしながら、最終的に町が入らないような形で契約ができるよう調整してまいりたいと思います。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、2番のほうへ行きます。小学校の統合について教育長にお尋ねいたします。小学校2校の統合に向けて検討が行われていますが、その進捗状況と今後の課題について伺います。先ほど5番議員が質問いたしましたけれども、重なる部分があっても結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の質問にお答えします。

令和4年第2回長瀬町議会定例会におきまして、長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例及び長瀬町学校統合準備委員会設置条例を可決いただき、統合に向けての協議を進めてまいりました。令和4年8月5日には、長瀬町学校統合準備委員会を28名の方を委員に委嘱し、第1回の準備委員会を開催いたしました。準備委員会は、これまでに3回開催しているほか、準備委員会には3つの専門部会を設け、総務部会は7回、教育部会は4回、PTA部会は5回の会議を開催し、それぞれの部会において検討課題について協議していただいております。

次に、準備委員会で協議いたしました主な事項についてご説明いたします。初めに、総務部会では、第二小学校区域の児童の通学のためにスクールバスを運行すること、統合後の体操服は中学校と同じものとし、当面は現在使用しているものが使えること、第二小学校が中心となった実行委員会において、閉校記念事業の開催、閉校記念誌の作成などを行うことを協議しております。

次に、教育部会では、長瀬第二小学校で使用している学校備品の活用、移動方法や長瀬第一小学校の施設設備の方向性、遠足や校外学習などの学校行事のすり合わせ、統合前に行う交流事業の実施、来年度からの日課表の統一、それぞれの学校のよさを生かした教育課程の見直しを行うことを協議しています。なお、備品の整理や児童同士の交流事業などは既に取り組んでおり、学校間の連携を密にするよう依頼しているところでございます。

最後に、PTA部会では、統合後のPTAの組織体制、会則の見直しを行うことなどを協議しております。4月に開催される各小学校のPTA総会において内容について説明を行う予定でございます。なお、

各部会での協議事項につきましては、準備委員会でご承認をいただいております。

最後に、これらの周知につきましては、統合準備委員会だよりを発行し、学校を通じて保護者への配布をしたほか、区長回覧や町ホームページに掲載しているところでございます。

以上、準備委員会で協議、承認いただきました事項を基に、予算措置が必要なものにつきましては、令和5年度当初予算に計上いたしました。準備委員会の皆様には、お忙しいところご協力いただき、今年度までに決定しなければならない事項については予定どおり進めることができました。

統合まで残すところ1年となりました。今後統合に向けた準備も本格的になってまいります。今後は、さらに学校や地域の皆さんと連携を図り、児童や保護者が不安なく小学校統合を迎えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 着々と進められているような状況で、少し安心しているところですが、二小の関係者の中には、まだまだ結局、第一小学校に今の校風といいますか、非常に二小でよい取組をしていることが一小に持ち込めるだろうか、持ち込んでいき、一小で実施してもらえだろうかというような不安を持っている方もいるようです。それは一つに、具体的に言いますと、例えば二小での修学旅行に行くに当たって、箱根辺りへ行くようですが、地元の人から布わらじを作る技術を学んで、自分らで布わらじを作り、それを持って行って、箱根の関所付近を自分のつくったわらじで歩くというふうなことがされているのだけれども、この一小に行ったときに、一小の中でそれが果たしてできるだろうかというふうなこと、子供たちの情操教育というか、そういうふうなことも踏まえて言われておりました。

あとは、畑にいたしましても結構小まめにやっている。裏の畑を使ったり、また校庭の隅に田んぼを作ったりして稲の生育を見守るというふうなこともされていて、非常に身近な状況を活用しながら、農作業といいますか、そういうふうなものも活用しながら、畑等も有効に活用して、あまり遊ばせないで使っている。そういうふうなことも含めて、二小のよいところを一小に持ち込んでいただければありがたいなというふうなことも聞いています。

そのほか、やっぱり学校行事、二小の生徒が考えるのか、先生が考えるのか、みんなで考えるのかよく分かりませんが、私らがたまに招待されて運動会等に行ったときにも、同じ行事をするにしても、種目をするにしても、非常にプラスアルファ的な運動会をいわゆる5、6年生と合同になってやる、またそういうふうなことでとにかく一つにならないといろんな行事が進まないのが二小の運動会でありましたので、非常に和やかな縦社会といいますか、全学年行事であったり、それこそ上級生であったりとかいうのが和やかに、また楽しく、そして結構効果的な種目が行われていたというふうに思っています。

具体的に言うと、「大きなかぶ」というようなものを一小で見て、二小で見たときに、本当に型どおりと言ってはなんですけれども、本のおりのような、一小では人数が多いですから、種目が進んでいたのだけれども、二小に行ったときには、それにプラス別の学年であったりとか、また年寄りを誰か探してこようとかいうふうなことで、別の人を巻き込んだ、周辺を巻き込んだ種目を進めているようなところもあったりする。そういうふうなことで、ぜひ二小のいいところを一小に持ち込んで、いい展開にしていってほしいというふうなことが出ています。

そういうこともありますし、私は今回廃校した後のことは特に質問していないのですが、昔金沢小学校というのがこの山の向こうにありましたけれども、そこが今もとせ学校ということで非常に活用

されているのを見てきて、第二小学校の区域だったらもっともっと、ももとせ学校以上のことができるかなということも考えてみたりしました。いろんなことでその廃校後の活用が身近なところにもありますので、そういうふうに使っていただきたいと思います。

とにかく統合に向けて、スクールバスについてもどういうふうな方向で運行してくれるのだろうかというのと、あと二小のほうの子はどこまで、長瀬第一小学校まで運んでくれるのだろうかということとか、今上長瀬の駅の近くの子供たちが一生懸命歩いて学校に通っています。それを二小の子と対比した場合にどういうふうになるのだろうかというふうな形で、今上長瀬地区の子供たちは約2キロ以上の距離を歩いてきています。今度何か1年生がああ地区は8人ぐらい入るというふうなことも話題になっているのですが、バランスが取れているほうがよろしいのですが、通学場所といいますか、通学距離、迎えに行く距離、上長瀬から第一小学校までの距離と、第一小学校から野上のほうに来たときには、野上下郷のどの辺まで行くのだろうかというふうなこともあるかと思います。通学距離等についてしっかりと検討していただいたりして進めていただくことが大事だと思います。

国道方面、それから井戸、岩田の県道方面というふうな2台体制で行くのか、それとも上長瀬のほうも迎えが出るのか、そのようなことも検討していただけたらと思うところでもありますけれども、教育長、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

新井議員から、二小のよいところ、これは私も十分に認めておるところでございます。第一小学校につきましても、もちろんよいところ、たくさん特色のあるところがございます。そこで、この二小のよいところをどのようにつなげていくかというところがございますが、現在教育部会のほうで、この点につきましては各委員さんによってお話を進めていただいております。当然第一小学校、第二小学校を経験した先生方もたくさん入っておりますので、この辺は十分にまた検討していただくよう、私からもお願いをしてまいりたいと存じます。続いて、統合後の第二小学校の跡地の利用につきましては、先ほど町長がお答えしたとおりでございますので、私からは控えさせていただきます。

3つ目のスクールバスのことについてでございます。現在スクールバスは2台を用意する方向で進めております。路線ルートにつきましては、現在の予定では、小坂・岩田ルート及び矢那瀬・滝の上・上三区ルートを考えております。帰りは、同じルートを逆に走行することになりますが、低学年と高学年では下校時刻が異なる日がございますので、2往復することもあるかと考えているところでございます。来年度につきましても、この交流事業の際にバスを運行し、ルートや乗降場所等についての確認を実施し、令和6年度の運行に支障が出ないよう進めてまいりたいと思います。

それから、上長瀬や唐沢などの学校から離れた地域の子供たちのバス利用についてでございますが、現在は、学校統合につきましては、第二小学校区域の児童の通学時間が大幅に増えないよう、負担がないようにバス運行することで考えているところでございます。現況では、第一小学校の通学している児童につきましては、現況どおりの通学方法でお願いしたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） さらに踏み込んで検討内容をお聞きいたしました。いろいろな形で検討されていることは大体想定できているところでもありますけれども、一小のことにつきましては、上長瀬地区の特に子

供につきましては、二小との統合についての検討委員会だから、なかったかもしれませんが、今度通学距離というのは本当に非常に問題になってくる部分もありますので、その辺のところもどうか考えていただきたい。昔、どの世代だったかは覚えていないのですけれども、上長瀬の子は長瀬駅まで一時期電車で通ったときがあったというふうに私は記憶しているのですけれども、それがいつの間になくなってしまっているところもあります。そういうふうなこともありますので、いろんな検討をするに当たって一つそういう課題もあるということ踏まえて、これから学校の在り方、検討を進めていただけたらというふうに思うところであります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） マスクを取らせていただきます。質問します。

中央公民館の図書室について教育長にお伺いいたします。昨年度中央公民館図書室のパワーアップ事業が行われ、非接触型システム導入と蔵書の増加が図られました。この事業を実施したことにより、利用者も増加したと思いますので、蔵書数の変化、利用登録者数と図書の貸出し状況の変化についてお伺いいたします。また、どのような将来像を描き、図書室を充実させていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員のご質問にお答えします。

中央公民館図書室パワーアップ事業につきましては、窓口業務の効率化を図り、貸出しにかかる時間を短縮することなどを目的とした図書システムの導入及び、外出自粛が続いている中、少しでも豊かな時間が過ごせるようにするための図書購入を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施したものでございます。

初めに、蔵書数でございますが、この事業で購入いたしました図書は、一般向け図書172冊、児童向け図書215冊を購入いたしました。令和3年度末の増書数は、一般図書8,773冊、児童書4,845冊の合計1万3,618冊となっております。

次に、利用登録者数でございますが、図書システムの令和3年3月の利用開始から令和4年2月までで166人の登録がありました。

次に、図書の貸出状況でございますが、令和3年度は図書システム導入に伴い、貸出しを休止していた期間があることから、令和4年度の4月1日から1月16日までの期間で前年度と比較いたしますと、人数が526人、貸出数は1,465冊増加しており、人数、貸出数ともに約1.85倍となっております。

また、図書室の充実についてでございますが、引き続き図書の購入を行うとともに、公民館だよりなどの情報発信を行い、町民の皆さんが利用しやすいよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、井深教育長の答弁に対して確認を含め再質問をさせていただきます。

令和3年9月の定例会の一般会計予算の中で中央公民館図書室パワーアップ事業が約424万円で提案さ

れ、原案のとおり可決されました。中央公民館図書室のパワーアップ事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触の図書システム導入等いろいろな諸問題をクリアしながら図書室の蔵書等や充実を図り、時代のニーズを捉え、町民の求めに的確に応えられる図書室を目指したものと私は認識しています。長瀬図書室は、令和4年3月にリニューアルオープンしました。調査年度は失念しましたが、埼玉県下で図書館、図書室の利用率調査などが行われ、長瀬町の図書室の利用率が最下位でした。私自身も調査結果については何となく感じていましたが、今でも覚えています。

では、1つ目の質問です。恥ずかしながら私自身もあまり図書室を利用していませんので、私なりに他の自治体の図書館などを調べてみました。また、図書室や他の市立図書館や町立図書館をよく利用している町民の皆さんからいろいろな情報を収集しましたので、私の感想も含めてお伺いいたします。

ほとんどの自治体では、図書館来館者を対象に利用者アンケートを実施したり、各種協議会等からの意見や要望を収集して図書館利用のニーズ等を捉えていました。また、捉えたニーズや図書館を取り巻く社会状況、問題などを総合的に判断して、取り組むべき重点課題を設定して、図書館の目指す姿を具体的に掲げていました。

長瀬の図書室の利用者のアンケートの実施状況について多くの人に確認しましたが、今まで図書室の利用者アンケートを受けた記憶がないという意見がほとんどでした。この意見が真実であるならば、長瀬町の図書室の現状や課題、利用者ニーズや町民ニーズを収集しているのか、収集しているとすれば、どのような方法により収集しているのか、収集した利用者ニーズにはどのようなものがあるのか、収集した利用者ニーズを図書館運営にどのように生かしていくのか、また本当に収集等はしていないのか伺います。私は、現状把握ができていないと、ホワイトアウト状態、危険な状態になると思います。

2つ目の質問です。以前図書室で勉強していた学生や町民の皆さんから意見や要望を聞いてみました。特に要望が多かったのは、以前のように、図書室の中で本を読んだり、調べ物や勉強できるスペースを設置してほしいとの要望でした。具体的には、現在は図書室の隣の和室に机とテーブルを置いて対応してもらっているが、以前のような学習をするという雰囲気スペースではない。図書室としての違和感があり過ぎる。勉強スイッチが手に入りにくいとのことでした。このような利用者からの意見や要望に対する町としての見解を伺います。

あわせて、私から提案をさせていただきます。図書室内の学習スペースを確保するために、図書室の書架を隣の和室内に移動させて、スペースを確保して、図書室内に読書学習スペースの確保を提案いたします。町としての見解をお伺いいたします。もちろん図書室内での新型コロナ対策は不可欠であることを前提としています。また、図書室蔵書の増設の要望も多かったです。

3つ目の質問です。令和4年の中央公民館図書室の図書購入費、予算は年間12万円となっています。井深教育長より中央公民館図書室の将来像についての回答がありましたが、この財政予算で本当に将来像は目指せるのか、再度伺います。

あわせて、過去10年間の中央公民館図書室の図書購入費予算の図書購入比率及び近隣自治体の図書購入比率について、またこの比率等の現状に対する町としての見解をお伺いいたします。

4つ目の質問です。図書購入費が年間12万円では、蔵書数の増加は非常に危ないものであると感じているのは私だけではないと思います。

そこで提案いたします。ある町の図書館では、町の広報紙で広く町民に図書館への寄贈本のお願いを訴えていました。つまり各家庭に眠っている本を公立図書館に寄贈していただく方策です。この方策により

蔵書の増加を目指しています。

もう一つ提案いたします。図書館をよく利用する友人からの情報となりますが、雑誌スポンサーの募集です。友人によると、以前テレビでも好事例として紹介されていたとのことです。調べてみると、別の行政では町の広報紙で広く町民に雑誌スポンサーの募集を行っていました。

雑誌スポンサーとは、図書館で購入する雑誌の購入費を負担していただき、提供していただいた雑誌の最新号のカバー表紙、裏面、架台等に提供者名や広告等を掲載するものです。募集対象は、町内外の企業及び個人事業者になっています。私が提案する図書館への寄贈本依頼と雑誌スポンサーの募集に対する町の見解について伺います。魅力ある図書室となる一つの方策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

利用者のニーズをどのように収集しているのかということでございますが、ニーズの把握に関して、利用者アンケートについては、これまで実施したことはございませんが、公民館運営審議会の際に委員の皆さんから意見等をいただいているほか、随時利用者からの意見も伺っております。なお、図書の購入の際には、利用者の皆さんからのリクエストも参考に購入をしております。

続いて、図書室に机がなく不便との声があるということでございますが、図書室パワーアップ事業実施前は一般図書と児童図書を別々に配架しておりましたが、事業後は1か所で本を選んでいただけるよう図書を1つの部屋にまとめております。また、お子さんに靴を脱いで本を読んでもいただけるスペースを設けたことから、机を置いてはおりません。

現在図書室には調べ物等で来館される方は少なく、図書を借りに来られる方や自分で持ち込んだ資料で勉強している方が多い状況となっております。このため、勉強される方には公民館内で空いている部屋を使用いただいております。また、ご提案の件でございますが、各部屋にはそれぞれの役割や構造的な関係がございますので、現在考えてはおりません。

次に、図書購入費が少ない状況では図書室の充実を図ることができないと思っているが、どうか、また過去10年間の図書購入費の状況などを踏まえ、現状に対してどのように考えているのかというご質問でございますが、平成24年度から令和3年度までの10年間の図書購入費の合計でございますが、112万5,944円で、町決算額に占める割合は約0.0033%となっております。図書購入費は、近隣市町村と比べて低い現状でございますが、引き続き限られた予算の中で皆さんのニーズに合った図書がそろえられるよう努めてまいります。

また、図書購入予算が少ない、図書の寄贈など工夫するべきではないのかというご質問でございますが、図書室のスペースにも限りがございますので、単に増書数を増加させるだけではなく、多くの皆さんに借りていただける図書を増やすことが大切だと考えております。寄附の場合、発行年や図書の内容、冊数などを伺った上で、ニーズに合っているか検討の上、受入れの可否を判断しております。

なお、県立熊谷図書館の配本サービスを活用し、2か月に1度、120冊の配本を受け、貸出しを行っているところでございます。ご提案の雑誌スポンサーにつきましては、他市町村の事例等を調査し、活用できるかなど検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

長瀬町の財政状況については、私も十分に認識しています。また、新型コロナによる税収の減少や新型コロナ関連業務の職員の業務量増大等についても理解しています。しかし、長瀬図書室のあるべき姿や目指す姿をないがしろにしているということは断じてないと私は思っています。

そこで、1つ目の質問です。中央公民館図書室パワーアップ事業により、図書室の利用率や利便性などが本当に向上したと言えるのでしょうか。もちろん利用率の向上だけが図書室の評価ではないと十分に認識していますが、端的な評価基準としてあえて伺います。利用率の推移は、新型コロナ前の3年間で図書室パワーアップ事業の1年間についての実績を伺います。

また、最新の埼玉県下での図書館、図書室に関連する調査があれば、その結果についても伺います。また、調査結果等に対する町としての見解についても伺います。

2つ目の質問です。現在長瀬町では、小学校の統合が令和6年4月1日のスタートに向けて、各種準備が鋭意進められています。また、統合後の長瀬第二小学校の建物利用の検討も進められています。

そこで、統合後の長瀬第二小学校建物内に現在の長瀬町二小学校図書室と中央公民館図書室を合体させた新長瀬図書館の開館を提案いたしますが、いかがですか。

なお、新長瀬図書館構想は新長瀬図書室構想ではありません。図書館としての条例をクリアしての新長瀬図書館構想です。町としての見解をお伺いいたします。今の図書室は、ちょっと寒いということも言っております。井深教育長の賢明なる回答を期待して、私の質問を終わります。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

図書室の空調についてでございますが、今年度中央公民館の各部屋にルームエアコンを設置いたしました。図書室でも空調は使用可能となっております。中央公民館では、利用時に空調を使用させていただいており、短時間で本を選んでいただいている場合などは空調を使用しておりませんが、長い時間利用する場合は空調を使用しております。なお、空調以外の快適性向上のため、お子さんに靴を脱いで本を読んでいただけるスペースを設けるなどの対応をしております。引き続き、図書室を含め、中央公民館が利用しやすい施設となるよう取り組みたいと考えております。

続いて、新型コロナ前3年間で図書室パワーアップ事業後の利用状況及び図書館等に関する調査と調査結果に対する町の考えでございますが、新型コロナ前の3年間の利用者数及び貸出冊数でございますが、平成29年度が892人、2,132冊、平成30年度が808人、1,812冊、令和元年度が633人、1,352冊で、図書室パワーアップ事業後の令和4年度は、2月末の状況でございますが、1,346人、3,766冊の利用となっております。また、図書館等に関する調査と調査結果に対する町の見解についてでございますが、県立図書館が行っております図書館の利用状況等の調査において、1人当たり図書購入費などは県内でも下位となっておりますが、当町では、図書館ではないことから、単純に他市町村との比較をすることは難しいと考えております。

最後に、統合後の長瀬第二小学校を図書館として利用することについてでございますが、長瀬第二小学校の跡地の活用につきましては、先ほど町長が村田議員の質問にお答えしたとおり進めてまいります。ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 7 番、大島瑠美子君の質問を許します。

7 番、大島瑠美子君。

○7 番（大島瑠美子君） まず最初に、イノシシ被害の対策について産業観光課長にお聞きします。

中野上区と杉郷区では、イノシシによる食害が相次いで起きました。昨年の12月議会でも質問しましたが、これ以上イノシシによる被害が広がらないように対策を強化すべきと思いますが、町の考えを伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のイノシシ被害の対策についてのご質問にお答えいたします。

当町では、3年ごとに長瀬町鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣による農作物への被害の防止に努めております。この計画では、対象鳥獣の種類や計画期間をはじめ捕獲体制や捕獲頭数などを定め、県の捕獲計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として必要最小限の捕獲を実施しております。

ご質問のイノシシ被害につきましては、中野上区や杉郷区だけではなく、町内各地で発生しており、各行政区長を通じて、今年度だけでも町に農作物への被害の報告が16件寄せられております。令和5年2月末時点における有害鳥獣の捕獲頭数でございますが、イノシシが43頭、シカが80頭、計123頭で、前年度と比較いたしますと約1.5倍に増加しております。

このように、有害鳥獣対策イコール捕獲というイメージがございますが、イノシシ被害の発生場所が住宅地の周辺では、銃器を使用することも、わなをかけることもできない場合がございます。イノシシ被害を防ぐためには、イノシシの隠れ家となるような耕作放棄地の解消と、餌場となる野菜くずを畑に捨てないなど、イノシシの住みづらい環境を作るための地域ぐるみの取組が最も重要な対策の一つとなっております。こうした状況を踏まえ、町では令和5年度事業として、野生動物の習性や農作物の守り方などの鳥獣被害防止対策に関する研修会の開催を予定しております。この研修会に一人でも多くの町民の皆様にご参加いただき、正しい知識と情報を共有することでイノシシ被害対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後は、町民一人一人が正しい知識を持ち、自ら農作物を守り、地域ぐるみで対策を講じることの重要性を広く周知しながら、引き続き北秩父猟友会長瀬支部をはじめ県の担当部局や警察、そして何より地域住民の皆様と連携を図りながら有害鳥獣対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7 番、大島瑠美子君。

○7 番（大島瑠美子君） 今研修会をするとかいろんなことを言われました、正しい知識を持ってなんて。

でも、相手がイノシシや鹿なのです。だから、どう言っても駄目なのです、話ができないのだから。人間だったら説得すればいいということなのですけれども、12月のときにも防護柵で電流がついているだとかっていろいろ言われました。だけれども、実際に杉郷区と中野上区辺りにまで下りてきてしまってるのです。辻の奥のほうだったら、しらばくれていてもしょうがないよな、山の中だからなと言えるけれども、そうではなくて、いるからね。だから、私が憎らしいというのは、何で中野上の柳井さんのところの正雄さんのところの大根は食って、かわらんちで作っている大根は食わないのかというのだ。それで、大根食わないだけならいいのです。花壇にあるヒガンだとかチューリップの根っこを掘っころがして、花壇までぶっ壊していくわけ。そっちのほうがすごく憎らしいというのですけれども、このことについては言っても言っても多分できないと思うのですけれども、観光客の人なんかはこう言うのですって。この辺でイノシシを飼っているのですかと。ありっこなかんべえなとみんなで言うのですけれども、そんなわけで本当に網を置くとかなんとかというのは、もしも人間がかかってしまうと困るし、子供がかかってしまうと困るからということで、置けないというのが実情なのでしょう。お聞きします。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、捕獲方法には銃器、それから箱わな、それとくくりわな、3つあるのです。先ほど答弁でも申し上げたのですが、住宅地の周辺では銃器とくくりわなは設置ができません。ただ、箱わなについては、地域住民の方にご理解をいただければ設置はできますので、もしどうしてもということであれば、地元の区長さんと協議をさせていただいて、設置場所を見つけていただければ、早急に対応はしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 何だかんだと言ったって、捕れなければ駄目だし、箱を置いてもイノシシもすごく利口なのです。食べないのです。だから、駄目なのですけれども、それよりも人間が引っかけちゃって、けがされては困るからということがあるので、どうしようかねというのがある。町ではどうしようかねというのを教えてください。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

先週ですか、3月5日に実は大島議員のお店の近くでイノシシが出たということで、猟友会の方に現場に行ってくださいました。イノシシと遭遇したのですが、先ほど答弁でも言ったように、住宅地の周辺では銃器が使えないのです。もし使いますと、その使った方が処罰されてしまいますので。それで、その方はイノシシが民家から離れるのを待ってイノシシを追いかけたのですが、イノシシのスピードが速くて、やぶの中に入り込んでしまって、最終的には銃で撃つことができなかったという報告を受けております。

それよりも1か月ぐらい前に、私の実家の下のところで、やはり昼間イノシシが出まして、多分同じ個体なのです。そのときも猟友会の方を呼んで行っていただいて、イノシシと猟友会の方が遭遇したのですが、やはり民家が周りにあるということで、山の中に入るのを待ったのです。そうしたら、山の中に入るとやっぱりイノシシの動きというのがすごく速くなりまして、そのときも銃で撃つことができなかったのです。ですから、これを解決するには、やはり銃で仕留めるしかないと思うのです。それは、住宅地の周辺では無理ですので、山に追い込んで撃っていただくように、これから猟友会の方にもお願いをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 7 番、大島瑠美子君。

○7 番（大島瑠美子君） では、ぜひ追い込んでもらって、外に出てこないように、それからあと人間に危害を加えないように。昔危害を加えられて入院した人もいましたよね。ですから、そのところのことも考えまして、対処して、役場の職員さんも大変でしょうけれども、人間を守るためには仕方ないから、頑張ってください。以上です。

次に、2 番に参ります。マイナンバーカードについて町民課長にお願いいたします。マイナンバーカードを取得すると多額のポイントが付与されるようになり、多くの町民が申請したと思いますが、制度の趣旨を理解しないまま申請される方が多いようです。マイナンバーカードに被保険者証の機能を持たせることになるようですが、このことは有益なことなのか疑問に思います。何よりも、紛失や盗難、カードに記録された情報が漏えいした場合のリスクに不安があります。そこで、システムの末端である当町が行っているリスク管理について伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員の質問にお答えします。

マイナンバーカードと健康保険証との一体化につきましては、2024年秋をめどに紙の健康保険証を廃止する方針が国より示されております。また、マイナンバーカードは国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありませんと説明をされておるところでございます。

ご質問のマイナンバーカードの紛失や盗難、カードに記録された情報が漏えいした場合のリスクに不安があることにつきましては、マイナンバーカードのＩＣチップには、券面に記載されております氏名、住所、生年月日、性別の４情報と顔写真、マイナンバー、電子証明書、住民票コードのみ記録されており、紛失や盗難に遭った場合でも、本人以外は税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできないことになっております。また、ＩＣチップから不正に情報を読み出そうとすると、ＩＣチップが壊れる仕組みとなっております。

町のリスク管理につきましては、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じで、万が一落したり紛失した場合につきましては、マイナンバーカードの申請時や受取時に個人番号カードコールセンターへの電話連絡及び警察署への届出を行っていただくよう口頭で伝えけるとともに、個人番号カード利用の案内の文書を交付し、周知を図っております。

○議長（板谷定美君） 7 番、大島瑠美子君。

○7 番（大島瑠美子君） 今マイナンバーカードについていろいろ取り沙汰されておりますし、週刊誌でも何でも、こんなことをしなくてもいいとか、それから今素直にやっている方が大体半分で、あとはおかしいな、疑問だなと思う方が大体半分ぐらいいるのです。そして、政府も保険証、保険証と言って騒いでおりますけれども、私が聞きたいのは、保険証はもうそれするのだからというのですけれども、免許証はどうするのですか。税金の納付とか何かもマイナンバーカードでできてしまうのですか。それから、いっぱいお金持っている方の預金通帳、そのことも行く行くは全部番号をつけて、それをするのか。それから、介護保険も健康保険も、厚生年金なんかの方も全部マイナンバーカードで。だから、今度大体人間を呼ぶのに人の名前を呼ばないで、人間の権利だとかなんとかというのを人権だとかと考えなくて、番号で、おい、何番、おい、何番と呼ばれるようになる懸念もあるかとも思いますので、その道のプロであるハッカーさんとか何かがそれを壊そう、壊そうと思ってきているのですけれども、もしもなくなった場合、紛失した場合とかというときにどういう手続をしたらいいのか。警察に言ってください、役場に言ってくださ

い、それから銀行に言ってくださいと言われても、ええっ、ええっ、ええっと言うので、リスクをあまり言わないのです。そうですので、そこのところをもう一度詳細に、リスクについてもう一度言ってください。お願いします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員の再質問にお答えします。

リスクについて再度詳しくというようなお話だったかと思います。マイナンバーカードのリスク、盗難ですとか紛失の場合ですけれども、カードに登録されている内容につきましては、氏名、住所、生年月日、性別の4情報プラス顔写真、マイナンバーと電子証明書、住民票コードのみが記録されております。なので、悪用しようとしても、本人の顔写真との比較等で使用ができないというようなことに基本的にはなっております。また、無理にそのカードを利用しようとすると、ICチップが壊れて、そのカード自体が使えなくなってしまうという仕組みにもなっているということもございます。なので、ご心配いただいている部分につきましては、カード本体そのものが使えなくなってしまうと、悪用ができないというふうな仕組みになっているということもございます。それから、運転免許証とかとの統一とか、その辺につきましては、国のほうでも考えておるようございまして、運転免許証は令和6年度に統合するような方向性で今動いております。あと、在留カードなどにつきましては令和7年度での統合とか、そういったことでカードの一体化に動いている状況でございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） そうすると、まず政府のほうは保険証を何しろ取らせればいい。取らせてしまえばもうこっちのものだという考えがあるのでしょうか。だから、個人のことはどうでもいい。人権だとか権利だとか、日本国憲法に書いてあるようなことについては、最初に取りらせてしまえばということで、一生懸命、2万ポイントですか、そっちのほうで餌で釣って、そして分からない人はどんどんやっていますけれども、少し考える人はちょっとこれおかしいのではないかなということもあります。行政のここでも、町民課長も困るかとも思うのですけれども、健保組合なんかでは、取らなくてもいいのですよ、取らなくてもいいのですよということで、そういう話をよく聞いて、会員さんだとか、そこに入っている方は取らなくてもいいというから、向こうが取ったほうがいいよと言うまでは取らなくてもいいのだと。今やっています確定申告だとか所得の申告にもマイナンバーカード書きなさいということはないわけですよ。そうだからということなので、これにつきましては令和6年、令和7年、また令和8年、令和9年ということで、人間を番号で呼ぶようなことになると、逆戻りではないですけれども、今すぐくきな臭い世界で、この地球に戦争は要りませんというのと同じようなことがあるので、そちらの方も懸念しているので、これは玉川ちゃんに言っても駄目か。すみませんですけども、それなので、そこのところは、今言った保険証は今すぐにいつから対応かという、24年の秋から対応ですよ。免許証は令和6年からやって、税金とか、あと一番はみんな預金通帳はどうなのかということがあるので、あと介護保険だとか健康保険、厚生年金というのは、今もマイナンバーカードを取らなくても天引きされたりなんかということをやっておりますので、そこのところがあるので、このことについてはもっともっと、上のほうの人がもともと協議して、どういうふうにということで、国民を安心させるようなことをちゃんとやってほしいなと思うので、今日この質問をしたのですけれども、そのことについて、今分かっていることは今言ったお話のとおりなのではないでしょうか、お聞きします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員の再々質問にお答えします。

まず、税金の申告の関係でございますけれども、マイナンバーの番号については確認をして申告を受けているということでございますので、まるっきり使っていないということではないみたいでございます。

それから、保険証の利用につきましては、去年の6月ですか、医療機関のほうで始まってございます。

それと、いろいろ出たので、あれなのですけれども、免許証は先ほど話したので、大丈夫ですか。介護保険につきましても、先日新聞報道なんかで一本化するというふうなことの発表はされておりますけれども、私の手元のほうに総務省のほうの正式な通知的なものはちょっとまだ届いていないといいますが、見えていないので、あまり細かいのは申し訳ございません。よろしくお願いします。分かり次第、後でお答えさせていただきたいと思います。

そういったことで、国自体はマイナンバーカードを使って、引っ越しワンストップとか、いろんなサービスに使えるというようなことで、展開を図っていくということで動いているところでございます。なので、引っ越しのときに、まず転出先の入力なんかについても、マイナンバーカードを使って入力いただきますと、そのもといたところの窓口に行かないで済むといったことも既に動き始めておりますので、活用についてはいろいろまだ伸びていく可能性があるということでお答えさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 半分分かりませんが、終わります。

○議長（板谷定美君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会において町長から提出された議案は、議案第2号から議案第24号までの23件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第2号 長瀬町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町犯罪被害者等支援条例の提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念をはじめ、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるため、

この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第2号 長瀬町犯罪被害者等支援条例につきましてご説明申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等への支援につきまして、犯罪被害者等基本法第5条、地方公共団体の責務に基づき、長瀬町において犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び基本となる事項を定め、不幸にも犯罪に巻き込まれて被害者となってしまった場合、その苦痛や経済的負担が軽減できるよう、見舞金等を支給し、速やかに支援できるようにするものでございます。

それでは、条例の概要について説明いたします。議案書を御覧ください。本条例は、13条の条文で構成をしております。

まず、第1条は目的でございます。本条例制定の目的を規定しております。

第2条は、この条例で使用している用語の定義を定めております。

裏面の2ページを御覧ください。第3条は、基本理念を定めたもので、支援を行うに当たっての考え方、また個人情報の取扱いについて定めております。

第4条から第6条にかけては、町、町民、事業者の責務についてそれぞれ規定をしています。

次の3ページを御覧ください。第7条は、相談及び情報の提供等について定めたもので、犯罪被害者等から相談を受けた場合の町の行う事務に関して明文化したものでございます。

第8条は、見舞金の支給について定めたもので、犯罪行為により死亡した者の遺族または傷害を受けた者に対して、見舞金として30万円、また傷害見舞金として10万円を支給することを規定してございます。

第9条から裏面の4ページ、第12条は、基本となる支援体制の整備等を定めるもので、人材の育成、民間支援団体への支援、町民及び事業者の理解の増進、意見等の反映についてそれぞれ規定したものでございます。

第13条は委任規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

最後に、附則でございます。まず、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置で、第8条に規定する見舞金の支給につきましては、この条例の施行日以後に行われた犯罪行為に適用するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） このような条例を整備するというようなことについては、大変いいのではないかなという意見を持っております。ちょっと整合性がないということで、第2条第5項を見ると、二次的被害というのがうたわれております。精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、その他の被害をいうと書いてありますよね。これも被害ですよね。では、8条のところに行って、遺族見舞金と傷害見舞金というのはあるのですが、この傷害という字は精神的なものを含んでいないのではないのかなと、この字で

いきますと。そうすると、この条例の第2条第5項で二次的被害というふうなこと、これが二次的ではなくて一次的な犯罪、当然これも犯罪ですよ、今は。だから、そうするとちょっとその文言が不足しているのではないかなと。この傷害見舞金10万円というところ、この傷害見舞金が、精神的なものとか二次的被害とか、そういうものを含んでいるのか。この字だけで見ると、含んでいないような字ですよ。そのところをどう解釈しているのかについて伺います。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

第2条第1項で犯罪等ということがありますがけれども、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為ということがあります。例えば二次的被害で、その被害に遭われた方のインターネットへの書き込みですとか掲示板への書き込み、そういったものがありますと、外科的な傷害だけではなく、そういった誹謗中傷など、またはストーカー行為による恐怖などで精神的ダメージを受けて治療を受けた場合も見舞金の対象となります。ただ、こちらのほうは傷害事件などとは違いまして、こういった誹謗中傷などを受けた場合は、被害者の方が警察署に被害届を提出していただいて、捜査を行い、事件性、刑法において刑罰を科せられる行為、名誉毀損ですとか侮辱罪、あとは脅迫罪とかになりますけれども、そのような場合に精神的ダメージを受け、うつ病などになった場合、その因果関係などが総合的に認められれば見舞金の対象となります。ただ、原則的に警察の被害届等の情報を基に決定することになります。

なお、この見舞金の対象となる犯罪被害者等の把握につきましては、役場ではとても把握できませんので、こちらのほうは警察から本人とご家族の同意を得まして、町のほうへ情報提供があり、その情報を基に警察と連携して対応していくこととなっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の説明で大体分かったのですが、ちょっとそこまで調べていないので、この犯罪行為により傷害を受けた者、この傷害という字が外的傷害だけを指すような字のような気がするのです。これは、私の知識不足かもしれません。この文言に、精神的障害とか、例えばそのようなことで仕事に行けなくなったとか、よくテレビでも騒ぎますが、ストーカー行為によって警察に訴えたのだけれども、警察のほうでちょっとあって死亡事件が起きてしまったとか、その死亡事件とかになれば当然こっちにも該当すると思うのですが、仕事に行けなくなったとか、そういうような状況で、当然告訴というか、正式な手続を踏んでということであれば認められないと思うのですが、もしもそういう精神的な傷害というのもこの字に含めるというのなら、これで構わないのかと思いますが、今ここで調べる時間がないので、この字だけでいいのかどうかというのがちょっと気にかかるところなのですが、精神的なとかいうことも事件として扱われた場合には含むということは理解できました。この字については後で。いいですかね、そういうことで。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

傷害が「傷」という字で、こちらのほうの条例は、秩父郡内、あと県内全域で同じような文言で扱っておりますので、統一した条例となっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 犯罪ということで、犯罪者と被害者というふうに今分けられているところなのですが、実際に亡くなったり大けがをしたりした場合、ちょっと文句を言ったりなんかして加害者的な状態でいたものが逆にやり返されて強度な被害者になったというふうな場合の認定は、いわゆるその被害者としての認定の仕方、その時期、そういうふうなものについてお聞きしたいのですけれども。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、警察のほうから町のほうに情報提供がありますので、そうした警察のほうからの連絡があった時点で関係機関と連携を取りながら対処してまいりたいと思っております。ですから、その辺はまた警察のほうで、その被害をした者が今度逆に被害を受けたというようなことで、その支援の対象になるかならないかは警察のほうで判断して町のほうに来ることになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 課長が言わんとしているところは分かるのですけれども、実際のところ、けんか両成敗というふうにも言われたり、要は悪くないほう、客観的に見たときに悪くないほうが被害者になるのが普通だと思うのですけれども、そうではなくて悪いほうが被害者になってしまうことだってあり得るのです、けんかというのは。ですから、そういうふうなことで、確かに警察での認定でも割合があるかと思うのです。裁判の最終的な結果で無罪になったりするケースもあります。そういうふうなことも含めて、結局その認定の時期もあるかと思うのです。そのけんかの割合、被害、加害の割合、それから認定された時期、そういうふうなもので、相手が送検されたときであるのか、起訴されたときであるのか、それとも罪が確定したときなのかというふうなこともあるかと思うので、その辺はどの辺でやる予定なのですか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） こちらの条例は、また別にそういった国のほうで給付金制度がありまして、町のほうの条例は、やはり給付金までになると、新井議員が言われたように、裁判とか日にちがかかってしまうものですから、こちらの条例は、そういった被害を受けた方、また亡くなられた方に対して、葬祭費ではないのですけれども、そういった少しでもお金のほうで金銭面で支援できればという条例ですので、それとはまたちょっと違うのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 長瀬町犯罪被害者等支援条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第3号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館条例の提案理由を申し上げます。

重要文化財、旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館の設置及び一体的管理の実施に関し、必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第3号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館の管理については、これまでも一体的に行っているところですが、条例はそれぞれ別の条例となっております。緑の村の廃止により、長瀬町緑の村設置及び管理条例で規定されております郷土資料館について、旧新井家住宅と一つの条例とするため、この案を提出するものでございます。

議案を御覧ください。第1条は、文化財保護法及び地方自治法の規定に基づき、設置及び管理について定めるものでございます。

第2条は、設置目的について定めるものでございます。

第3条は、名所及び位置について、記載のとおり定めるものでございます。

第4条は、管理について、長瀬町教育委員会が管理すると定めるものでございます。

第5条は休館日について、第6条は開館時間について、それぞれ定めるものでございます。

次のページを御覧ください。第7条は、本施設における禁止行為について定めるものでございます。

第8条は観覧料について、第9条は観覧料の減免について、また第10条は観覧料の還付について定めるものでございます。なお、観覧料は現在と変更ございません。

次のページを御覧ください。第11条は、写真撮影などの許可について、第12条は、第11条による許可を受けて施設を使用する場合の使用料について、第13条は、使用料の減免について、第14条は、使用料の還付について、第15条は、使用許可の取消について定めるものでございます。

次のページを御覧ください。第16条は、使用権譲渡等の禁止について定めるものでございます。

第17条は、施設の使用終了後の原状回復について定めるものでございます。

第18条は、立入り拒否などを定めるものでございます。

第19条は、施設を損傷した場合の原状回復または損害賠償について定めるものでございます。

第20条は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定するものでございます。

次に、附則でございます。第1項は、施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いします。第2項、旧新井家住宅管理条例及び第3項、長瀬町緑の村設置及び管理条例は、この条例の制定により廃止とするものでございます。

以上で議案第3号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館管理条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これを統一して、一つの条例にというようなことについては、異議ありませんけれども、はっきり言って、郷土資料館、この頃行っていないので、分からないのですが、資料館としての意味合いといいますか、それが持てているのかどうかということがちょっと非常に心配になるのですが、この資料館、現在の状況のまま行くのか、そこまでこの条例で質問するのはいかがなものかというのがありますが、その資料館の運営方針というのですか、こういうものをもう少ししっかりしたほうがいいのではないかなということを行くたびに思っていたのですが、このコロナになってからの現状は分かりませんので、そのことについて教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

条例の設置についてのご質問とは違いますが、関連の質問として、郷土資料館の今後の方向性とか方針とかということについてのご質問だと思います。なかなか展示なんか難しかったのですが、職員がお金のかからないよう創意工夫をして、可能な限り展示替え等をして、いろいろ寄附していただいたもの、それからそれ以外のものについても見せられるような形で進めております。今後の郷土資料館の運営等につきましては、現在のところまだしっかりとした計画はございませんが、可能な限り必要なものをそろえたりとか、それから旧新井家住宅のほうの改修というのも定期的に必要になってきますので、それを含めた形で総合的な観点から方向性を定めて運営していくような形にしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 5ページの別表第2、第12条関係なのですがけれども、なりわいとして写真を撮影する場合、1人1日につき5,000円、それからなりわいとして広告写真を撮影する場合は1回につき1万円とかって書いてあるのですがけれども、今まで郷土資料館をやりまして、そういうことでお金を取ったことがあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

私が知っている限りは、有料でやったときにはないと認識しております。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 旧新井家住宅及び長瀬町郷土資料館条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第4号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

複雑多様化する行政事務により一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、課の再編を行いたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第4号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、業務が広範多岐にわたっている健康福祉課の組織の効率化、行政サービスの向上を目的に、2課に分割するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第4号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条は、課の設置を定めておりますが、第5号の健康福祉課を福祉介護課に改め、新たに第6号に健康こども課を加え、現在の健康福祉課を2つの課に分割し、以下の号を繰り下げるものでございます。

次に、第2条は、各課の事務分掌を定めておりますが、第1条の課の追加を行ったことに伴い、事務分掌の見直しを行いました。まず、第5号の健康福祉課を福祉介護課に改めたことで、アの保健及び健康増進に関することとエの児童福祉に関することにつきましては、第6号として追加しました健康こども課の事務に移し、裏面の2ページを御覧ください。また、イとして子育て支援に関することを新規に追加する

ものでございます。

議案書を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 第5号で福祉介護課、第6号で健康こども課というふうになっているので、健康関係に関しては、福祉介護課ではなくて、第6号の健康こども課のほうへ行ってしまうのですか。後ろにウのところ保健衛生及び健康増進というふうに書いてあるのですが、こども課が全体の健康を管理するようになるのでしょうか。高齢者等を含める一般人を含めての健康管理はどちらに行くのでしょうか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

健康に関することは、子供も大人も健康こども課のほうに事務が行きます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） なぜこういうふうに思ったかといったら、結局現行のほうは、まず一番先に保健及び健康増進に関することということが載っているわけです。全町民の一番関心があるし、一番大事なことかと思うのです。それがずっと消えてしまって、こども課の一番最後に載ってきたということがちょっと引かかったし、読み切れなかったところなのです。ですから、この辺のところを工夫してもらいたかったなと思ったのです。こども課が優先してしまって、健康のほうがちよっと遅れてしまうような感じがしたのです、扱いが。そういうふうな感じがするのですけれども、いかがでしょうか。もっと前に持つてくるとか、健康に関してはこちらですよという感じの。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

特段意味はございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ここの行政のまとめが非常に難しいと思うのです。なぜかという、現行でも国民健康保険の担当課は町民課なのですよね。税に関しては、税の徴収とかは税務課なのですよね。こうなってくると、例えば後期高齢者とかはどっちに入るのかなというのがあるのですけれども、いっそのこと、まとめて、例えば町民課が扱っていた国民健康保険とかいうのについてこの健康こども課のほうに統一してしまつてとか、そういうことはできるのかどうか。やっぱり現行どおりやっていくのか。そうなると、3つの課が1つのことを連携しながらやっていかなければいけないというような、多分そういう行政になると思うのです。事務が煩雑になって、ちょっと今までも大分どうなのかなという気がしていたのですけれども、そのことについてはどういうふうにしていくつもりなのかというのが分かっていたら。分かっていたらというか、分かっていないと困るのだけれども、質問したいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

今も町民課と健康福祉課におきましては、課を超えて連携のほうは図れて実施しております。医療のことについては、私の管轄外なのですけれども、今町民課では医療関係は全部まとめてやっていただいておりますので、そこはそのままということで今回組織改正ということになりました。健康福祉課のほうには保健師がおりますので、健診ですとか健康増進関係、また国保の中にあります保健事業なども保健師が関わってやる必要があるという考えでございますので、国保につきましても町民課と健康福祉に分かれている部分もございます。ただ、組織が大きな市と違いまして小さいですので、そうした中で細々と連携を図っていくことで何とかやっていけるのではないかとということで、このような分担としています。今回その医療の関係につきましては、特に分担は変えていないと思うのですけれども、健康福祉課の中を2つに分けるということで、どういうふうにしたらいいかとということで分けさせてもらいました。あと、その事務分担の順番、先ほど新井議員のほうから指摘があったのですけれども、どれが重要かということで順番を並べているわけではないのですが、予算書に載っている順番になっているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也さん。

○5番（村田徹也君） 再度繰り返しになると思いますが、町民課と健康こども課と、また税務課と連携を取って今までどおりやっていくというお話なのですけれども、また実際問題として、我々が会議に出たりしてもちょっとややこしい面があるしということで、また再編とかいう場合には、こういう課がまたいでしまっていてやりにくいなというところを考慮していったほうがいいと、私はそういうふうに考えているのですが、今回はこれでやるということだと思います。質問になるか分かりませんが、以上です。

○議長（板谷定美君） 答弁はいいですか。

○5番（村田徹也君） 庁舎内でうまく回っているのなら問題はないと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） これ健康福祉課が福祉介護課と健康こども課と、子供、子供、子供というので、それでこれをつくればいいやというのでつくったような感じなのです。新旧対照表を見ると分かるのですけれども、6番の健康こども課と。そうすると、これはどこの課に行けばいいのと言われたときに何て説明したらいいか分からないような文章になってしまっているのので、今の健康福祉課長なんかはそのところをよく吟味して、そしてやったのでしょうか、健康こども課というのは。どういうわけなのでしょう。教えてほしいのですけれども、子育て支援に関する課ということで、これどこに行くのというとき、行ったときにそこではない、健康こども課だよと言われたとき。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

例えば子供の関係は、今度はどこに行ったらいいかということですが、4月号の広報にまず事務分掌、代表的なものを載せます、課がこう変わりますということで。

それと、課の編成についての基本的な考え方なのですけれども、子育て支援施策の充実につきまして、令和4年度当初から企画財政課、健康福祉課、教育委員会で検討してまいりました。その中に組織体制の見直しもございました。これまで健康福祉課で担当してまいりました妊娠から出産、子育てまで切れ目のない子供の支援について、町民に分かりやすい課の名称としたいことがまず1つございました。

また、子育て支援担当に専門職である保健師を配置し、子育て支援業務を充実させること、また健康づくり担当と子育て支援担当を1つの課にまとめることにより、保健師同士の業務連携がしやすくなるということ等がございますので、子育て部門と健康部門を1つの課といたしました。

また、現在の健康福祉課では、出産から子育て支援、健康増進や健康診査、介護保険、地域包括ケア、障害者福祉、保育園、学童など、町民に直接関係する業務が多くございまして、組織の規模が他課に比べてかなり大きくなっていったということもございます。その数ある業務の中の子育て支援という位置づけから、町の重要施策である子育て支援を町民に分かりやすい組織に変える必要があると町長が判断したものでございます。

また、介護保険サービスや介護予防事業、障害者支援、社会福祉など、高齢者、障害者などを含む福祉施策に関わる部門を分けて福祉介護課を設置します。福祉介護課におきましては、地域共生社会の実現に向けて、高齢者や障害者、福祉の支援が必要な方なども包括的に相談に応じられる体制づくりを整備するとともに、対象者のニーズや課題などを丁寧に把握して支援してまいります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいま総務課長のほうからも説明がございましたけれども、先ほどの議員の一般質問の中でも出てまいりました、村田議員のほうから子供の出生率が低いということで。この辺は、かねがね本当に私といたしましても気になっていたところでございます。その中で、長瀬町はいろいろな子育て支援策をやっているのだけれども、意外とそこのところが町民にも分かっていないというようなお話も多々いただいておったところでございます。その中で、何とかこれだけのことをやっているのだと皆さんにも知っていただきたいということで、本来ですと、こども課ということで、子供だけに絞ったのですが、それですとまた健康福祉、大きくてちょっと無理だということで、健康こども課、それに分けさせていただいたわけです。たまたまこども家庭庁も5年度から始まるということで、ちょうど同じ時期になったわけでございますけれども、広報でしっかりとそこのところは町民に周知させていただいて、この課はこういう仕事をやっています、こちらの課はこういう仕事をやりますということで載せさせていただいて、周知を図ってまいりたいと思います。いずれにいたしましても、子ども・子育てを令和5年度はしっかりとやらせていただくということで、こうした形を取らせていただいたということでございますので、私がそうしたことで判断させていただいたということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 長瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員や他団体の議会議員、特別職の期末手当の引上げ、職員の勤勉手当の引上げに併せて議会議員及び町長等の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第5号 議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容が全く同じでございますので、併せてご説明いたします。

なお、議案第5号から議案第8号までの人事院勧告等に関する条例改正につきまして、改正内容をまとめたA4用紙1枚をお配りしてございますので、参考に後ほど御覧いただければと思います。

それでは、議案第5号、第6号の説明につきましては、先ほど言いましたけれども、改正内容が同じです。お手元に配付してございます参考資料の議案第5号の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条関係でございますが、第5条、期末手当ですが、第2項中、12月に支給する場合においては100分の162.5から100分の167.5に改めるもので、年間0.05月分引き上げるものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。第2条関係でございますが、第5条第2項中、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては、100分の167.5を100分の165に改めるもので、先ほど第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

最後に、第5号の議案書の附則を御覧ください。第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条の規定は令和4年12月1日から適用するものでございます。第3項につきましては、改正前の規定に基づいて支払われた期末手当は改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第5号、第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引上げ等を実

施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第7号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第1条関係は、第14条の7の勤勉手当でございますが、第2項第1号は、再任用職員以外の職員については、12月に支給する場合においては100分の95から100分の105に改めるもので、年間0.10月分引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員においては、12月に支給する場合においては100分の45から100分の50に改めるもので、こちらは年間0.05月分引き上げるものでございます。

次に、1ページから8ページにかけての別表第1の行政職給料表ですが、20代半ばまでの職員が在籍する号俸に重点を置き、初任の主査級、3級の若手職員にも改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在籍する号俸について改定されます。全体の平均改定率は0.3%となりまして、1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%、4級から5級は、改定はありますが、上昇率は0.0%という状況で、6級は改定なしとなっております。大卒初任者給を3,000円、高卒初任者給を4,000円引き上げるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。第2条関係ですが、第14条の7の勤勉手当でございますが、第2項第1号は、再任用職員以外の職員については、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を100分の100に改めるもので、第1条で引き上げた0.10月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

同項第2号は、再任用職員においては、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を100分の47.5に改めるもので、同じく第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただきまして、議案書の最後のページ、5ページを御覧ください。附則の第1条は、条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項については、第1条の改正後の給与条例は令和4年4月1日から適用するものでございます。

附則第2条については、改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

附則第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める委任規定でございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。会計年度任用職員の給与について、国家公務員の給与改定を受けて、先ほどの議案第7号で改正を行い、議決いただきました一般職員の給料表を準用しているため、改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第8号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、別表第1、行政職給料表でございます。左側が現行で、右側が改正案となります。会計年度任用職員の給料表の1級は、一般行政職給料表の1級の5号から25号まで、2級は一般行政職給料表の2級の1号から21号までの給与月額を適用しているため、人事院勧告に基づき、一般職員の給料表の改定が行われたことに準じて改正するものでございます。

なお、技能労務職給料表については、改正は行われておりません。また、会計年度任用職員には勤勉手当の支給はありませんので、改正は不要となります。

それでは、議案書を御覧いただきたいと思います。議案書の裏面を御覧ください。附則でございますが、条例の施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものでございます。会計年度任用職員の給与については、給料表の遡及や年度途中での改定はせず、改正後の給料表は翌年度から適用する方針を取っております。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じた

ので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、子ども・子育て支援法、学校教育法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付され、令和5年4月1日に施行されるため、国の基準に準じた改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。1ページ、第6条の2でございますが、安全計画の策定等として、国会における審議において、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営基準について、児童の安全確保を追加することとされたことを受け、安全計画の策定等に係る規定を加えるものでございます。

第6条の3でございますが、自動車を運行する場合の所在の確認として、認定こども園の送迎バス置き去り事案を受けて取りまとめられたこどものバス送迎・安全徹底プランを踏まえて、バス送迎に際して、乗降時に点呼などの方法により利用者の所在確認を盛り込んだものでございます。

第12条の2でございますが、2ページにかけて御覧ください。業務継続計画の策定等として、災害時等の業務継続計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的実施することとする努力義務について盛り込むものでございます。

第13条でございますが、衛生管理等として、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のために講ずるべき措置として、職員に対し研修及び訓練を定期的実施することを定めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）でございますが、15ページまでにかけて、子ども・子育て支援法第19条に関わる文言の修正でございますが、子ども・子育て支援法の第19条第2項が削除され、1項のみの条となるため、項立てをする必要がないことから、法第19条に関わる文言を修正するとともに、第54条につきましては字句の修正をするものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページから7ページにかけて御覧ください。第15条第1項第3号でございますが、学校教育法第25条に項の新設があったため、第25条を第25条第1項に改めるものでございます。

7ページを御覧ください。第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、民法改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削られたことを受け、児童福祉法第47条第3項が改正されたことから、当該条文自体を削除するものでございます。

16ページを御覧ください。長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）の第7条第1項でございますが、第8条の3の新設に伴いまして、規定を追加するものでございます。

第8条の2、安全計画の策定等及び第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認及び第15条、安全管理等につきましては、18ページにかけて御覧ください。先ほどご説明しました長瀬町放課後児童健全育

成事業の設備及び運営の基準に関する条例と同様に定めるものでございます。

18ページ、第11条でございますが、家庭的保育事業等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とするため、例外規定を設けるものでございます。

第14条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、7ページと同様に当該条文自体を削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、4ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条中、長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条及び第54条第1項の改正規定並びに第3条中、長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めているものでございます。

以上で議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この条例改正と直接関わっていると思いますので、お伺いします。

国のほうで見落としを防止するためにブザー等の設置について補助をするということが書かれてありましたが、これについて、この条例改正で経過措置があると思いますので、それまでに多分そういうブザーというのですか、見落とし防止の設置というのですか、をしなければならないということでの補助について、これ国からかな、町としてそんなふうなのを進めるといいますか、そのことについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 長瀬町内の保育所、認定こども園につきまして、バスの送迎をしているところがございますので、国の補助制度を使って、そういったチェックができるものをつけていくという問合せをしております。その中で、令和6年度中にそれを設置すればいいということになっておりますので、今年度はそういった予算は取っておりませんが、来年度になりまして、各園のほうでやりたいという意向を聞いておりますので、準備ができ次第、補正予算等で取らせていただければ、やっていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは、多分私が読んだ限りは義務というふうに読み取ったのですが、令和6年度までにはそれを設置しなければならないということですね。今課長が言われたように、申請があれば、それについて、該当額について設置を進めていくということによろしいわけですね。

○議長（板谷定美君） 答弁いいですか。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 認定こども園というのは、長瀬幼稚園だけですか、町内だと。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 今お話ししましたバスの送迎をしている園でいうことであれば、高砂保育園と、あと認定こども園であります長瀬幼稚園になります。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、議案第10号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第10号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費

用の平均額等を勘案し、令和５年４月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和５年２月１日に公布されたため、条例改正をするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線部分が訂正箇所でございます。

第７条、出産育児一時金でございますが、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。これにより産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、産科医療補償制度の掛金分の1万2,000円を加算して50万円となるものでございます。

次に、改正条例を御覧いただき、附則でございます。施行期日につきましては、この条例は令和５年４月１日から施行するとするものでございます。また、経過措置としまして、この条例の施行期日前に出産した被保険者に係る長瀬町国民健康保険条例第７条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第15号、議案第11号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員の定員の見直しを行うとともに、消防団員の処遇改善について所要の改正を行いたいため、こ

の案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 議案第11号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の一部改正を行う要因といたしましては、団員数の減少に伴い、条例定数を実情に応じた定数にするとともに、団員数の減少により、一人一人の団員の負担も大きくなっていることから、団員の労苦に報えるための処遇の改善と、団員を確保することを目的として、国が定めた消防団員の報酬等の基準に基づいて改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。主な改正内容でございますが、第2条では、消防団員の減少に伴い、団員数を110人から100人へ10人減員するとともに、現在設置している女性消防隊及び特別団員の活動内容を明確にするものでございます。基本団員80人、女性消防隊10人、特別団員10人となります。

次に、第5条第2項第1号につきましては、団員の失職について、現状に即した内容に改正するものでございます。

次に、第8条につきましては、災害に関する出動報酬が創設されるため、災害の定義を明記するものでございます。

次に、第12条第1項から次の2ページにかけての第4項までにつきましては、第2条により明確化された機能別団員についての年額報酬について規定するものです。

2ページ下段から3ページにかけての別表を御覧ください。3ページの表の女性消防団員につきまして、基本団員より活動日数などが少ないため、現状の報酬額の半額とするものでございます。なお、基本団員及び特別団員については、報酬額に変更はありません。

2ページに戻っていただきまして、2ページの第5項及び第6項につきましては、災害に関する出動報酬を創設するものです。災害1回出動につきまして4,000円を支給し、以降4時間を超えるごとに4,000円を加算して支給するものでございます。第7項は、支給時期について明記したものでございます。

次に、第13条につきましては、出動報酬の創設により災害出動に関する規定を削るものでございます。

それでは、議案書を御覧いただきまして、裏面の附則を御覧ください。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 第2条の第3号ですか、後方支援のみに従事する消防団員（特別団員）というふうになっていますが、この特別団員の資格とか経験とか行動内容を教えてください。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

こちらの特別団員は、役場の職員でありまして、それも消防団員の部長を経験されました役場の職員となります。日中の火災のときに、町外に勤めに出ている団員が多いものですから、主に昼間の火災に対して対応するものでございます。あとは、夜間等、その他の場合でも、どちらかという地元で火災があったときには出動していただくことになっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） そうすると、普通隊員と同様に、日中等出動したときには消火作業とか何かをすることになるかと思うのですけれども、そのときの手当は考えないということですか。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員の質問にお答えいたします。

どちらかといいますと後方支援でありまして、こちらにも書いてあるように後方支援ということで、火災に出動して、ホースの延長ですとか、あと団員がいなくて消防自動車が出せない場合、消防自動車を現場まで運転していくとか、そういったことが主な業務になります。こちらの報酬が無報酬ということですが、こちらにつきましては、別に消防後援会のほうから特別団員につきましては手当ということでいただいております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 2ページの第5、出動報酬は、消防団員が災害の対応、またはその警戒に従事した場合において、1回につき4,000円とする。次のページです。5、6です。前項に掲げる勤務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、4時間を超えるごとに4,000円を同項に定める額にということで、1回につきだから、4時間以上いけば8,000円ということもあり得るわけですね。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

大島議員の言うとおり、4時間を超えれば、次の4時間までですが、8時間までは8,000円になります。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第16、議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,314万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億6,119万2,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ8,314万円を追加いたしまして、総額を37億6,119万2,000円にするものでございます。

第2条、第3条は、それぞれ第2表、第3表でご説明させていただきます。第2条、繰越明許費につきましては、6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございますが、令和4年度中に完了できない事業につきまして、令和5年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第2款総務費、第2項企画費のうち物価高騰対策子育て支援事業及び物価高騰対策生活者支援事業、第10款教育費、第1項教育総務費のうち「はつらつ！こども応援金」支給事業及び「はつらつ！就学・通学応援金」支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度当初に迅速に実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

また、第10款教育費、第2項第一小学校費、第一小学校等における感染症対策等支援事業及び第3項第二小学校費、第二小学校等における感染症対策等支援事業、第4項中学校費、中学校等における感染症対策支援事業につきましては、学校保健特別対策事業費国庫補助金を活用し、令和4年度から令和5年度にかけて事業を実施することから、繰越明許費を設定するものでございます。

そのほかの項目につきましては、入札不調や関連工事の遅れなどにより、年度内に完了することが困難となったため、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、第3条の地方債の補正につきましては、7、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございますが、庁用自動車整備事業債は、起債の対象外となったことから、減額するものでございます。公営住宅長寿命化事業債は、交付税措置がある地方債の対象ではないこと、町税や交付税の歳入が増額となることから、財源を見直し、減額するものでございます。また、橋梁長寿命化事業債、通学路安全対策整備事業債、道路新設改良事業債、社会教育施設整備事業債は、各事業において事業費が当初の見込

額を下回ったことから、減額するものでございます。その結果、全体の限度額を2億276万4,000円から1,110万円減額し、1億9,166万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の13、14ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額1,700万円及び第2目法人、補正額500万円は、それぞれ現年課税分が当初見込額を上回ったことにより増額するものでございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額4,210万円は、大規模な償却資産が新設され、新たに課税対象となったことなどにより、固定資産税が当初見込額を上回ったため、増額するものでございます。

第3項軽自動車税、第2目環境性能割、補正額120万円及び第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額140万円は、それぞれ現年課税分が当初見込額を上回ったことにより増額するものでございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額6,079万2,000円は、国の令和4年度補正予算において地方交付税が増額されたことにより、普通交付税の再算定が行われた結果、当町への普通交付税が増額となったことから、増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金です。15、16ページを御覧ください。第1目民生費国庫負担金、補正額1,452万6,000円の減額のうち、第3節児童保育費国庫負担金、補正額1,241万3,000円の減額は、保育園への途中入所などが当初の見込みを下回ったことなどにより、保育園などへ支払う委託料が減額となったため、減額するものでございます。

第2目衛生費国庫負担金、補正額108万6,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、集団接種会場の医師・看護師報償費や個別接種を実施していただく医療機関への委託費などが見込みを下回ったため、減額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額2,013万7,000円のうち、第1節企画総務費国庫補助金、補正額1,575万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する経費について、地方創生臨時交付金を活用するため、増額するものでございます。

また、第2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金、補正額438万6,000円は、戸籍住民システム改修事業に係る費用が国庫補助対象になることが確定したことから、増額するものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額494万7,000円の減額のうち490万円の減額は、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金に関する費用が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額589万円の減額のうち562万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種の実施体制を運営するための費用が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

第4目土木費国庫補助金、補正額58万6,000円は、社会資本整備総合交付金等が当初予算額を上回ったため、増額するものでございます。

第5目教育費国庫補助金、補正額135万円は、感染症流行下においても継続して学校運営が実施できるよう、小中学校等の消耗品や換気対策等に取り組むための備品を購入するため、増額するものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額587万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金のうち、保険基盤安定繰出金が当初の見込みを上回ったことにより、繰出金に係る県負

担金が増額となるものの、児童手当などの各事業の執行見込額が予算額を下回ったことから、減額するものでございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金、補正額155万5,000円の減額は、原油高・物価高騰対策で実施した事業が保育所等物価高騰対策給付事業の対象になることが確定したことに伴う増額があるものの、児童福祉に関する各事業の執行見込額が予算額を下回ったことから、減額するものでございます。

第3項県委託金、第1目総務県委託金、補正額35万1,000円の減は、個人県民税徴収県委託金が当初予算額の見込みを上回るものの、参議院選挙に係る費用が当初の見込みを下回ったことによる委託金の減により減額するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金の補正額2,400万円の減額は、ふるさと納税の寄附額が当初の見込額を下回ったことにより減額するものでございます。

第20款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、補正額120万円は、町税に関する延滞金が当初予算見込みを上回ったことにより増額するものでございます。

19、20ページを御覧ください。第5項雑入、第2目雑入、補正額203万3,000円は、会計年度任用職員等社会保険料掛金受入金が当初の見込額を下回るものの、埼玉県市町村振興協会市町村交付金が当初の見込額を上回るため、増額するものでございます。

第21款町債、第1項町債、補正額1,110万円の減額は、起債対象事業において需用費が減額となったことなどにより減額するものでございます。

21、22ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額1,135万円の減額は、職員手当等が当初予算額の見込みを下回ったことや、公用車の購入について入札差金が生じたことなどにより減額するものでございます。

第6目財産管理費、補正額187万3,000円の減額は、12月補正予算で増額させていただいた庁舎の電気料について、国の電気代支援策等により、補正予算時の見込みを下回ることなどにより減額するものでございます。

第11目減債基金積立金、補正額1億6,774万1,000円は、町税や交付税の上振れ分などを基金に積み立てるため、増額するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額1,124万2,000円の減額は、ふるさと納税の寄附額が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額2,158万5,000円の減額は、ふるさと納税による寄附金が当初の見込みを下回ることによる返礼品等の費用の減額や、新たに募集することとしていた地域おこし協力隊員について採用まで至らなかったことなどにより減額するものでございます。

23、24ページを御覧ください。第2目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額1,422万2,000円は、これまで実施してきた新型コロナウイルス感染症対策に関わる各事業における執行残等による減があるものの、2事業を新たに予算計上することにより増額するものでございます。

新たに予算計上する事業のうち、1つ目は物価高騰対策子育て支援事業です。コロナ禍の中、物価高騰の影響を受けている未就学児を扶養する世帯を支援するため、未就学児1人当たり3万円を支給するものでございます。

2つ目は、コロナ禍の中、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するため、町民1人当たり

3,000円分の商品券を配布するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額180万7,000円の減額は、戸籍情報システム改修業務に係る費用が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

第5項選挙費、第2目参議院議員選挙費、補正額183万9,000円は、参議院選挙に係る費用が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

25、26ページを御覧ください。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額534万5,000円の減額は、各事業において事業執行見込額が予算額を下回ったため、減額するものでございます。

第4目老人保健費、補正額253万3,000円の減額及び第5目介護保険費、補正額103万9,000円の減額は、各特別会計への繰出金が確定したことなどにより減額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額2,620万3,000円の減額は、各事業において事業執行見込額が予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。

第2目児童扶助費、補正額190万円の減額は、こども医療給付費の事業執行見込額が予算額を下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、第4款衛生費です。27、28ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額1,061万5,000円の減額は、予防接種委託料の事業執行見込額が予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、補正額130万7,000円の減額は、橋梁修繕設計業務委託や橋梁長寿命化修繕工事で入札差金等が生じたことにより減額するものでございます。

第3目道路新設改良費、補正額360万円の減額は、道路新設改良工事で入札差金等が生じたことなどにより減額するものでございます。

29、30ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額517万4,000円は、職員手当等が当初予算額の見込みを下回ったことなどによる減額があるものの、臨時交付金を活用して新たに「はつらつ！こども応援金」及び「はつらつ！就学・通学応援金」に係る費用を計上するため、増額するものでございます。

「はつらつ！こども応援金」につきましては、小学1年生から中学3年生までの教材費等の購入支援を図るため、1人当たり1万円を支給するものでございます。また、「はつらつ！就学・通学応援金」につきましては高校生への通学定期券補助を見直し、高校生の就学通学支援を図るため、1人当たり1万円を支給するものでございます。なお、両応援金につきましては、令和6年度以降も継続的に実施していく予定です。

31、32ページを御覧ください。第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額197万円の減額は、12月補正予算で増額させていただいた電気料について、国の電気代支援策等により補正予算時の見込みを下回ったこと、中央公民館空調設備更新工事で入札差金が生じたことなどにより減額するものでございます。

以上で議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、歳入歳出、両方ともなのですけども、子供のための教育とか、そのよ

うな予算の歳入が減って、歳出も減ったというところがあるのですが、これ見込みより子供たちがちょっと人数が少なかったということが主な原因ということでもいいわけですか。概略です。歳入も歳出も少なくなっているのです。

それから、光熱水費については、どうも補正のときに随分高くなったなと思ったのだけれども、これは減額になったのではなくて、国から要するに補助金が出たから減額で大丈夫だったのかどうかということ、それからあと1点あったのですけれども、「はつらつ！就学・通学応援金」なのですが、多分これ155人を見ているのかなと。高校生の通学の補助ということで1万円ということだと思えるのですけれども、ちょっとその年代の人数を調べてみたら170人ぐらいいるような気がしたのです。これは概略で、年齢でちょっと調べてみたらそのくらいだったのですけれども、これは不確かなので、大体155人ぐらいというのが今の中学3年生から高校2年生ぐらいの人数で、概略このくらいだということで計算したのかどうかということ。あと1点だけ。物価高騰のほうで、24ページになりますか。原油価格・物価高騰対策生活者支援事業補助金というので、ここ減額補正があるのですけれども、実際問題として、多分、当初予算、四百何万円だったような気がしたのですが、それが終わり次第、終わりですよというような説明だったのですが、あれ2月いっぱいやったのでしたっけ、灯油の割引。最終的にどのくらいかかったのかなというのが分かれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の子供関係の予算につきまして、歳入、歳出とも減額となっていることの要因でございますが、基本的には当初の見込額が対象者等も含めまして下がったことから、減額しているものでございます。また、2点目の電気代につきましてでございますが、直接国から補助金 coming しているわけではなく、庁舎だけではなく、各家庭もそうなのですが、国のほうから電力会社のほうに補助金を支給するような形で、電力会社が金額を下げているといえますか、しているものでございます。

3点目の高校生の人数についてなのですが、これにつきましては、現状の高校1年生から3年生の人数で積算したのではなく、中学3年生から高校2年生までの児童数で積算しておりまして、人数の差が生じているものだと考えております。4点目の灯油、ガソリンの事業につきましては、最終的には約600万円の事業費でできております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 最後の30ページに「はつらつ！こども応援金」、1人当たり1万円、425万円が計上されております。これにつきまして、さらっといいことかなと思っていたのですけれども、重大なものが隠されていたというか、感じがいたしました。というのは、小学生の入学、また中学生の入学に関しまして、入学祝金というのが今まであったのですけれども、これがどうもなくなっている可能性がある。こんな大事なことがあまり説明もされないまま、周知されないままなされようとしていることに非常に疑問を感じるのですけれども、そのようなことは私の懸念であって、ないですか。お聞きいたします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

入学祝金の廃止につきましては、今回、今年度中に子供支援策についていろいろと庁内で議論していたところ、やはり事業を新たにどんどん新設するだけではなくて、既存の事業の見直しも含めて事業を実施していかなければ、財政的にも長瀬町は厳しいですので、回っていかないのではないかとというところがまず1つあります。そのため、入学祝金の継続も含めて検討したところでございますが、今回「はつらつ！こども応援金」を始めることにより、以前であれば入学祝金の合計額は小中学校合わせて4万円だったものが9年間で9万円となりますので、それを含めて5万円の増となることから、子供世帯に対する支援金というのは厚くなりますので、入学祝金は廃止させていただこうとしているものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 先ほどもお聞きしたのですが、この周知、いわゆる小学校6年生、また年長児を養育している者に対する説明等はなされたのでしょうか。先ほどその周知についてお聞きしました。それから、先ほどの庁内で論議したと言われると、私は一瞬は町中で議論したように感じてしまうのですが、あくまでも庁内というのは役場の職員だけが内緒で話し合ったということですよ。そういうことになるかと思うのです。その周知の方法、また6年生の親、また年長児の親たちの反応はいかがだったのでしょうか、お聞きします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

まず、言葉足らずで申し訳ないのですが、庁内というのは役場庁内のことでして、町の中で話し合ったものではございません。また、周知につきましては、まず廃止について保護者に先に話すのではなく、まずは議会に予算計上、予算を上程させていくことがまず初めだと考えておりますことから、最終的に議会で議決をお認めいただければ、入学祝金の廃止及びこども応援金の設立については町民にしっかり周知していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） ということは、保護者への説明はもちろんされていない。意見も聞いていないということで、あくまでも議会が決定したから廃止なのですよということになってしまうのでしょうか。こういうものにつきましては、結構中学に入学に当たっては制服等で費用がかさむということから、今まで少し手厚く出ていたものであったし、それを当然当てにしている親御さんたちもいるわけでありまして。それに対して結局何の激変緩和措置も考えない、講じないで、議会のせいにして、成立したのだから減らしますよと、またこういう制度ができるからいいではないですかということの説明、誰がどういうふうにするのでしょうか。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

事業のスクラップビルドのやり方というのは数多くあると思います。ただ、今回につきましては、中学生につきましては、3万円入学時に支給されるものが中学1年生から3年生まで1万円ということになりますので、金額的には変わらないと考えております。

また、財政もかなり厳しい町ですので、事業を適宜見直ししていかないと町の事業としては成り立っていかないと考えております。その一つ一つに町民の意見を全て聞くとすると、やはり町の予算編成もかな

り大変となります。なので、町民の意見を聞くところはちゃんとしっかり聞きながら、町民に寄り添った町政が運営できればいいのではないかと考えております。

以上でございます。

〔「誰がいつどこでやるの」と言う人あり〕

○企画財政課長（若林健太郎君） 周知の方法につきましては、町民向けに予算の説明会というのは、開いたことはないと思っております。なので、しっかり広報等で周知した上で、また保護者に対する周知につきましては、教育委員会等を含めて、どのような周知がいいのかというのは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和4年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第17、議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,671万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,769万8,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号) についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,671万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,769万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、236万円を増額し、補正後の額を1億1,964万5,000円とするもので、収入見込額が固まったことにより、それぞれの節において増減をするものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は、4,701万5,000円を減額し、補正後の額を6億1,955万2,000円とするもので、県からの収入見込額が固まったことに伴い、普通交付金を減額、特別交付金を増額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、328万5,000円を増額し、補正後の額を5,550万1,000円とするもので、繰入金の額の確定に伴い、それぞれの節において増額、減額をするものでございます。

第2目基金繰入金は、国保税や繰入金額が確定したことに伴い、3,534万円を減額しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。8、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、205万3,000円を減額し、補正後の額を2,231万6,000円とするもので、人事異動に伴い、給料などの減額を行うものでございます。

第2項徴税費は、財源内訳の変更を行うもので、予算額の増減はございません。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費及び第2項高額療養費については、年間支払い額が確定しましたので、減額を行うものでございます。

第6項傷病手当金及び第3款国民健康保険事業費納付金は、財源内訳の変更を行うもので、予算額の増減はございません。

次に、10、11ページを御覧ください。第5款保健事業費、第2項第1目特定健康診査等事業費は、48万円を増額し、補正後の額を881万5,000円とするもので、それぞれの項目において増額を行うものでございます。

第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、2,628万6,000円を減額し、補正後の額を1,669万7,000円とするもので、国保財政に不測の事態などが生じた際に備えるための国民健康保険財政調整基金の積立額を減額するものでございます。

以上で議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第18、議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億562万3,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ795万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億562万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。歳入につきましては、6、7ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、156万3,000円の増額で、第1目第1号被保険者保険料の現年賦課分が予算額と比較し多くなる見込みとなったため増額するもので、補正後の額を1億5,181万1,000円とするものでございます。

次に、第2款国庫支出金は434万2,000円の減額で、補正後の額を1億7,450万8,000円に、次に第3款支払基金交付金は158万2,000円の減額で、補正後の額を1億9,975万1,000円に、次に第4款県支出金は63万2,000円の減額で、補正後の額を1億1,451万5,000円とするもので、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金の交付決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、第6款繰入金は、8、9ページにまたがっております。1,336万9,000円の増額で、補正後の額を1億3,418万6,000円とするもので、第1項一般会計繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金

を減額するもの、9ページの第2項基金繰入金は、介護保険給付費支払基金から費用の不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出につきまして、10、11ページを御覧ください。第1款総務費、第3項介護認定審査会費162万1,000円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な場合は介護認定の有効期間を12か月延長できる臨時的な取扱いが認められていたため、調査数が減少したことにより、認定調査に係る予算を減額するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費1,809万円の増額、第2項介護予防サービス等諸費247万円の減額、12、13ページを御覧ください。第3項その他諸費審査支払手数料2万円の増額、第6項特定入所者介護サービス等費30万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて、増額、減額するものでございます。

次に、第4款地域支援事業費、第1款介護予防生活支援サービス事業費390万円の減額、第2項一般介護予防事業費170万円の減額、第3項包括的支援事業・任意事業費16万8,000円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて減額するものでございます。

以上で議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第19、議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提

案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億1,979万8,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,979万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、補正予算説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の交付額が確定したことにより154万3,000円を減額し、補正後の額を2,507万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金の見込額が固まりましたので、154万3,000円の減額を行うものでございます。

以上で議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時06分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第16号の説明

○議長（板谷定美君） 日程第20、議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和5年度長瀬町一般会計予算、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。総額は、歳入歳出予算それぞれ32億6,825万9,000円となり、前年度予算と比較し、5,111万3,000円、1.6%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、各所属長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

令和5年度長瀬町一般会計・特別会計予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ32億6,825万9,000円でございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、6、7ページを御覧ください。6ページの第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補助の令和5年度融資分は、令和6年度以降に借り入れた資金の1%以内を、また中小企業経営対策資金利子補助の令和4年度融資分は、令和6年度から令和15年度まで限度額243万7,000円を設定するものでございます。

7ページ、第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を借り入れるものでございます。上水道生活基盤施設耐震化事業出資債8,140万円、橋梁長寿命化事業債310万円、通学路安全対策整備事業債120万円、道路新設改良事業債2,570万円、河川改良事業債2,820万円、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債3,700万円、以上により合計限度額2億1,160万円を予定しております。

次に、131ページをお開きください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄を御覧ください。左から令和3年度末現在高は28億1,260万5,000円で、令和4年度末現在高見込額は26億9,425万円となっております。令和5年度中の起債見込額は2億1,160万円、元金償還見込額は3億746万3,000円ですので、その結果、令和5年度末現在高見込額は25億9,838万7,000円となり、令和3年度末に比べ2億1,421万8,000円の減となる見込みでございます。

なお、3、減税補填債、5、臨時財政対策債につきましては、普通交付税への基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは、次にお配りしております資料、令和5年度当初予算の概要の1ページをお開きください。縦の資料でございます。よろしいでしょうか。まず、1、予算規模でございますが、一般会計は32億6,825万9,000円で、前年度比5,111万3,000円の増額、1.6%の増となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計額は49億7,625万9,000円で、前年度比2,325万5,000円の減額、0.5%の減となっております。

次に、2ページを御覧ください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、1、町税、予算額8億55万3,000円は、固定資産税の増額により、前年度比3,384万2,000円の増額、4.4%の増となっております。

2、地方譲与税から12、交通安全対策特別交付金は、主に令和4年度までの決算見込額、令和5年度の地方財政計画などから推計し、予算額を計上しているものでございます。そのうち、11、地方交付税の予算額12億1,000万円は、地方財政計画における地方交付税の増額等を勘案し、前年度比3,000万円の増額、2.5%の増となっております。

13、分担金及び負担金、予算額1,439万5,000円は、保育園保護者負担金や学校給食費の教職員負担分などを計上しているものでございますが、令和5年度から給食費の無償化を開始することなどから、前年度比1,489万6,000円の減額、50.9%の減となっております。

14、使用料及び手数料、予算額2,400万9,000円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などを計上しているものであり、前年度比1万円の減額となっております。

15、国庫支出金、予算額3億2,248万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などから、前年度比2,771万6,000円の減額、7.9%の減となっております。

16、県支出金、予算額2億821万4,000円は、統一地方選挙、県議会選挙、県知事選挙の選挙費県委託金が増額することなどから、前年度比1,134万円の増額、5.8%の増となっております。

18、寄附金、予算額3,100万1,000円は、ふるさと納税の寄附金の減を見込んでいることから、前年度比1,900万円の減額、38%の減となっております。

21、町債、予算額2億1,160万円は、秩父広域市町村圏組合が実施する上水道生活基盤施設耐震化事業、道路新設改良事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替財源になります臨時財政対策債の起債を行うものであり、前年度比2,640万円の増額、14.3%の増となっております。

22、繰入金、予算額1億6,547万円は、歳入と歳出との不足額に充当するため、財政調整基金、減債基金を、袋団地外壁等改修工事に充当するため、公共施設整備基金を繰り入れるなどし、前年度比660万7,000円の増額、4.2%の増となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。まず、目的別の歳出でございます。1、議会費、予算額3,751万円は、前年度比7万9,000円の減額、0.2%の減となっております。

2、総務費、予算額7億6,200万6,000円は、国庫補助事業の減や、ふるさと納税関連経費の減により、前年度比6,006万6,000円の減額、7.3%の減となっております。

3、民生費、予算額9億3,665万8,000円は、障害者関連給付費の増加などにより、前年度比2,912万1,000円

の増額、3.2%の増となっております。

4、衛生費、予算額5億2,825万9,000円は、秩父広域市町村圏組合が実施する上水道生活基盤施設耐震化事業出資金の増などにより、前年度比3,148万8,000円の増額、6.3%の増となっております。

6、農林水産業費、予算額2,387万1,000円は、市民農園開設事業の皆増などにより、前年度比806万7,000円の増額、51%の増となっております。

7、商工費、予算額4,678万6,000円は、長瀬駅前モニュメント除去工事の皆増などにより、前年度比622万2,000円の増額、15.3%の増となっております。

8、土木費、予算額1億6,900万4,000円は、袋団地外壁等改修工事や地籍調査事業の皆増、道路新設改良事業や河川改修事業の増などにより、前年度比4,649万2,000円の増額、37.9%の増となっております。

9、消防費、予算額1億8,133万8,000円は、矢那瀬地区コミュニティ消防センター整備費用の減などにより、前年度比910万2,000円の減額、4.8%の減となっております。

10、教育費、予算額2億6,231万9,000円は、中央公民館空調整備更新工事や入学準備金の皆減があるものの、小学校統合事業の皆増などにより、前年度比544万9,000円の増額、2.1%の増となっております。

12、公債費、予算額3億1,534万円は、前年度比647万9,000円の減額、2%の減となっております。

次に、5ページを御覧ください。性質別の歳出の主なものにつきまして、概要をご説明いたします。1、人件費、予算額6億6,180万2,000円は、一般職給料の増などにより、前年度比1,861万4,000円の増額、2.9%の増となっております。

2、物件費、予算額4億2,425万8,000円は、固定資産評価替え事業関連費用の増や、庁舎や小中学校などの電気料金の高騰による光熱水費の増などにより、前年度比2,388万4,000円の増額、5.8%の増となっております。

3、維持補修費、予算額2,400万2,000円は、道路の不具合箇所修繕工事など、道路維持関連費用の増などにより、前年度比416万5,000円の増額、21%の増となっております。

4、扶助費、予算額5億2,019万4,000円は、障害者関連の給付費の増などにより、前年度比1,085万4,000円の増額、2.1%の増となっております。

5、補助費等、予算額8億713万1,000円は、皆野・長瀬下水道組合や秩父広域市町村圏組合への各種負担金などの増額がありますが、国庫補助の皆減などにより、前年度比607万5,000円の減額、0.7%の減となっております。

6、普通建設事業費、予算額1億4,684万7,000円は、中央公民館空調設備更新工事の皆減がありますが、袋団地外壁改修工事の皆増や道路新設改良事業の増により、前年度比1,614万7,000円の増額、12.4%の増となっております。

8、公債費、予算額3億1,534万円は、借入金の元金、利子の償還で、前年度比647万9,000円の減額、2%の減となっております。

9、積立金、予算額2,671万7,000円は、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金、森林環境整備基金等への積立金で、前年度比1,047万2,000円の減額、28.2%の減となっております。

10、投資及び出資金、予算額1億2,897万6,000円は、秩父広域市町村圏組合が実施する上水道事業への生活基盤施設耐震化事業出資金の増により、前年度比248万1,000円の増額、前年度比2%の増となっております。

11、貸付金、予算額172万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金で、前年度比108万円の減額、38.6%

の減となっております。

12、繰出金、予算額 2 億626万8,000円は、介護保険事業への繰出金の増がありますが、皆野・長瀬下水道組合の会計の見直しによる浄化槽市町村整備型事業の減により、前年度比42万6,000円の減額、0.2%の減となっております。

以上が令和 5 年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、令和 5 年度長瀬町一般会計予算説明書によりご説明いたします。最初に、企画財政課が所管しています主な事業につきましてご説明いたします。

まず、予算書の38、39ページを御覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 2 目広報広聴費、予算額514万円で、前年度比213万3,000円の増額となっております。

まず、第12節委託料の広報紙発行事務委託料281万5,000円は、「広報ながとろ」の発行に係る費用でございます。

次に、新規予算として、町公式のマスコットキャラクターを作成させていただく経費を計上させていただいております。第 7 節報償費 5 万円、第 8 節旅費 2 万円、第10節需用費2,000円は、マスコットキャラクターの考案者への謝金、費用弁償、消耗品費を計上しております。

40、41ページを御覧ください。第12節委託料では、マスコットキャラクターの作成業務委託料として225万3,000円を計上しております。

このマスコットキャラクター作成に関わる財源でございますが、これまでふるさと納税でいただきました寄附金を積み立てておりますふるさと長瀬応援基金を充当させていただきます。したがって、町の一般財源を活用せずに町公式マスコットキャラクターを作成させていただくものとなっております。

第 3 目財政管理費、予算額127万3,000円は、前年度比 3 万6,000円の増額となっております。こちらは、財政関係の図書の購入費や統一的な基準による財政書類等を作成するために必要となる連結財務書類作成システム利用料、町が所有する全ての財産を管理する固定資産管理システム料を計上しているものでございます。

第 6 目財産管理費、予算額3,581万8,000円、前年度比431万2,000円の増額となっております。当該目で計上している予算は、庁舎の光熱水費や保守点検などの維持管理、公有財産及び物品管理などでございます。

第12節委託料1,013万6,000円のうち、土地建物鑑定評価委託料33万3,000円、42、43ページに移りますが、境界確認地積更正業務委託料82万円を計上しております。これらの経費は、町で所有する使用されていない公有財産を有効活用するため、土地の境界確認、地積更正及び土地建物の鑑定評価を実施するものでございます。

第14節工事請負費277万8,000円は、耐用年数が経過し、劣化が著しい高圧ケーブル及び高圧遮断器の更新工事を新たに実施するものでございます。

44、45ページを御覧ください。中ほどにあります第11目減債基金費、予算額 2 万4,000円は、基金利子分を基金へ積み立てるものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、予算額1,619万2,000円は、前年度比1,048万1,000円の減額となっております。これにつきましては、ふるさと納税の寄附金額から返礼品等の経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金額を3,100万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を1,481万9,000円で見込んだことから、基金利子 1 万1,000円と合わせまして、基金積立額を1,619万2,000円とさせていただく

ものでございます。

第13目公共施設整備基金費、予算額1,000万円は、基金への積立てでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、予算額9,174万9,000円は、前年度比8,018万5,000円の減額となっております。当該目で計上している予算は、住民、税務、財務の基幹系システムや総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの管理費用のほか、定住促進事業住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏への負担金をはじめとした各種負担金などでございます。

第1節報酬4万8,000円のうち2万8,000円は、令和4年4月に過疎地域に指定された現実を受け止め、今後人口が減少していく将来予想や厳しい財政状況を踏まえた上で、二小跡地の利用方法や施設の複合化も含めた公共施設の最適化、公共施設のあり方検討委員会を実施するに当たり、外部からの専門家や有識者を委員に任命することから、委員報酬を新たに予算計上させていただくものでございます。

第7節報償費1,054万円は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

第11節役務費734万2,000円、46、47ページに移りますが、手数料471万1,000円のうち405万1,000円は、ふるさと納税システム利用手数料などでございます。

第12節委託料1,115万2,000円のうち、ドメイン名管理代行サービス業務委託料1万7,000円は、埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの業務見直しにより、これまで県でドメイン名管理の業務委託をしていたものを令和5年度から町で業務委託する必要性が生じたことから、追加となったものでございます。

また、令和5年度標準準拠システムへの移行支援業務委託料266万2,000円は、令和7年度末までに住民基本台帳や個人住民税などのシステムが全国的に標準化されることに伴い、現行システムから標準準拠システムへ移行準備に関する業務を委託するものでございます。なお、令和5年度も含めまして、標準準拠システムの移行経費等に対して地方公共団体情報システム機構から補助金が措置されます。

次に、ワンストップ特例申請書類発行業務委託料18万2,000円は、ふるさと納税をしていただいた方に対して迅速かつ正確に納税に関する証明書及び申請書を発行するため業務を委託するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金3,507万1,000円のうち全国過疎地域連盟会費4万7,000円は、令和4年4月に過疎地域に指定されたことから、全国過疎地域連盟会に所属することとなったため、会費を支払うものでございます。

また、移住就業等支援金380万円は、埼玉県と過疎地域などの条件不利地域の県内市町村が共同で支援金を支給する事業でございます。主に東京都23区に在住または通勤する方が町内に移住した場合、現行制度で最大130万円の支援金を支出するものでございます。

なお、移住就業等支援金を新たに事業すること、これまで実施できた定住促進事業住宅取得奨励補助金の事業期間が今年度末となっていることから、定住促進事業住宅取得奨励補助金を見直します。対象は、子育て世帯及び新婚世帯に限定し、空き家解消の観点から、中古住宅と新築住宅を同額とするとともに、補助金額も見直します。

56、57ページを御覧ください。第6項統計調査費30万8,000円は、前年度比16万6,000円の増額となっております。

第2目人口統計調査費、予算額29万5,000円は、住宅・土地統計調査の実施に係る経費が主なものでございます。

少し飛びまして、120、121ページを御覧ください。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、予算額3億746万3,000円、前年度比476万2,000円の減額、第2目利子、予算額787万7,000円、前年度比171万7,000円

の減額となっていますが、こちらは説明欄のとおり、町債の元金及び利子を償還するものでございます。

以上で令和5年度長瀬町一般会計当初予算の概要と企画財政課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算額4億9,323万4,000円で、前年度比297万6,000円の増となっております。

主な内容でございますが、第1節報酬の総務事務職員報酬は、障害者の雇用促進を図るため、昨年度に引き続きパートタイム会計年度任用職員1名を雇用するものでございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は、町長、副町長の給与と再任用職員を含めた一般職員65名の給与でございます。なお、教育長及び再任用職員を含めた教育委員会事務局職員11名と特別会計一般職員5名分を除いた額となっております。

また、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等の明細につきましては、給与明細書として、法令に基づいた様式として、予算書の122ページから129ページにかけて記載してございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても各予算説明書の最後に記載してございますので、後ほど御覧ください。

第10節需用費は、公用車17台の管理経費として、燃料費や修繕費などでございます。

第11節役務費は、次のページの38、39ページを御覧ください。通信運搬費は、行政文書の郵送料で、手数料は公用車の車検点検費用などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務及び適正検査業務委託料のほか、新規事業として、人事情報をデータベース管理し、既に導入済みの各種システムと連携することで、人事関連業務の効率化を図るための人事情報システム導入業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料でございますが、各種ソフトウェアの使用料のほか、新規事業として、人事情報システム導入に伴うシステム及び各種システムと連動させるためのソフトウェア使用料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や特別職、一般職員の退職手当負担金のほか、加盟団体への会費負担金と共催講演事業補助金のほか、新規として埼玉県町村会町村長視察研修負担金を計上しております。

次に、42、43ページを御覧ください。第8目交通安全対策費は、予算額85万3,000円で、前年度比5,000円の減となっております。主な内容は、交通指導員の被服費、委託料などの活動経費のほか、交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する会費補助金を計上しております。

第9目自治振興対策費は、予算額303万7,000円で、前年度比63万3,000円の増となっております。

第10節需用費の光熱水費は、防犯灯936基の電気料、第18節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区が行う地域振興対策事業の補助金を計上しております。

第10目諸費は、予算額758万9,000円で、前年度比60万1,000円の減となっております。

次のページの44、45ページを御覧ください。12節委託料は、区長会業務委託料として、円滑な行政事務を推進するため、各行政区の正副区長への業務委託料及び区長回覧配付委託料及び町民を対象とした無料

法律相談の弁護士の法律相談委託料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金、補助金を計上しております。

第19節扶助費は、新たに犯罪被害に遭われた被害者及びその遺族に対し、条例で定めた見舞金を計上しております。

次に、少し飛びまして、52、53ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は、予算額48万3,000円で、前年度比2万5,000円の増となっております。通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトウェア使用料でございます。

第2目県議会議員選挙費は、予算額379万9,000円で、4月9日執行の県議会議員選挙に係る経費でございます。令和4年度に準備を要した費用を除いた投開票事務等に要する経費でございます。

第3目県知事選挙費は、予算額677万6,000円で、8月30日に任期満了の県知事選に係る経費でございます。

次の54、55ページを御覧ください。第4目町議会議員選挙費は、予算額1,310万8,000円で、4月23日執行の町議会議員選挙に係る経費でございます。

少し飛んでいただきまして、94、95ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は、予算額1億6,090万5,000円で、前年度比518万4,000円の増となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の敷地代に係る皆野町への負担金を計上しております。

次に、第2目非常備消防費は、予算額1,423万4,000円で、前年度比75万6,000円の増となっております。消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節報酬は、消防団員の報酬のほか、新たに火災、災害に出動した場合に支払う出動報酬を計上しております。

第7節報酬費は、退職団員への報奨金や消防団特別点検の表彰記念代、第8節旅費は、消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第10節需用費は、団員へ支給する手袋などや消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車や可搬ポンプの修理代など、第11節役務費は、消防車両の車検点検代の手数料や任意保険料など、第17節備品購入費は、消防車、可搬ポンプのバッテリーの購入及び新入団員の被服費を購入するものでございます。

第18節、負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金を計上しております。

次に、第3目消防施設費は、予算額141万8,000円で、前年度比1,493万4,000円の減となっております。消防団詰所、コミュニティ消防センターや消火栓など消防施設の維持管理の経費で、第10節需用費は、各詰所などの光熱水費や修繕費で、次の96、97ページを御覧ください。第14節工事請負費は、消防団第2分団第3部の旧詰所跡地の水道管を撤去するための費用を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、消火栓の維持管理に係る経費を秩父広域市町村圏組合水道局に支払うものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算額478万1,000円で、前年度比10万8,000円の減となっております。

第10節需用費は、マジックパスタ、缶詰パンなどの食料及び保存水、乳児用固形ミルク、液体ミルクなどの災害備蓄品や防災行政無線機器の消耗品、電気料、施設修繕費などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、防災無線の専用回線使用料等でございます。

第12節の委託料は、防災行政無線設備保守点検委託料や屋外拡声子局放送塔27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年計画で交換を行っているもので、令和5年度は10か所の蓄電池交換を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金などを計上しております。

以上で総務課関係の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎延会について

○議長（板谷定美君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（板谷定美君） 次会の日程をご報告いたします。

明日9日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時45分

第 2 日 3 月 9 日（木曜日） 本 会 議

令和 5 年第 2 回長瀬町議会定例会 第 2 日

令和 5 年 3 月 9 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第 16 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 17 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 18 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 19 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 20 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 21 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 22 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 23 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 24 号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び一括上程

1、発議第 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第 3 号の説明、質疑、討論、採決

1、日程の追加

1、発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	村	田	光	正	君
3番	井	上	悟	史	君
5番	村	田	徹	也	君
7番	大	島	瑠美子		君
9番	染	野	光	谷	君

2番	板	谷	定	美	君
4番	野	原	隆	男	君
6番	野	口	健	二	君
8番	新	井	利	朗	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕キ江	君
総務課長	福	島	賢一	君
会計兼 管理事務 課長	福	嶋	俊晴	君
健康福祉 課長	内	田	千栄子	君
建設課長	若	林	智	君

教育長	井	深	道子	君
企画財政 課長	若	林	健太郎	君
町民課長	玉	川	真	君
産業観光 課長	相	馬	孝好	君
教育次長	中	畝	康雄	君

事務局職員出席者

事務局長	枋	原	秀樹
------	---	---	----

書記	石	川	正木
----	---	---	----

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第 16 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第 1、議案第16号 令和 5 年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

前日に引き続き、議案の内容等について各所属長の説明を求めます。

最初に、税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） おはようございます。それでは、税務会計課の歳入歳出予算でございますが、歳入を中心にご説明申し上げます。

予算書の12、13ページを御覧ください。初めに、歳入の町税でございますが、第 1 款町税の本年度予算額は 8 億55万3,000円で、対前年度比4.4%、3,384万2,000円の増額となっております。

次に、税目ごとの予算額と増減理由でございますが、第 1 項町民税、第 1 目個人は、予算額が 2 億9,115万5,000円で、対前年度比マイナス0.4%、109万9,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、一部の給与所得者につきましては、ベースアップなどにより給与所得の増加が見込まれるものの、個人事業主につきましては、電気料や原材料費の高騰などにより収益の減少が予想されることから、町民税全体としては減額を見込んでおります。

次に、第 2 目法人は、予算額が2,414万6,000円で、対前年度比3.5%、81万7,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、法人税割は前年の収益を基に計算し、納税することから、

経済状況が緩やかに拡大基調にあった時期を踏まえまして、法人町民税は増額を見込んだものでございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税は、予算額が4億1,815万4,000円で、対前年度比8.4%、3,230万9,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、令和5年度は評価替え第3年度に当たり、基準年度の価格を据え置くことが原則でございますが、土地につきましては、依然として地価が下落傾向にあることから、価格を据え置くことが適当でないため、対前年度比マイナス2.2%、278万9,000円の減額を見込んでおります。

家屋につきましては、新造改築家屋の建築棟数は前年度より5棟減少の27棟で、新造改築家屋による課税標準額の増加より滅失による減額分が上回ったため、対前年度比マイナス0.8%、152万5,000円の減額を見込んでおります。

償却資産につきましては、令和4年度の当初予算で見込むことのできなかった新たな課税客体を計上したことにより、対前年度比84.9%、3,662万3,000円の増額を見込んでおります。

第2目の国有資産等所在市町村交納付金は、予算額が158万5,000円で、前年度と同額となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割は、予算額が2,812万円で、対前年度比1.3%、35万9,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、軽4輪の登録台数は前年度より減少したものの、課税区分において、旧税率から税率の高い新税率、または重過税率へ移行する車両が引き続き増加することから、増額を見込んだものでございます。

次に、第2目環境性能割は、予算額が176万8,000円で、対前年度比106.1%、91万円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、環境性能割は、燃費性能等に応じて取得時に1度課税されますが、車両の買換えにつきましては例年一定数存在しており、令和4年度の購入状況等を考慮しまして、増額を見込んだものでございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税は、予算額が3,562万5,000円で、対前年度比1.6%、54万6,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、たばこの販売本数は、喫煙環境の悪化や増税等の影響により、全国的に減少傾向となっておりますが、令和4年度の販売実績を基に増額を見込んだものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。40、41ページを御覧ください。中段の第5目会計管理費の予算額は128万6,000円で、公金の支出手続の審査確認業務をはじめ、資金運用や県収入証紙の販売など、会計管理事業に係る経費でございます。

第10節需用費の消耗品費は、前年度より70万9,000円減の17万8,000円で、減額の主な要因につきましては、埼玉県収入証紙制度の見直しによりまして、収入証紙の販売は令和5年12月末日をもって終了となりますことから、県収入証紙の購入は行わずに手持ち品で対応するため、減額となっております。

第11節役務費の手数料105万5,000円は、E Bサービスの取扱手数料をはじめ、公振くんの手数料や公金の口座振替に伴う事務手数料を金融機関へ支払うものでございます。

少し飛びまして、46、47ページを御覧ください。下段の第3項徴税费、第1目税務総務費の予算額は96万7,000円で、税務事業の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の設置や各種税務関係団体への負担金等の納入などの税務総務事業に係る経費でございます。

48、49ページに移りまして、第2目賦課徴収費の予算額は4,947万9,000円で、町税の適正かつ公平な課

税と徴収を行い、安定した財源を確保するための賦課徴収事業に係る経費でございます。

第11節役務費の手数料につきましては、新規事業で上げさせていただいております地方税電子申告等手続拡大への対応と特別徴収税額納税義務者用の電子化対応に伴いまして、導入費とは別に町の情報セキュリティの設定等の変更が必要となるおそれがございます。これらの新規事業につきまして、地方税共同機構から現在詳細な仕様が明らかにされていないことから、設定変更が生じた場合の最大経費を計上したため、増額となっております。

第12節委託料の固定資産税基礎資料作成・航空写真撮影業務委託料2,445万3,000円は、令和6年度に実施する固定資産の評価替えに向け、より精度の高い評価が可能な市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式と呼ばれる評価方法を導入するため、路線価に係る調査や基準の策定等を行うものです。また、航空写真を活用して、固定資産税の課税客体である土地や建物の状況を正確かつ効率的に把握し、地番図や家屋図の修正を行うための予算でございます。

新規の地方税電子申告等手続拡大導入業務委託料の44万円は、令和5年10月からたばこ税が地方税共通納税システムを使用した納税方法に変更されるため、既存のシステムを改修するものでございます。

その下の新規の森林環境税に係る住民税システム改修業務委託料の51万5,000円は、住民税均等割が課税される個人に対し、令和6年度から森林環境税が課税されることに伴いまして、住民税システムを改修するものでございます。

次の新規の特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化対応導入業務委託料の33万円は、法律の改正に伴いまして、特別徴収税額通知の電子的通知が令和6年度から運用されることに伴いまして、システムを導入するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の909万円は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料をはじめ、地方税の電子申告や電子納税を受け付けるためのシステム利用料やコンビニ収納システムのソフトウェアレンタル料等でございます。

下から3行目の地方税共同納税システム利用料の332万円は、共通納税の対象税目が拡大することに伴いまして、前年度より増額となっております。

新規の法務局電子通知データ取込システム利用料の44万9,000円は、法務局が市町村へ通知する登記情報について、電子通知データをシステムに取り込むための利用料でございます。

以上で税務会計課関係の説明を終わります。

○議長（板谷定美君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

予算書50、51ページを御覧ください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本代帳費1,975万7,000円は、戸籍法、住民基本代帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む各種証明書の発行及びマイナンバーカード発行業務、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託料や借上料、ソフトウェアの使用料などでございます。

第12節委託料は、各ネットワークシステムの保守委託料のほか、地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用でございます。

戸籍情報システム改修業務委託料は、戸籍における読み仮名対応について、法務省法制審議会戸籍法部

会において検討されている内容等に基づき、令和５年度に必要とされる戸籍情報システムの改修に関する委託業務でございます。

新規となります本人確認書類裏書印字システムPASIDハード保守料は、令和４年度中に導入しましたマイナンバーカードへの裏書き印字を行う機器のハードウェア保守料でございます。

新規の住民基本台帳ネットワークCSメモリ保守委託料は、下記にあります住民基本台帳ネットワークCSメモリ増設業務により生じます保守委託料でございます。

新規事業の住民基本台帳ネットワークCSメモリ増設業務委託料は、令和５年８月に予定されている業務アプリケーション及び附票アプリケーションの改修作業に向け、現在利用している機器がその環境に耐えられるよう、増設作業を委託するものでございます。

その下の新規、住民基本台帳ネットワーク附票アプリケーション適用業務委託料は、住民基本台帳法の一部改正及び戸籍法の一部を改正する法律に基づき、内容に対応したシステムの構築を既存の機器に導入されているアプリケーションの改修を実施することで対応するものであり、その作業の委託料でございます。

その下の新規、戸籍の附票システム改修業務委託料は、附票への読み仮名対応に係る戸籍の附票システムの改修に係る業務でございます。

その下の新規のコンビニ交付システム導入委託料は、マイナンバーカードを利用して、町が発行する証明書、住民票の写しですとか印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末、マルチコピー機から取得できるサービスを導入するためのシステム導入の委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料は、各システムの機器の借上料やソフトウェア使用料となっております。戸籍クラウドハードウェアリース料、戸籍クラウド利用料、戸籍クラウドネットワーク利用料、次の52、53ページを御覧いただければと思いますが、新規事業の戸籍情報システム利用料につきましては、戸籍システムのクラウド化に伴う費用でございます。

その下、新規のコンビニ交付サービス利用料は、コンビニ交付サービスを利用した際に町が支払う利用料となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、旅券発給事務委託を行っている秩父市パスポート発給業務等に係る負担金とコンビニ交付システム導入に伴う地方公共団体情報システム機構への負担金でございます。

次に、62、63ページを御覧ください。第３款民生費、第１項社会福祉費、第３目社会保険費7,339万5,000円は、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業、また経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に医療費の一部負担金を助成する重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金を助成するひとり親家庭医療費支給事業関係の費用でございます。

第19節補助費は、重度心身障害者、独り親家庭等における医療費給付の一部負担金として支払いを行うものでございます。

第27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出しで、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含めます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金などの繰り出しを行うものでございます。

新規事業の未就学児均等割保険料繰出金は、国保税の未就学児分の均等割保険料の軽減に伴う拠出金でございます。

第4目老人保健費1億1,721万1,000円は、後期高齢者医療事業を対象とした一般会計分の経費を支出するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金でございます。

第27節繰出金は、事務費分や、法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、66、67ページ、下段を御覧ください。第2項児童福祉費、第2目児童扶助費1,868万6,000円は、乳幼児及び児童生徒の保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的としたこども医療費支給事業関係の費用でございます。

次の、68、69ページを御覧ください。第3項国民年金費、第1目国民年金総務費20万7,000円は、国民年金制度の啓発及び各種届出の進達、相談に要する費用でございます。

次に、70、71ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費297万6,000円は、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄物一般事業の関係の費用でございます。

第12節委託料の環境美化業務委託料は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、ごみゼロ運動で回収されたごみの搬入などの業務を委託するための費用でございます。

第2目環境衛生費1,159万8,000円は、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬業務、斎場費に係る費用でございます。

第12節委託料は、首都圏自然歩道の管理委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の火葬業務などに係る負担金でございます。

次に、72、73ページの下段になりますが、第2項清掃費、第1目じんかい処理費5,063万7,000円は、秩父広域市町村圏組合のごみの収集運搬処理業務に係る費用でございます。

第2目し尿処理費2億7,322万6,000円は、皆野・長瀬下水道組合で行っております下水道事業、浄化槽事業と、令和5年4月より秩父広域市町村圏組合で行うし尿処理事業に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の浄化槽市町村整備型負担金は、公共下水道区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。

下水道費補助金は、下水道処理に係る補助金でございます。

新規事業の秩父広域市町村圏組合（し尿処理費）負担金は、し尿処理業務の運営に係る負担金でございます。

浄化槽市町村整備型事業負担金、下水道事業費補助金が前年度と比べて増えている主な理由でございますが、公営企業会計の導入により、翌年度の賞与支払いの一部を今年度の予算に引き当てるようになることや、職員の異動を考慮したことに伴う人件費の増、また電気代等が増えたことが主な原因となっております。

23節投資及び出資金は、下水道費の出資金でございます。

第3項上水道費、第1目上水道費1億1,934万3,000円は、上水道事業に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、水道関係職員の児童手当分と宮沢簡易水道の事業債償還金の元金、出資金の利息分、そして秩父地域で上水道料金が統一されましたが、審議会答申と同一料金との差額分を秩父広域市町村圏の構成市町村が負担する高料金分と、令和元年の台風で被災した別所浄水場などの災害

復旧で借用している事業債の利息分の補助金でございます。

次の74、75ページを御覧ください。第23節投資及び出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき、出資を行うものでございます。

生活基盤施設耐震化事業出資金は、水道事業の広域化に伴う施設整備工事費等に係る出資金でございます。

簡易水道債償還元金出資金は、宮沢簡易水道の起債についての出資金でございます。

災害復旧事業債償還元金出資金は、令和元年の台風による災害復旧に伴うもので、令和3年度までは補助金として支出していたものを出資金として振り替えたものでございます。

以上で令和5年度一般会計予算、町民課関係分の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 続きまして、健康福祉課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の58、59ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費2億4,563万1,000円でございますが、障害者自立支援給付費事業、障害児入所等給付事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第1節報酬は、令和5年度に策定を予定しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉関係計画策定等に関する事項を協議する健康福祉推進委員会委員15名分を計上しております。

第11節役務費は、障害者自立支援給付に係る審査支払手数料などを計上しております。

第12節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料や世代間交流支援センター警備業務委託料、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者等福祉計画策定業務委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、障害福祉に関するシステム利用料、AEDリース料や行路死亡人に係る墓地使用料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、次の60、61ページにかけてでございますが、障害者自立支援給付費事業の介護給付費、訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療費負担金、手話通訳者事業負担金、障害者差別解消法事業負担金や民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会、シルバー人材センターへの運営費補助金などでございます。

新規事業といたしまして、在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金としまして、医療的ケアを必要とする在宅重症心身障害児をケアする事業所に対する補助金を計上しております。

第19節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具や補装具給付費を計上しております。

第2目老人福祉費933万3,000円でございますが、在宅高齢者に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第12節委託料は、緊急通報システム管理委託料や老人保護措置委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、緊急通報システム機器借上料と特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料を計上しております。

次に、62、63ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金、地域包括支援センターの介護支援専門員が研修を受けるための主任介護支援専門員研

修負担金などを計上しております。

次に、ページの下部を御覧ください。第5目介護保険費1億2,584万3,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

62、63ページを御覧ください。第27節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分で、1億2,528万3,000円を計上しております。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億4,635万2,000円でございますが、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬管理運営や児童手当などに関する経費でございます。

第2節報酬は、パートタイム会計年度任用職員である放課後児童クラブ指導員や子育て支援員、子ども家庭総合支援拠点支援員報酬や要保護児童対策地域協議会委員報酬などを計上しております。

第2節給料は、フルタイム会計年度任用職員である子育て支援員の給料を計上しております。

第3節職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当等を計上しております。

第7節報酬費は、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第10節需用費は、多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費や施設修繕費などを計上しております。

66、67ページを御覧ください。第12節委託料は、保育所施設型給付費1億7,121万5,000円、認定こども園施設型給付費4,328万7,000円、民間委託している放課後児童クラブ委託料826万7,000円などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備保守点検、警備、土曜日の管理委託料、令和6年度に策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査業務委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、子ども・子育て支援システム等の利用料、学童クラブ等のAEDリース料や多世代ふれ愛ベース長瀬のコピー機借上料などを計上しております。

第17節備品購入費は、多世代ふれ愛ベース長瀬で子育て支援業務などに使用するピアノの老朽化による買換え、知能検査セットの内容更新による買換えなど、また書庫などの購入をするものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、乳児や障害児等の受入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業補助金、延長保育や一時預かり事業費補助金や子育て支援金などを計上しております。

第19節扶助費は、児童手当などを計上しております。

次に、70、71ページを御覧ください。一番下の欄から72、73ページにかけてになりますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費1,867万3,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、秩父医療協議会負担金などに関する経費でございます。

第10節需用費は、保健センターの光熱水費や施設修繕費などを計上しております。

第12節委託料は、保健センター維持管理のための保守点検や警備委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、保健センターの土地借上料やAED借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、秩父医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、74、75ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費5,180万6,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊産婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などに関する経費でございます。

第1節報酬については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る専門職のパートタイム会計年度任用職員や新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務職員の報酬など、第3節職員手当、第4節共済

費及び第8節旅費につきましては、専門職のパートタイム会計年度任用職員に係る経費を計上しております。

第7節報酬費は、事業実施に伴います医師、看護師、管理栄養士、理学療法士などへの謝金や、町民とつくる健康長寿プロジェクト事業としまして、令和6年度の健康増進計画策定に向けた町民のアンケート結果の分析支援への謝金やラジオ体操講師謝礼などを計上しております。

第10節需用費は、各種検診に要する消耗品やコバトン健康マイレージ事業歩数計、子育て支援みちしるべ事業としまして、妊産婦に寄り添った指導を行うための健康教育啓発グッズや、訪問時に配布する知育玩具などの消耗品を計上しております。

第11節役務費は、各種がん検診の実施や検診結果通知の郵送料、健康増進計画策定に向けたアンケート調査の郵送料や風疹抗体検査手数料などを計上しております。

第12節委託料は、76、77ページにかけてでございますが、各種がん検診、人間ドック、妊婦健診、各種予防接種に伴う医療機関等への委託料や健康増進計画等策定に向けた町民アンケート調査業務委託料、インターバル速歩、体力測定等委託料、生活困窮者に対する健康診査業務委託料などを計上しております。なお、新たに中学3年生のインフルエンザ予防接種を全額公費負担するための予算も計上しております。

第17節備品購入費は、健康増進事業において、幅広い年代が取り組むことができるスポーツ、健康づくりに役立てるためのスポーツ器具の購入や、記録用のデジタルカメラなどを購入する予算、多世代ふれ愛ベース長瀬に健康管理システムを整備する予算として機械器具購入費を計上しております。

1段上のハードウェア保守業務委託料は、健康管理システムの保守料として計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合結核予防費負担金、コバトン健康マイレージ事業負担金、人間ドックや予防接種などを契約外医療機関で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊治療や不育症治療費補助金や、秩父地域1市4町で設置している新型コロナウイルスワクチン接種の予約コールセンターの運営費負担金、妊産婦に5万円を支給する出産・子育て応援給付金などを計上しております。

第19節補助費は、未熟児療育医療費を計上しております。

次に、108、109ページ、下部を御覧ください。第10款教育費、第5項幼稚園費、第1目幼稚園費15万5,000円でございますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園分に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、子ども・子育て支援法の対象とならない幼稚園在園者分の施設等利用給付費を計上しております。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、産業観光課が所管いたします主なものにつきまして、お手元の予算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、労働費関係でございますが、予算書の78、79ページを御覧ください。上段の第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算額11万2,000円は、労働者の雇用の安定と拡大を図るための経費で、説明欄の労働関係団体への補助金や負担金等でございます。

次に、農林水産業費関係でございますが、次の80、81ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業

費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算額849万6,000円は、農業委員会の運営費をはじめ、農地利用の最適化や農業者年金などの受託事務を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第1節報酬の247万7,000円は、農業委員13名と農地利用最適化推進委員4名の委員報酬でございます。

第13節使用料及び賃借料の7万2,000円は、農業委員研修時のバス借上料及び令和4年度に導入した農業委員用タブレット端末2台分のMDM利用料でございます。

第14節工事請負費の431万2,000円と第17節備品購入費の64万6,000円は、新たに市民農園を開設するための経費で、新規事業の市民農園開設地改良工事は、土壌改良をはじめ区画整理や管理路等の整備を行うものでございます。また、機械器具購入費は市民農園の利用者用の管理機3台と農機具小屋1棟を購入するものでございます。

下段の第3目農業振興費の予算額560万円は、生産者や生産団体、新規就農者等の育成支援をはじめ、遊休農地対策や有害鳥獣対策に取り組むなど、町の総合的な農業振興を図るための経費でございます。

主なものといたしましては、第7節報償費の報償金4万5,000円は、鳥獣被害防止対策に関する研修会を2回分開催する講師謝金でございます。

次の82、83ページを御覧ください。上段の第12節委託料の220万円のうち有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣の捕獲及び駆除を北秩父猟友会長瀬支部に委託するものでございます。

次の宝登山地域周辺維持管理業務委託料の180万円は、花の里や野土山周辺の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の302万9,000円のうち、説明欄の最後でございます農業振興支援事業補助金の200万円は、新規事業となっておりますが、既存の新規就農者等支援事業補助金交付要項の一部を改正したもので、主な改正点が3つございます。

まず1つが、補助金の名称を新規就農者等支援事業補助金から農業振興支援事業補助金に変更しております。

2つ目が、退職後の就農者の支援をするため、新規就農者の対象年齢の上限を60歳から65歳に引き上げております。

3つ目が、遊休農地の解消を図るため、休耕地の耕作を再開するために必要な経費の一部を助成するための新たな枠組みを設けております。

次の緑の村管理費につきましては、緑の村設置及び管理条例の廃止に伴いまして廃目整理いたします。

第2項林業費、第1目林業総務費の予算額128万5,000円は、森林緑化をはじめ、宝登山四季の丘の維持管理など、森林保全のための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の宝登山四季の丘管理業務委託料40万円は、ロウバイ植栽地及び遊歩道の除草作業等を宝登興業に委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万2,000円は、宝登山四季の丘用地として借用している共有地30.7ヘクタールの土地借上料でございます。

第15節原材料費の工事材料費17万2,000円のうち14万1,000円は、緑の募金緑化事業の苗木代でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の51万7,000円のうち、説明欄の最後でございます緑の少年団活動費補助金の30万円は、緑の少年団活動に参加する一小、二小、中学の3校の緑の少年団への補助金を交付する

ものでございます。

下段の第2目林業振興費の予算額219万9,000円は、森林環境譲与税を主な財源として、森林の持つ公益的機能の向上と、木材利用の促進や普及啓発等を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の松くい虫予防薬剤注入業務委託料48万3,000円は、野土山の松34本に松くい虫の予防薬剤を注入するものでございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事71万7,000円は、前年度に引き続き、園内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めの改修工事を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の86万7,000円は、次の84、85ページを御覧ください。秩父管内の各市町の森林集積計画の策定に必要な地権者への意向調査等を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

第3目林道費の予算額584万1,000円は、町が管理する林道の維持管理を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の60万6,000円のうち、新規事業であります林道葉原線測量設計業務委託料の41万6,000円は、次の工事請負費に計上しておりますのり面補修工事に係る測量設計業務を委託するものでございます。

第14節工事請負費の新規事業であります林道葉原線のり面補修工事の451万円は、路肩の一部が崩落している林道葉原線ののり面の補修工事を実施するものでございます。

次に、商工費関係につきましてご説明いたします。次の86、87ページを御覧ください。上段の第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算額824万1,000円は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するための経費でございます。

主なものといたしましては、第7節報償費の報償金30万円は、経営革新計画を策定し、県知事の承認を得た中小企業に対し、1件当たり5万円の奨励金を給付するものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料20万3,000円は、消費生活被害の改善向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市へ委託するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の773万5,000円のうち小規模事業指導費補助金の500万円は、小規模事業者の経営や技術の改善発達に資する事業を行う商工会に対し、補助金を交付するものでございます。

次の中小企業融資制度資金借入利子補給金の208万5,000円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を補給金として給付するものでございます。

次の住宅リフォーム資金助成事業補助金の35万円は、町内に住所を有する者が居住の用に供する住宅のリフォーム工事を町内業者に発注した場合にその経費の一部を助成するものでございます。

説明欄の最後でございます新規事業のリノベーション等創業支援事業補助金の30万円は、町内にある建物を活用して新規に事業を開始する法人または個人に対し、新築、増築または改修に要する経費の一部を助成するものでございます。

中段の第2目観光費の予算額3,854万5,000円は、観光施設の維持管理をはじめ、インフォメーションや観光団体への助成など、観光振興を推進するための経費でございます。

主なものといたしましては、第11節役務費の手数料52万3,000円のうち42万7,000円は、桜並木の危険木の処理作業に係る手数料でございます。

第12節委託料の1,498万6,000円のうち観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の216万1,000円は、町内9か所の観光用公衆トイレの清掃作業や施設周辺の除草作業を観光協会及び清心会に委託するものでございま

す。

観光情報館指定管理業務委託料の390万円は、昨年12月の議会において、新たに指定管理者としてご承認いただきました一般社団法人長瀬町観光協会に観光情報館の指定管理業務を委託するものでございます。

その2つ下でございます地域おこし協力隊員委託料240万円は、前年度より240万円の減額となっておりますが、これは地域おこし協力隊の任期が令和5年9月30日までの半年間で終了することによるものでございます。

次の観光アドバイザー業務委託料の180万円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、観光振興に特化した外部専門家を招聘し、現在観光協会では着手しております着地型旅行の仕組みづくりや、長瀬観光に合致した、先進地事例を題材にした講座や研修会などの事業を地域観光アドバイザーである花田氏に委託するものでございます。なお、この事業費の180万円につきましては、全額が特別交付税措置されることとなっております。

説明欄の最後でございます新規の長瀬観光QRガイドマップ作成業務委託料369万5,000円は、観光パンフレットをデジタル化し、QRコードから簡単にアクセスしてウェブ上で閲覧できる、多言語に対応した観光ガイドマップを作成するもので、まち歩きやハイキングに適したスマホ用のアプリケーションでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万2,000円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料及び大型観光誘導看板3基分の敷地使用料でございます。

第14節工事請負費の新規事業であります長瀬駅前モニュメント除却工事1,054万1,000円は、長瀬駅前の景観を改善し、観光地としてのイメージアップを図るため、故障中のモニュメントの除却工事を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の772万円は、観光協会や船玉まつり実行委員会をはじめ、説明欄の観光関係団体等への補助金や負担金等でございます。

以上で産業観光課関係の当初予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

当初予算書の88、89ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費586万3,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費となっております。

第10節需用費347万4,000円のうち光熱水費288万5,000円は、道路照明灯140基分の電気料でございます。

第12節委託料105万6,000円は、土木積算や測量計算などに必要な各種システムの保守業務委託料でございます。

次に、第2目道路維持費3,654万9,000円でございますが、道路の維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事、行政区からの要望に基づき行う原材料支給や町道未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業など、町道等を維持していくための経費でございます。

第12節委託料1,378万1,000円は、町道の除草、除雪業務、道路愛護保全管理業務、道路台帳補正業務、

通学路安全対策の測量設計監理業務、また新規事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕計画更新業務として、過去5年間の点検結果や修繕内容を反映し、より実態に即した計画に更新するため、業務委託により行うもので、74万4,000円を計上いたしました。

また、測量設計監理委託料でございますが、近年児童生徒が通学中に犠牲になる事故が全国的に多発している現状を踏まえ、通学路安全点検において小中学校から対策を要望された箇所につきまして、交通安全施設の整備を推進し、通学児童生徒の安全を確保するために、町道本中7号線の用地測量業務委託料244万円を計上いたしました。

第14節工事請負費1,862万6,000円でございますが、次の90、91ページを御覧ください。まず、町道補修工事でございますが、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線が多く、道路新設改良工事では対応し切れない箇所の補修工事や舗装の打ち換え工事を実施するもので、650万円を計上いたしました。

町道舗装工事でございますが、こちらは令和2年度からの事業で、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった未舗装町道について、簡易舗装工事を実施することにより、住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることを目的として179万9,000円を計上いたしました。

交通安全施設整備工事につきましては、危険箇所へのグリーンベルトの設置や防護柵の設置工事でございます。

また、橋梁長寿命化修繕計画により、道路橋梁の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判定された橋梁のうち、部材の劣化や腐食が進んだ1橋、大字長瀬地内、無名32号橋の修繕工事費638万2,000円を計上いたしました。

次の通学路安全対策推進整備工事費340万8,000円でございますが、通学路安全点検において小中学校から対策を要望された箇所に、区画線、グリーンベルトの設置や防護柵、道路反射鏡の設置工事を行うものでございます。

工事箇所等につきましては、事前に配付させていただいておりますA3判の令和5年度建設課事業予定箇所一覧図にてご説明いたしますので、申し訳ありませんが、一覧図を御覧いただきたいと思います。A3判のカラー刷りの図面なのですが、よろしいですか。

まず、黒色で表示してあります箇所でございますが、生活関連道路整備事業、舗装工事予定箇所でございます。2か所ございまして、いずれも大字本野上地内で、1か所は下山区、第一小学校プール脇の町道本中82号線で、延長45メートル、もう一か所は上袋区、野上駅東側の町道本中59号線で、延長90メートルの簡易舗装工事を予定しております。

次に、黄色で表示しております箇所でございますが、交通安全施設整備事業の実施予定箇所でございます。まず、右上に記載がございます町道矢那瀬5号線防護柵設置工事でございますが、矢那瀬消防詰所跡地の沢沿いに防護柵の設置を予定し、やや左に記載がございます幹線26号線グリーンベルト設置工事でございますが、たけのこ保育園前の町道で、延長24メートル、道路の両側にグリーンベルトを設置する工事を予定しております。

次に、緑色で表示しております箇所でございますが、橋梁施設修繕事業実施予定箇所でございます。地図左下にございます無名32号橋修繕工事でございますが、大字長瀬地内、長瀬宝登山区内、町道長瀬27号線に架かる橋でございまして、劣化や腐食が著しい橋梁の修繕工事を予定しております。

次に、紫色で表示しております箇所でございますが、通学路安全対策推進整備事業実施予定箇所でございます。まず、右上に記載がございます大字岩田地内、幹線34号線道路反射橋整備工事でございますが、

東洋パーツ株式会社裏の町道に道路反射橋 1 基を設置する工事を予定しております。

次に、地図左上に記載がございます大字野上下郷地内、町道野上下郷52号線転落防止柵設置工事でございますが、カミタルク株式会社の脇の幹線31号線を50メートルほど上った交差点を長瀬方面へ左折した町道で、延長15メートルの転落防止柵を設置する工事を予定しております。

次に、その下に記載がございます町道野上下郷12号線路面標示整備工事でございますが、株式会社アミヤ興業の山側に通る町道で、国道と町道の接道部分に交差点の注意喚起を促す路面標示を設置する工事を予定しております。

次に、その下に記載がございます大字野上下郷地内、町道野上下郷150号線防護柵整備工事でございますが、千葉スチール工業株式会社脇の幹線30号線を国道から200メートルほど入った箇所から消防団第2分団第1部の詰所方面に向かう町道で、延長50メートルの防護柵を国道側に設置する工事を予定しております。

次に、その下に記載がございます本中7号線歩道整備でございますが、この事業は令和4年度からの事業で、長瀬中学校校庭横の国道140号線の手押し信号機から町営袋団地方面に向かう町道で、延長93メートルの歩道整備に伴います用地測量業務を予定しております。

最後に、地図中央やや下に記載がございます幹線25号線グリーンベルト設置工事でございますが、長瀬第一小学校歩道橋から荒川方面に向かう幹線25号線で、延長は112メートルで、道路の片側にグリーンベルトを設置する工事を予定しております。

では、予算書の90、91ページにお戻りいただきたいと存じます。第3目道路新設改良費3,766万8,000円でございますが、町道の新設改良工事等を行うために必要な経費でございます。

第12節委託料644万円でございますが、長瀬49号線測量設計業務委託料や長瀬23号線分筆登記業務委託料でございます。

第14節工事請負費2,861万7,000円でございますが、本中117号線道路改良工事ほか3路線の工事費でございます。

第16節公有財産購入費34万6,000円、第21節補償、補填及び賠償金226万5,000円でございますが、改良工事に伴います土地購入費や物件の補償金でございます。

工事箇所につきましては、再度A3判の令和5年度建設課事業予定箇所一覧図でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、一覧図を御覧ください。この地図にお示ししてございます赤い表示が道路新設改良事業予定箇所でございます。

まず、地図右上の岩田7号線側溝整備工事でございますが、道光寺と東洋パーツ株式会社さんの中間に通る町道で、延長40メートルの側溝整備工事を予定しております。

次に、図面中央左に記載がございます本中117号線道路改良工事でございますが、延長84メートルの改良工事、物件移転補償を予定しております。

次に、図面右下に記載がございます幹線1号線道路改良工事は、今年度実施いたしました整備箇所から上長瀬路方面へ向かい、延長61メートルの改良工事、物件移転補償を予定しております。

次に、図面左下に記載がございます長瀬49号線道路改良工事でございますが、令和5年度から新たに実施予定の事業で、延長130メートルの狹隘道路の測量設計業務委託でございます。

最後に、図面一番下に記載がございます長瀬23号線、50号線道路改良工事でございますが、延長83.6メートルの改良工事、分筆登記業務、用地購入を予定しております。

再度予算書の90、91ページにお戻りいただきたいと存じます。次に、第4目まちづくり推進費180万2,000円でございますが、建築確認進達業務、道路後退に基づく測量業務及び用地購入を行うために必要な経費、また新規事業といたしまして地籍調査事業全体計画等策定業務を行うための経費でございます。

第12節委託料145万4,000円のうち、新規事業といたしまして地籍調査事業全体計画等策定業務を実施するため、49万6,000円を計上いたしました。

この地籍調査事業は、国土調査の一環として行う調査で、土地の位置、形、地目、面積、地権者などを明らかにする目的で行う事業でございます。今回計上いたしました全体計画等策定業務は、地籍調査事業開始に先立って行う業務で、事業の全体像を明らかにし、事業完了までに要する費用や時間等を可視化することにより、事業の進め方の確認や対外的な説明などに使用できる具体的資料として計画を策定するものでございます。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費3,398万4,000円でございますが、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費でございます。

第14節工事請負費2,960万6,000円でございますが、銅の入沢護岸整備工事ほか2か所の工事費で、工事予定箇所についてでございますが、申し訳ありませんが、再度一覧図を御覧いただきたいと思います。この地図にお示ししてございます青い表示が河川改修事業予定箇所でございます。図面左上に記載がございます大字野上下郷地内、堂坂沢水路整備工事は、延長54メートルの水路整備工事を予定しております。

次に、図面右上に記載がございます大字岩田地内、山入沢護岸復旧工事は、延長25メートルの護岸に大型土のうを設置する工事を予定しております。

次に、図面中央やや右下に記載がございます大字井戸地内、銅の入沢護岸整備工事は、延長69メートルの護岸整備工事を予定しております。

最後に、図面右、一番下に記載がございます大字長瀬地内、地藏堂水路修繕は、延長50メートルの水路修繕を予定しております。

申し訳ありませんが、予算書にお戻りいただきまして、91ページの下段を御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金347万4,000円のうち、急傾斜地崩壊対策事業負担金342万5,000円を計上しておりますが、これは埼玉県が行う事業で、大字野上下郷滝の上区内、宿本地区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された危険箇所の災害対策事業に法定分、年度事業費の5%分の負担割合を負担するものでございます。

次に、92、93ページを御覧ください。第3項住宅費、第1目住宅管理費5,053万7,000円でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費でございます。前年度予算より3,778万5,000円の増額となっておりますが、これは袋団地外壁等改修工事を予定していることが主な要因でございます。

第10節需用費291万3,000円のうち施設修繕費200万円につきましては、主に入居者が退居した空き部屋や新規に入居する際の部屋等の修繕費でございます。

第12節委託料310万7,000円のうち、新規事業といたしまして、袋団地外壁等改修工事管理業務委託料199万7,000円は、町営住宅袋団地C棟の経年劣化による外壁等の改修工事を行うための管理業務委託料でございます。

第14節工事請負費3,800万円でございますが、新規事業といたしまして、袋団地C棟の外壁等改修工事を行うため、計上いたしました。

第17節備品購入費50万円でございますが、町営住宅塚越団地の入居希望があった場合において、浴槽、給湯設備を町で設置し、入居希望者の負担軽減を図るため、計上いたしました。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費260万1,000円でございますが、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬莱島公園の維持管理を行うために必要な経費でございます。

第12節委託料129万3,000円につきましては、建設課で所管する各地区公園の除草作業及びトイレ清掃業務をそれぞれ業務委託により行うものでございます。

以上で建設課関係のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 次に、教育次長、よろしくお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 続きまして、教育委員会関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の98、99ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,231万9,000円を計上しており、前年度に比べ、544万9,000円、2.1%の増でございます。

初めに、第1項教育総務費、第1目教育委員会費53万5,000円でございますが、教育に関する事務を管理執行するための教育委員会の円滑な運営などに関する経費でございます。

第1節報酬は、教育委員4名分の報酬を計上しております。

次に、第2目事務局費1億3,596万9,000円でございますが、教育委員会事務局の運営と、学校運営が円滑に行われるための事務等に関する経費でございます。

第1節報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく委員報酬及びそれ以外の報酬は会計年度任用非常勤職員の報酬を計上しております。

また、児童生徒の読書活動が活性化するように、学校図書室の整備充実を図ることを目的に学校司書補助員を新たに配置するものでございます。

第2節給料から第4節共済費までと101ページの第8節旅費につきましては、教育長及び再任用職員1名を含めた事務局職員12名の給料、職員手当等、共済組合負担金及び旅費、また会計年度任用職員の期末手当及び社会保険料などを計上しております。

100、101ページを御覧ください。第7節報酬費は、秩北建設組合長瀬支部へ小中学校施設修繕作業を毎年行っていたいております、その作業への謝金や、中学生学力アップ事業講師謝金などを計上しております。

第11節役務費は、学校におけるＩＣＴ環境の年次更新手数料などを計上しております。

第12節委託料は、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、ＩＣＴ支援員配置業務委託料や学校職員健康診査委託料などのほか、小学校統合に伴う第二小学校物品移転輸送業務委託料を新たに計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、小中学校の校務用コンピューターリース料、ウイルス対策ソフト使用料、校務支援システムリース料などのほか、小学校統合に向けた交流事業用のマイクロバス借上料、第二小学校閉校式典器具借上料を新たに計上しております。なお、コピー機借上料につきましては、これまで各学校で計上していたものを事務局費にまとめたものでございます。

第14節工事請負費は、小学校統合に伴い、第一小学校の教室電源を改修するため、新たに計上しております。

第17節備品購入費は、小学校統合に伴い、第一小学校にタブレット保管庫、ファイルサーバー、エアコ

ンを購入するため、新たに計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、次の102、103ページを御覧ください。加盟団体への負担金のほか、小中学校修学旅行補助金、中学生電車通学者通学費補助金などを計上しております。

また、検定料助成金の対象に漢字検定を追加したほか、第二小学校閉校惜別の会の開催、記念誌の作成などを支援するための補助金を新たに計上しております。

なお、小中学校入学祝金及び高校生通学補助は、「はつらつ！こども応援金」及び「はつらつ！就学・通学応援金」の実施に伴い、皆減となっております。

第19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など、また特別支援教育就学奨励費として学用品費などの支給を計上しております。なお、学校給食費の無償化に伴い、学校給食費分が減となっております。

次に、第3目育英費202万円でございますが、経済的な理由により就学困難な者への奨学金の貸与等に関する事務でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、長瀬町に在住し、就業している奨学金の返済者に対し、奨学金利子への助成金を計上しております。

第20節貸付金は、育英奨学資金と入学準備金を計上しております。

次に、第2項第一小学校費、第1目学校管理費1,244万円でございますが、学校運営や維持管理のための事務等に関する経費でございます。

第10節需用費は、消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。特に電気料については、他の町施設同様、増となっております。

104、105ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料は、駐車場土地借上料のほか、本年度補正で実施いたしました学校と保護者との連絡用のアプリ利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費46万1,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、児童用及び指導用図書購入費などを計上しております。

次に、第3項第二小学校費、第1目学校管理費778万4,000円でございますが、学校運営や維持管理のための事務等に関する経費でございます。

第10節は、消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。特に電気料につきましては、他の施設同様、増となっております。

106、107ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料は、学校農園土地借上料のほか、先ほど説明いたしました、補正で実施しました学校と保護者との連絡用アプリの利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費286万5,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備及び複式学級対応に関する経費でございます。

第1節報酬から第8節旅費までは、今年度同様に複式学級学習指導員を雇用するための予算を計上しております。

第17節備品購入費は、第一小学校と同様に児童用及び指導用図書購入費などを計上しております。

次に、第4項中学校費、第1目学校管理費1,424万4,000円でございますが、小学校同様に学校運営や維持管理のための事務等に関する経費でございます。

第10節需用費は、消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。電気料につきましては、

他の学校と同様、増となっております。

108、109ページを御覧ください。第12節委託料は、排水管高圧洗浄等業務委託料を新たに計上しております。高圧洗浄は、小中学校3校を年度ごとに順番に実施しており、令和5年度は長瀬中学校で実施するものでございます。

第13節使用料及び賃借料は、テニスコート用地借上料のほか、小学校同様に学校と保護者との連絡用のアプリ利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費61万7,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、生徒用図書購入費などを計上しております。

次に、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費98万8,000円でございますが、社会教育振興のための事務等に関する経費でございます。

110、111ページを御覧ください。第7節報償費は、家庭教育学級講演会講師謝金などを計上しております。

第10節需用費は、人権作文集作成のための印刷製本などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、文化団体連合会や人権教育推進協議会補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費2,134万9,000円でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター運営に関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費及び第8節旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員2名を雇用するための経費を計上しております。

第10節需用費は、施設運営に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。電気料につきましては、他の施設同様、増となっております。

第12節委託料は、施設設備維持のための各種委託料や、次ページ、112、113ページを御覧ください。平日夜間と土日祝日の受付管理などの委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、中央公民館土地借上料などを計上しております。

次に、第3目文化財費635万8,000円でございますが、文化財保護審議会の運営、文化財の保存や、旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理などに関する経費でございます。

第10節需用費は、旧新井家住宅及び郷土資料館施設維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。特に電気料につきましては、他の施設同様に増となっております。

第13節使用料及び賃借料のうち旧新井家住宅及び郷土資料館土地賃借料は、緑の村の廃止により産業観光課から移管されたものでございます。

114、115ページを御覧ください。第14節工事請負費は、郷土資料館玄関階段補修工事を新たに計上しております。

次に、第4目青少年健全育成費39万4,000円でございますが、青少年健全育成に係る事業に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費221万4,000円でございますが、スポーツ推進を図るための団体への支援などに関する経費でございます。

第1節報酬は、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、スポーツ協会やスポーツ少年団補助金などを計上しております。

次に、第2目体育施設費89万8,000円でございますが、総合グラウンド、塚越グラウンド維持管理に関する経費でございます。

116、117ページを御覧ください。第14節工事請負費は、総合グラウンドに設置してある時計の老朽化による撤去を新たに計上しております。

次に、第3目学校給食費5,293万円でございますが、安心安全な学校給食を提供するための経費でございます。

第2節給料、第3節職員手当と第4節共済費につきましては、会計年度任用技能労務職として雇用する学校給食センター調理員11名分の給料、期末手当、社会保険料を計上しております。

第10節需用費は、学校給食センター維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費及び賄材料費などを計上しております。

なお、賄材料費は、学校給食の食材購入費でございますが、保護者負担の軽減を図るため、小学生4,100円、中学生4,800円、月額ですが、その全額を令和5年度から負担するものでございます。

118、119ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、会計年度任用技能労務職退職手当負担金、関係団体負担金のほか、学校給食費無償化に伴い、町外の学校に通う児童生徒に対する補助金を新たに計上しております。

第4目町民プール管理費9万8,000円でございますが、町民プール維持管理に関する経費でございます。

第13節使用料及び賃借料は、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借上料を計上しております。

以上で教育委員会関係主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 以上で各所属長の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスクを取ってしゃべらせていただきます。

では、全体的なことからというふうなことで、予算書の中にデジタル関係のことが大変多く含まれているのですが、この予算額とは関係なしに、要するにDX何とかかんとか、デジタルトランスフォーメーションということで出てくるのですが、行政と時代をマッチングさせたということで、職員育成や職員の知識向上ということについてかなり取り組んでいかなければうまく進まないのではないのかなと思いますので、そのことについてどのように行っているのかということ。

それから、2021年の県の発表を見ると、当町の公債費比率が12.9%と。こういうのは、資料がちょっと

古かったりして出てくるのですが、今年のを見るとやや少なくなって、9.6%ぐらいかなという感じがするのですが、まだこれちょっと公債費比率が高いかなというふうな感じがします。この点について、財政健全化ということで、どのように捉えて予算を立てているかということ。

あとは、光熱水費なのですが、昨日も光熱水費の補正予算が出ました。12月議会のときもかなり光熱水費が上がったというふうなことなのですが、この光熱水費、これ予算書各所に出てくるのです。これを見ると、非常にばらばらといいますか、例えば観光費の87ページのところには、観光は297万4,000円ということで出ているのですが、これ1.07倍なのです。ところが、非常に増えていて、公民館費が一番増えているのですが、725万5,000円で、3.22倍と。光熱水費が前年度比3.22倍、私が計算したところ。あと、学校等においても2.41倍とか、第一小は2.35倍なのですが、そういうところもあると。あとは、平均的に1.48倍とか1.55倍とか、非常にばらつきがあるのですが、この見積りがその部署によって大分違っているのかどうか。特に今回、間に合わなかったのだと思うのだけれども、この光熱水費が上がった理由について、この庁舎に対する答弁だったと思うのですが、電力会社のほうが非常に上がったので、光熱水費が補正されたという説明だったのですが、昨日のお話ですと、国から電力会社にお金が行ったので、それで安くなっているというお話だったのです。だから、どうなっているのかなと。この光熱水費の見積りが大分違うということについて。

あと、全体的なことということで、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による歳入というのですか、要するに事業債が3,500万円なのです。過疎地域の持続的発展支援ということでは、もっとこれ使えたのではないのかなというのですが、これ限度額というのがあるって、これしか使えないのかどうかということについて。

あと、今度は歳出についてなのですが、まず37ページになりますが、総務費の一般管理費の2節、給料総額が微増しているわけなのですが、要するに一般職、教育職、特別職等についての人数割合といいますか、人数が5年度どうなっているのかということについて。

あと、41ページの広報広聴費、委託料、マスコットキャラクター作成について、225万3,000円予算化されていますが、U-15未来会議でも提案があったと。子供たちのそういう視点があったということであるというふうなことなのですが、一度は廃案になって、一度はやるということだったのだけれども、やらなかったというふうなことで、子供のそういう意見があるということは、そういうのも必要なのかということもあろうかと思いますが、一般的に、では住民がこういうものを望んでいるのか、いや、それとも要らないのではないのかというふうなところ、どういう理由でこれをまたここに出してきたかということ。

あと、43ページですが、財産管理費の使用料というふうなこと、これコピー借上料というのが庁舎とか公民館とか学校とかいうので大分違うのです。コピーの借上げとリースでお金が違うのか、このコピーの借上料ということについて大分差があるので、どうなっているのかということ。学校については、今まで学校別に出ていたのが一般管理費のほうでということになっているのですが、3校のを足したのよりも大分高くなっているような気がします。

それから、122ページですが、特別職というのが、これ後ろのほうへ飛んでいますけれども、プラス132人ということになっています。216万円増加しています。去年大分少なくなったのですよね、去年というか本年度。ところが、来年度予算で132人も何とか委員、何とか委員という特別職が増えているのですが、また132人も増やしたといいますか、増えた理由、これいろんな委員さんがいると思いますが、その辺について。

あと、定住促進のお金については、来年度から大分変わったということで、これはいいと思います。1つだけ、移住就業等支援金というのは、東京からの移住に限定、または県南地方で東京へ勤めている人がこちらへ戻ってくるというふうなことでの予算なのですが、これは縛りがあるのですか。こういう縛りがあって、これでなければ駄目なのかというふうなことです。ちょっとほかから、群馬県から来たとかいう人と差が出てしまうのだけれども、これは仕方ない、この縛りのためかということ。

あと、59ページ、避難行動要支援者システムソフトウェア保守委託料というのが39万6,000円あります。昨年度もこの質問をしましたけれども、この避難行動要支援者について、今現在では健康福祉課で、その名簿とといいますか、それを持っているかもしれませんが、災害が急に起きたときに誰が避難行動要支援者なのかというのが地域で掌握できないと思うのです。どういうふうにそれを実際のそういう災害があったときに運用していけるのかと。それがなくて、ただ避難行動要支援者だけ作っても、実際問題としてそれが運用できないのではないのかというふうなことについて。

それから、これ致し方ないと思うのですが、介護給付費とか訓練等の給付費等が年間約1,000万円ずつ上がっているのです。ということは、10年たてば1億円上がって、そう計算どおりいくか分からないですが、このことについて、サービスを少なくすることもできないだろうから、介護保険ですか、そういうのを上げていかなければいけない状態が出てきているのかどうかについて、分かればお願いします。

あと、61ページ、元気と安心お助け隊の補助金、それから福祉タクシー利用料助成金について見ると、合計しても100万円ぐらいなのです。タクシーは、8時以前は使えないというふうなことがあって、どうしても使いたかったのだけれども、8時を過ぎないと駄目ですよと言われたとかいうので使いにくいと。これは、業者さんがそう言うのだと思うのですが、このことについて、元気と安心お助け隊のほうも、広報等で前知らせてもらったのですが、これまだ認知していないとか登録できていないとかいう人がいるので、せっかくのことなので、要するに公共交通機関の整備がいかない状況であれば、もう少し予算を取って、活用できるようにしていくことが必要なのではないのかなということについて。

あと、67ページ、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料227万7,000円、これ業者委託しないといけないのですか。子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査です。これ古いのもあったりするだろうから、そういうのをもう少し町サイドでプリントアウトして変えてやっていけば、これほどの予算はかからないのではないかなと。経費節減ということで、そういうふうにやる必要があるのではないかなということで質問します。

あと、たくさんあるのですが、71ページ、空家対策協議会委員の報酬3万3,000円、これ何人で何を実施しているのかと。それで、そこで掌握した空き家数はどれだけになっているのかということについて、これも予算が非常に少ないので、なかなか掌握できないのではないかなと、この点について。

あと、77ページだったと思いますが、ふれ愛ベースで機械器具購入とあるのですが、これ何を購入するのかということをお聞きしたいと思います。

あと、83ページの農業振興支援事業補助金で200万円と。先ほど説明がありましたが、1つだけ、休耕地の農地への復活についての援助、補助をするというような項目があったと思うのです。ということは、その地主さんが休耕地かどうかということを分かっているなければ、補助をお願いするということができないのではないのかなという気がするのですが、町から指定して、ここ休耕地だから農地へ復活しましょよということはやらないのだと思うので、実際問題として、予算も少ないですが、この休耕地を農地へ復活するということについてどう捉えているのかと。

あと同じように、宝登山四季の丘遊歩道改修工事、あと緑の村というのですか、花の里辺りですか、ということについての整備、これいろいろ歩く人がいたりとか、そういうことでやらなければならないのだと思うのですが、これ80万円と180万円だったかな、お金を拠出しているのですが、これは土地というのについては多分町有地だけではないと思うのです。個人所有の土地も含まれていると思うのですが、どこが何平米とか、そういうことは必要ありませんけれども、概略として個人所有の土地を含んでいるのではないかなという気がします。このことについて。

あと、87ページの商工総務費の中で、リノベーション等創業支援事業補助金、これ30万円なのです。非常に少額です。このリノベーションという言葉、革新とか、刷新とか、修復とか、そのようなことだと思うのですが、ということは、新たに革新的なとか、事業形態を変えてとか、そんなふうな業者さんを指しているのだろかなと思います、どのように選定するのかというものは何か方策があるのかどうか。

あと、観光アドバイザーにつきましては、国のほうの100%ということやられるようですが、埼玉県でも観光アドバイザー制度とかがあって、県でお金を出していただけるというふうなところがあるのですが、ちょっと調べたのですが、コロナ後に行きたい観光地というので、第1位が神奈川県と。最下位が埼玉県というふうなことで、トリップアドバイザーというところから出ていました。意外だなと思ったのですけれども、この観光アドバイザー制度の活用、先ほど説明はいただきましたけれども、有効に活用していただきたいと。

あと、91ページ、道路新設工事の幹線1号線なのですが、61メートル、本年度は29メートルだったような感じがしていますが、576万3,000円ということなのですが、今ちょうど工事していますよね。あの工事のところを見ると、今工事しているところだから、工事途中だからでも、車で走ってみると、何か道路面よりも排水溝のほうが高いような気がちょっとするのです。あれで水が流れるのかなという気がします。多分あそこは歩道つけると狭くなるから、歩道はつけなくて側溝だけの整備だろうと。そうすると、この道路新設工事ではどこまで行くのだと。61メートルということは、かなり先の左斜めに戻る道がありますよね。あの辺までかなという気がするのですが、あの辺までだと住宅もあつたりするので、どの辺までと。あと、かなり工事のやり方によっては狭くなってしまいます。だから、どのような工事をするのか。それから、あそこに何軒か住宅もありますので、その隣接住民の方の理解というのはもう得られていて工事を計画しているのかどうか。

あと、照明灯のことが出てきたのですが、総務課の防犯灯、ちょっと関連して調べてみたら、防犯灯は1基について電気代が1万3,052円なのです。多分総額割る963基で、照明灯のほうは140基で割ってみると2万607円なのです。この防犯灯と照明灯、電球によって大分出力が違うのかなということで考えているのですが、どういうことかと。

あと、観光アドバイザー、ちょっと前後してしまって申し訳ないのですが、このもじゃもじゃを映すと観光ガイドが出てくるというふうなものについて、業者さんが作ってきたら、それを確認して、これでいいですよというのは担当課のほうでやられるわけですよね。そうでないと、周遊の観光というのが今メインになっていますので、ただ観光地、宝登山神社ですとか、そういうことだけに済まないで、ぜひ周遊できるようなものにしていただきたいという要望を兼ねて。

あと、商店さんについて、特定のお店等の紹介とかが出てくるのですか、その中に。やっぱり観光の中には食とかお土産とかいうこともあると思いますので、以前観光マップなんかでもお店の名前が出たりするのが出ていないところと出ているところがあつたりするような気がするのです、そんなふうな扱いについ

て。

あと、公園管理費について、93ページ、129万3,000円ですか、除草作業費、除草委託料というのがあるのですが、当初予算の概要で見ると、当初予算の14ページに255万4,000円とあるのは、これトイレの清掃代とかも含んでの値段だったのかな。ちょっとこのところ分からなかったの、まだそこまで調べ切っていないので、すみません。

あと、97ページ、防災対策費です。その中で、244万5,000円、防災行政無線保守点検業務委託料というのがあるのですが、今日だったかな、防災行政無線の10機のバッテリー交換か何かというようなことで出ていましたけれども、毎年これ出ているのですが、これ毎年やらなければ防災行政無線がうまく回らないのか。そうではなくて、車のバッテリーなんか考えてみると3年ぐらいもつような気がするのですが、どういうふうにやっているのかということ。

あと、99ページ、学校統合準備委員会の報酬が77万4,000円ですが、これ何回程度会議を予定しているのかというふうなこと。

あと、101ページに行きます。児童の登下校時安全対策委託料が66万8,000円とあるのですが、本当に毎日児童生徒の登下校の安全を見守っていただく方々には頭が下がります。ちょっとこの間ご苦労さまですということで話したのですが、2種類あって、私たちは無償ボランティアなのだと。無償ではない人もいるのだというふうなことなのですが、同じベストみたいなのを着ていて、もし同じようなことでやっているのであれば、無償の人たちにももう少し予算を上げて、多少この金額をアップして有償ボランティアみたいにできるのではないのかなということで、実際問題、この66万8,000円の人数というのですか、登録人数が分かればお願いしたいと思います。

あと、103ページの負担金、補助金、交付金というところで、新たに第二小学校閉校記念事業実行委員会補助金600万円というのがあります。これについては非常に疑問に思います。というのは、昨年北海道の、今ちょっとメモしてこなかったの、閉校したところがあるのですが、そこが120万幾らでこの閉校式典をやっているのです。要するに閉校記念事業。那須塩原市の小学校も、これは何年か前なのですが、やはり百何十万円なのです。何で当町は600万円予算かと。少なくとも200万円ぐらいで抑えて、400万円ぐらいは子供たちの教育に予算を向けるべきではないかと。大分向けてもらってあると思いますが、これ600万円はかけ過ぎではないかなと私は思います。ぜひ縮小して、予算はもう少し切り詰めてやるとか、イベント代で600万円消えてしまうというのはちょっと納得がいかないので、説明をお願いします。

あと、財政調整基金について、あと減債基金、ふるさと応援基金の積立額、それから公共施設の積立金の現在高といいますか、5年度末見込みでもいいです。お幾らになっているのかというふうなことについて。

あと最後に、公営企業についてということで、これ公債費なんか全部返還とか含まれているわけですよ。その額がちょっと、私の見方が下手だったのか、分からないので、それが分かれば知らせてほしいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、デジタル関係の関係につきまして、職員の知識向上をどのように図っているかということにつきましては、今年度につきましては、総務省の地域情報化アドバイザーの方をお呼びしまして、庁内の職員

全員にDXとは何かというところからDXの基本知識等について研修を行っております。

2点目、公債費の予算の立て方についてなのですが、これにつきましては、これまで借りた起債の償還に当たりますので、決まり切った金額というところになっております。なお、令和5年度当初予算につきましては、地方債の起債につきましては、交付税措置等がある有利な起債と、あと普通交付税の代替財源である臨時財政対策債のものに限って行っていく予定にしておりますので、交付税措置がないような地方債は借りないようにしております。

また、3点目の光熱水費の見積りが各施設ばらばらではないかというところにつきましては、まず庁舎や小学校、中学校、公民館等は高圧の電気契約となっております。これらにつきましては、今までなのですが、かなり値段が安い業者様と契約できていたところでございます。ただ、今年度になりまして、その業者様が電気事業から撤退するというような話がありまして、急遽大手の電力会社さんと契約せざるを得なくなりまして、今まで格安で払っていた電気料が標準的な値段と。あとは、昨今の電気料の高騰を受けまして、金額が大きくなっているところでございます。

また、昨日のお話として、12月補正時から下がったというところなのですが、その12月補正時の予算を立てたときの電気料の値上がりを見ますと、燃料調整費というので、原油高に特に大きく左右されるものがあるのですが、それがかなりの上がり調子であったところ等も含めまして、今後どんどん電気料金が上がってくるのではないかという前提で試算をしていたところでございます。ただ、そのときに政府のほうでどのくらい支援策がある等も分かりませんでしたので、結果的には政府のほうで一般家庭も含めて電気料の軽減の支援策を行ったということでございまして、当初見込んでいた電気料の値上がりが政府の補助によってそこまで上がらなかったというようなことがありまして、補正のほうは下がった次第でございしますが、当初予算のほうにつきましては、そもそも安いところと契約していたというところもございまして大きく上昇しているところでございます。

4点目につきまして、過疎対策債の関係なのですが、限度額これしか使えないのかというところなのですが、基本的に今回地方債の起債で充てさせていただきました河川事業以外につきましては過疎対策債の発行を考えております。ただ、予算書のつくりとしまして、過疎対策債と書かせていただいたものにつきましては、それはソフト分ということで、ソフト分に充てられるものは3,500万円、限度だと思いますが、それは過疎対策債と記載させていただいたのですが、道路関係等につきましては、過疎対策債以外も発行できるものもございますので、ハード面につきましては事業名を主に書かせていただいたような状況でございします。なので、基本的には過疎対策債を発行しまして、有利な起債でやっていくものでございします。なお、河川につきましては、過疎債と同様の交付税措置があるものがございしますので、それを使用させていただくものでございします。

続きまして、5点目のマスコットキャラクターにつきまして、こういった理由でまた再度予算計上させていただいたのかというところにつきましては、前回マスコットキャラクターを予算計上させていただいた際には、コロナ禍に突入してしまいまして、マスコットキャラクターの募集をしたり、そのような状況ではないだろうというところから見送った経緯がございします。なので、今回コロナが落ち着いてくるところもございしますので、令和5年度当初予算で新たに計上させていただいたものでございします。

続きまして、コピー機借上料について、差があるのではということなのですが、現行の庁舎や保健センター等で使っているコピー機につきましては、借上げから相当な年数がたっております。なので、昨今の物価上昇等が考慮される前の金額で引き続き契約できていることから、教育委員会と比べますと金額が上

がっていないのですが、教育委員会のほうにつきましては、今年度コピー機の入替えを行ったこと等によりまして、単価が上がっているというところでございます。なので、今庁舎で使っているものも相当耐用年数が過ぎて使っていることもございまして、今後は更新が必要となってきますので、そうした場合には、コピー機の単価自体が上がってくるというところになってきます。

続きまして、移住就業等支援金につきまして対象に縛りがあるのかというところについてなのですが、これにつきましてはまず国があらかたの対象とかの制度を示しております。その中で、東京23区や東京圏から通われるなので、群馬県とかは入らない。東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏から通われている方が当町に移住した場合が対象になるというような制限がありますので、国のほうでもう既に縛りがあるというところでございます。

また、公共交通の関係でお助け隊の補助金をもっと取るべきではないかというところにつきましては、公共交通の拡充の際にこの補助金分についても増額させていただいております。なので、今回の令和5年度当初予算では増額というところはありません。

最後に、基金の残高見込みにつきましては、令和3年度末の決算額から、令和4年度の予算額の繰入れであったり積立て、また令和5年度の繰入れであったり積立てを考慮しますと、令和5年度末残高見込みが、財政調整基金は4億5,556万円、減債基金につきましては4億5,385万1,000円、ふるさと長瀬応援基金につきましては7,998万4,814円、公共施設整備基金につきましては6億1,720万2,157円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、全体の令和5年度の職員数でございますが、町長部局の職員が63名、教育部局の職員が10名、特別会計で国保会計職員3名、介護会計職員2名、計78名が定数管理上の職員となります。また、定数管理とは別に再任用短時間職員が3名で、合わせまして一般事務職員が計81名となります。

続きまして、会計年度任用職員数なのですが、フルタイム職員が3名、短時間職員が61名で、計64名となります。

続きまして、122ページの給与等の明細のほうの本年度のその他の特別職が昨年度より132名増えているということなのですが、令和5年度は選挙が3回あります。その当日の立会人の方、また期日前の立会人の方も特別職となりますので、そちらの方も含んでおります。

また、この特別職の中には、消防団員、あとは各種委員、それと新たに公共施設あり方検討委員さんとか、あと計画の策定の関係で健康福祉推進委員さん等も含んでおる関係で増員となっております。

続きまして、防犯灯関係なのですが、総務課で管理しております防犯灯なのですが、まずワット数で金額が違います。10ワットが916基、20ワットが20基、合わせて936基、総務課で管理しております。10ワットのほうが年間1基当たり2,472円、20ワットのほうが年間3,612円の電気料がかかっております。合わせまして、合計でこちらのほうが233万6,592円というふうになりまして、来年度の予算として233万7,000円予算を計上させてもらっております。

最後に、97ページですが、防災行政無線のほうの保守点検料と蓄電池交換なのですが、どうしても防災無線を運営していく上では保守点検、前期と後期2回行います。まず、役場に親局がありまして、その他放送塔、27局ありますので、そちらの通信訓練を含めたり、バッテリーの消耗を見たりとか、そう

いった関係で保守点検をやらせてもらっています。子局のほうの蓄電池交換なのですけども、昨日説明させてもらいましたが、こちらは27局を3年間で、去年から始めまして、去年9機、今年度10機、来年度8機、こちらのほうのバッテリーが、大体寿命が8年と言われているのですけれども、そういった保守点検をやっていく中でまだもつということで、8年よりうちのほうは多くて、12年ぐらいで今回の3年計画で交換するようになっております。

総務課関係については以上です。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

ページでいいますと、71ページ、空家対策関係のご質問があったかと思います。対策協議会の委員さんの人数、それから支払いの委員の方の人数、それから空き家の数、特定空家の数、委員会の数だったと思います。まず、委員の数でございますが、9名の委員の方にご苦労いただいております。また、支払いの対象となる委員さんにつきましては3名でございます。

物件の数、空き家の数でございますが、2月末現在で空き家の数は158棟、特定空家につきましては7棟ということになってございます。

それと、委員会の数でございますが、年4回を計画してございます。空家対策の関係につきまして、報酬のほかに旅費として、費用弁償の発生もこちらのほうの委員さんの費用となってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課関係、4点あったかと思います。59ページの避難行動要支援者名簿の関係でご質問があったかと思います。課のほうで名簿を持っているが、実際の災害のときにどう使うのか、運用ができないのではないかとご質問だったかと思いますが、こちらは災害時に必要となる重要な名簿ですので、民生委員さんの改選に伴いまして、前任者から引継ぎをしたりしながら、今の現任者の民生委員さんに確認を行っていただいております。その中で、担当のほうで更新の作業のほうを進めているところです。

令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして、個別避難計画の作成が自治体の努力義務となっております。ただ、この計画の作成、名簿作成の事務というのは、事務的な作業だけではなくて、一人一人の状況の把握や個別避難計画の作成に踏み込んだ取組が求められるものでございます。大切なのは計画策定自体ではなくて、災害により命や暮らしが失われないように、現実を見据えて取り組んでいくことが必要だと考えております。そのためには、ふだんから支え合いや地域づくり、コミュニティを進めていく必要があると思います。この作成をしていく段階、過程におきまして、地域の人や障害者、高齢者、福祉関係者、行政が連携を深め、地域の仕組みづくりをすることが必要だと考えております。現在名簿作成段階では、福祉部局が主となって進めておりますが、防災という観点から、防災担当課とも連携を深めて、協力を得ながら進めていければいいのかなと思っております。

次が、60、61ページの介護給付費、訓練等給付費負担金、この辺がかなり上がっていることについてのご指摘かと思いますが。令和4年度に障害者の福祉サービスの報酬改定がございました。また、コロナによる福祉介護職員等ベースアップ加算ということで、加算のほうもついておりまして、そこでの増額もあります。また、生活保護の受給者が更生医療など、人工透析とか心臓バイパスの手術をした場合に、生活保護の医療扶助の対象にならないために、全額を障害者のこちらの給付のほうで賄うことになります。こう

した方が出てきたということも額が大幅に増えた理由になっていると思います。それから、障害児の通所サービスにつきましても大分伸びておりまして、児童発達支援で増加傾向にあります。発達検査の結果によりまして、保健師からの経由で利用の申請につながるケースも大分増えてきております。そうしたことで、去年と比べまして1,000万円近く予算のほうが増額となっております。

3つ目の子ども・子育て支援事業計画の策定、この調査のほうを町の自前でできないかというお話なのですが、こちらの計画が、5年を1期としまして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画ということで、第3期の子育て支援事業計画として策定するものでして、こちらは教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業という、国と県で3分の2の補助をいただいている事業がございまして、こちらを実施するために、その交付金を元手に事業をしているわけなのですが、国が示す基本指針を盛り込まなければならないということで、この調査につきましても、国が示したものに従って調査をして、集計をして、保育の量などを見込んでいくという必要がございまして。また、この計画に係る調査の調査票が示される時期が前回は8月を過ぎていたということで、期間的にも短時間にやらなければならないということでして、その辺で業者のほうに委託することで早急にできるということで、委託をしたいと考えます。

それから、4つ目、77ページのふれ愛ベースの備品購入費は何かということなのですが、予算書のほうに載っております庁用器具購入費につきましては、掃除用具の用具庫を買う予定でおります。掃除の用具を入れるロッカーみたいなものです。それから、機械器具購入費としまして、事務用品を収納する書庫が不足しておりますので、その書庫の購入と、WISCという知能検査をするセットが内容が新しくなったということで、その知能検査セット。それから電子ピアノ、現在使っているものが10年以上たっていて、接触が悪くて音が出ないことも出てきておりますので、電子ピアノの購入と、あと事業などをするときに必要なスチールパーティションを購入するということになっております。知育セットにつきましては、大分高額なものですので、そういったところで費用がかかるような形になっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の産業観光課へのご質問にお答えをいたします。

5つあったかと思います。まず1つ目が、農業支援振興事業補助金のメニューにあります遊休農地の耕作を再開した場合の助成をどのように捉えているのかというようなご質問でしたが、とにかく耕作を休んでいる畑であれば対象にしたいというふうに考えております。条件がございまして、町内在住で、耕作再開後5年以上耕作を続ける意思のある方、それとあと面積が300平米以上の休耕中の農地の耕作を再開する場合、この2つの条件がございまして。金額につきましては、必要経費の2分の1ということで、上限を5万円と定めております。

それから、2つ目、宝登山四季の丘、こちらの土地の管理についてというか、所有者がどうなっているのかというようなご質問でしたが、全ての土地が民間の個人といいますか、共有の土地でございまして。30.7ヘクタール。その土地につきましては、賃貸借契約に基づきまして、町が維持管理、除草したり、それから工事が必要な場合は修繕工事を施しているような状況でございまして。

それから、3つ目として、リノベーション等創業支援事業補助金、この事業者の選定についてのご質問だったかと思いますが、この補助事業は、秩父定住自立圏事業として、秩父郡市の1市4町が一丸となって創業支援を実施するものでございまして。補助対象者は、町内にいる建物を活用して、小売業、飲食業、

宿泊業、サービス業、その他町長が地域経済の活性化に寄与すると認める事業を新規に開始する法人または個人、それに1つ条件がまだありまして、秩父地域創業支援事業計画に規定する特定創業支援事業による支援を受けている者と。ちょっと回りくどいのですが、この特定創業支援事業の支援を受けている者に限るということになっております。補助対象経費につきましては、補助対象者が町内において新規に事業を開始するために行う店舗または事業所に対する新築工事、それから増築工事または改修工事に要する経費とし、その経費に3分の1を乗じて得た額について30万円を上限として助成するというものでございます。

それから、4つ目がQRガイドマップの内容ですが、内容を業者任せにしないで充実したものにしたほうが良いというようなご意見でございますが、それはもちろんでございまして、掲載する観光施設の説明なども町のほうで全て提供するような形で、写真も一番いい写真を載せるような形を取りたいと思っています。それから、商店、お土産ですとか、食事ですとか、そういった情報というのは、今回は地図に落とすぐらいで、そのお店が何を扱って、何を売っているかというところまでは考えておりません。というのは、そこまでの情報を載せるのではなくて、特にまち歩きですとかハイキングを中心に活用していただきたいというのがございまして、ただその方もお土産を買ったり飲食はしますので、地図にこういう飲食店があるよ、トイレがあるよというマークのようなものは落としたいというふうに考えております。

それからあと、観光アドバイザーを有効活用というようなご質問だったですか。この観光アドバイザーにつきましては、総務省の地域力創造アドバイザー制度というのを活用いたしまして、これが地域おこし協力隊のように経費のほうが特別交付税で3年間見ていただけます。長瀬町におきましては、令和4年、これで予算を認めていただければ、令和5年、2年目になるのですが、かなり観光に特化したアドバイザーでございまして、JTBで業務をやっていた方で、埼玉県の特産観光協会を設立する際にも事務局長としてJTBから派遣されて立ち上げたような、そういった実績もある方です。埼玉県のほうともかなり濃い関係を持っています。長瀬町にもいろいろな情報を寄せていただいております。村田議員がおっしゃっていた埼玉県の景観アドバイザーという制度もこれから花田さんを通じて詳細を理解いたしまして、長瀬町は景勝地でございますので、桜並木ですとか岩畳のほうも昔に比べると大分景観が悪くなっているようなお話もございますので、そうした対策として、そうした制度も今後活用できるかを花田さんを通じてまた指導助言をいただいで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、幹線1号線の工事箇所についてのご質問だったと思います。令和5年度に関しましては、ライン下りの駐車場、広場があるのですが、その上長瀬寄りのところから約61メートルになります。議員がおっしゃったように、Y字路のところまでは、まだちょっと5年度は行きません。工事内容につきましては、側溝整備等の工事を行うということで、広さ的には変わらないと思うのですが、現在のところはそんな感じでやります。

それから、住民の方の理解ということなのですが、一昨年全体の住民説明会を開催したのですが、なかなか参加人数がいらっしやなかったということで、今年もそうだったのですが、工事箇所の付近の方々につきましては、ちゃんと職員のほうが出向いてご説明をさせていただくということで対応させていただければというふうに考えておりますので、また今年も工事の時期の前になりましたら

きちんと説明には足を運んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、防犯灯と道路照明灯の関係なのですが、防犯灯はLED灯がほとんどでございまして、道路照明灯はまだ全てがLED灯にはなっておりません。その関係で、使用電力量のワット数の差がどうしてもここは出てしまいますので、その辺で金額が高くなっているということになります。それから、そのナトリウム灯の中でも110ワットですとか220ワットというものを使っておりますので、その辺でもどうしても差が大きく出てしまうというところが大きな差ではないかというふうに考えております。

それから、公園の管理のほうなのですが、委託の内容に関しましては、除草とトイレの清掃に関しましてはシルバーさんのほうに委託しております。これは、長瀬地区公園がシルバーさんで、あと蓬莱島もシルバーさん、それから岩田の公園のトイレは清心会さんのほうに委託しております、こちらは大幅安くしていただいているのですけれども、5万7,000円というものが清心会さんのほうにお支払いする金額になっております。その差額がシルバーさんのほうとの契約で委託をしております、おおむね、約なのですけれども、除草のほうが70万円弱、それからトイレ清掃のほうが50万円ちょっとということで委託のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

光熱水費、公民館の電気料につきましては、先ほど企画財政課長がお答えしたとおりですので、省略させていただきます。次に、コピー機の借上料、学校のほうが高いということなのですが、学校につきましては、今年度補正予算をお認めいただきまして、4月の入替えは非常に大変だということで、3月に前倒しして入れ替えました。入れ替えた機種につきましては、カラーでも白黒でも同じ金額でできるというものを入れました。それにより、これまでですと、10枚以上は印刷機を使ってくださいとか、そういうのがあったと思うのですけれども、一切それがなくなります。ですから、印刷機で印刷することがなくなります。また、この費用の中にはインク代、保守代も全て込み。また、コピー機なんかだと月ごとに今月何枚使いましたとかというのを報告したりする、そういうのが一切ない。それから、インクも自動でなくなるのが分かる勝手に送られてくるということで、教職員の手間が非常に省ける。それから、今ほとんどパソコンで作りますので、ネットワーク上だとか、あとはUSBだとかのものからそのコピー機のほうで印刷が直接できるということで、今騒がれています働き方改革、これにも非常に資するものだと思います。枚数も、2台入れているのですが、1台は1分間でA4なら100枚ほど刷れるような早いものなので、非常に役に立つというものもあると思います。その関係なので、インク代などを含めれば今までとそう変わらないと。手間賃も考えれば、値段的には変わらないなというふうに考えております。特に子供の教材とか、白黒で今までやっていたのがカラーで使えるということは、非常に教育効果も高くなるのではないかとということで入れさせてもらったものでありますので、ご了解願いたいと思います。

それから、統合の委員会のほうの何回会議かということですが、来年度全体会を5回、総務、教育、PTAの部会がありますが、それぞれの部会を合計して24回、それから委員さんは28名ですが、学校長とか報酬が払われない方もいますので、払われる対象の方は全部で20名でございます。

次に、101ページの安全対策の委託料ですが、こちらにつきましては、見守りのボランティアさんではなくて、矢那瀬の登校の運転の委託ということで前々からお支払いしているものですので、議員のおっしゃったものとは内容が異なっております。

また、103ページの第二小学校の閉校の実行委員会の補助金600万円ということです。これにつきましては、まず閉校行事としては、町の式典と実行委員会によるものというのが多くのところで行っています。今回参考にさせていただきましたのは、隣の皆野町の金沢小の例なのですが、町の式典のほうについては、予算上は、式典に使う花と、あと器具の借上げということで、赤いじゅうたんを借り上げる費用、合わせて4万3,000円だけしか取っていないです。それ以外は、実行委員会でやってもらうものなのですが、惜別の会、いろいろなところでやっていると思うのですけれども、それとあと記念誌というのがあると思います。特に記念誌は、歴史のある学校ですので、今までいろんなところの閉校の記念誌が出ておりますけれども、写真、それから各年代の児童だとか教職員の名簿、それから各年代ごとに文を寄稿していただくような記事もありますので、ページ数も非常に増えてくると思います。そういうものを考えて、皆野の金沢小学校の例を参考に考えております。

あと、記念品を配布するのですが、これも皆野町の金沢小の例を参考にさせていただいておりまして、それが……すみません。惜別の会が38万円、記念誌が264万円、記念品187万円、それからあと記念碑、石碑、これが100万円、あと合わないところは委員会のほうの消耗品だとかになります。これらについては、どういう形でやるかというのはこれから実行委員会のほうで決めていただきます。これによっては、そんなすごい記念誌は作らなくていいとか、記念品も、皆野の金沢小で行っていた、皆野の金沢小は印鑑ケースを配ったようなのですが、そんなものでなくて、もっと違うものでいいとかという意見が出れば、当然費用のほうは下がってくるなと思いますので、実行委員会、これから設置することになるわけですが、執行に当たりまして創意工夫するようにもお願いをしますし、実行委員会のほうでどんな協議が出るかによって変わってくるかなと思っておるところでございます。

教育委員会からは以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えした中でちょっとお答えするところを間違ってしまったので、修正をさせていただきたいと思います。

77ページの備品購入費ということでお問合せさせていただいたところ、ふれ愛ベースということで、67ページのところとちょっと勘違いしてしまいました。77ページの備品につきましては、庁用器具購入費ということで、バッグという、幅広い年代が取り組むことができるスポーツの器具です。そのスポーツ器具を購入します。また、機械器具購入費につきましては、ふれ愛ベース長瀬に、健康管理システムという、役場などで使っている住民データですとか健康管理のデータが見えるようなシステムがふれ愛ベースになるものですから、そこにそうしたハードウェアですとかパソコン、プリンター等の整備することに係る費用を計上したものでございます。ネットワーク構築などもすることになりますので、経費がかかることになっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間も迫っていますので、幾つかだけ。

概略、質問については分かったのですが、避難行動の要支援者のシステムについては、民生委員さんが確認をとかいうことになっているのですが、まだ民生委員さんが替わってからうちのほうの区等では高齢者1人のところも来ていないという現実があって、ある民生委員さんに聞きましたら、役場のほうで民生委員の説明のとき、コロナ禍だから回らなくていいというふうなことを言われたという人もいたわけなの

です。細かい説明がなかったというふうな、これ民生委員さんのちょっとよく聞いていなかったということもあるかもしれませんが、災害が起こったときに地域コミュニティを醸成してというのは分かります。だけれども、そういうのを地域でもっとしっかり見守れるようにしようねとか、そんなふうなことに繋がらないと、幾ら委託料を払って物を作っても機能しないのではないかと思います。これ多分、災害に強い町と言われているから、あまりないかもしれませんが、もしものときにというのが我々の意識の中にはあまりないというのがありますので、有効活用といいますか、実際問題それができるようにというふうなことをぜひと。

あと、時間もないので、先ほどのリノベーションの産業観光課なのですけども、30万円ということではいくと、特定支援事業で30万円ということであれば、ほぼ1事業者ぐらいしか該当しないのではないかなと。こういうものについて、前回12月議会でもあったのだけれども、ブルーベリーで100万円というのがありました。あんなの町民知らないですよ。それなら俺もやればよかったという声も大分上がっています。要するに広報というか、どうやってそれを見るのかということが町民が理解していないわけです。そういうところについて、これについてもよっぽどそういう分らないというか、今も空き家をちょっと改修しているところもありますよね。だから、そういうのを業者さんがうまくもう少し広く広めないと、特定の人に行ってしまうのではないかなという見方もありますので、そのことについて。

あとは、納得できないのがこの閉校記念事業について。今課長の説明を聞かせていただいたのですが、金沢小学校の例をといて、皆野町では多分このとき600万円ぐらいを予算化したのかなと思いますが、先ほど言いましたように、100万円台でやっているところもあるわけです。600万円取ったのだけれども、実際問題としてはもっと抑えて、これから委員会もできるようですから、それを子供たちの教育に、どこに生かしたらいいかというのは、それは教育委員会の考えだと思いますが、そっちに生かしていただいたほうがいいのではないかなという気がしますので、極力これは。ただ、地域の第二小学校区の人たちが、そういうものはぜひ必要で、我々が育った学校だから経費をかけなければという意見が強ければ、それはやむを得ないことだと思いますので、そこを精査していただくかどうかということについて、大体あと5分で答弁できるぐらいだと思いますので、お願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

この名簿を作るに当たりまして、民生委員さんが替わってから高齢者のお宅になかなか行けていないということ、またコロナ禍だから行かなくてもいい、そういう話があったということは、12月に替わって、民生委員さんも頑張ってくださっているのですけれども、なかなか人数の多い地区もございまして、回り切れていない部分もあるかと思います。民生委員さんにこの名簿を作るに当たって協力をいただいておりますが、村田議員をはじめ、そうした高齢者の方を気にくださる方、皆さん町民の方が積極的に関わっていくことが、いざというときに地域の助け合いで災害からその方を守ることでもあると思います。計画だけが全てではないということは先ほども申し上げましたが、そういった地域の支え合いというのは、コミュニティの形成だったり、あと長瀬町は高齢化も進んでおりますので、社協のほうの地域福祉なども絡めてやっていけたらいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

補助事業の周知方法をもっとしっかりやりなさいというようなご質問だったかと思うのですが、町で皆さんに周知する方法といたしますと、ホームページがまずございまして、お年寄りの方はホームページを見ないでしょうから、そこで広報に載せるというのが2番目にあると思います。もう少し念を押してやるというときには、回覧のほうをさせていただいて周知のほうを図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

閉校記念事業の補助金につきましては、今後設立いたします委員会、二小の地域の方々、行政区長さん等になっていただく予定でありますけれども、そちらのほうの意見によりまして内容のほうは変わってくると思いますが、なるべく費用をかけない方向でという形では要請ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方は挙手願います。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） では、教えてください。

マスコットキャラクターの作成業務委託料で225万3,000円取ってあるのですが、これ長瀬の応援ということでやるわけですね。そうなのですが、これをすると、マスコットで年に何回くらいそこに出ていたり何か、誰かがかぶってするのが何回くらいあるか、おおよそでいいのですが、教えてください。

それから、49ページの固定資産税基礎資料作成の航空写真撮影業務委託料なのですが、これは3年に1回なのですか。ちょっとそれも教えてほしいです。

次に今度は、59ページに新しく墓地使用料というのが出てきているのですが、2万2,000円なのですが、前行旅病人が死んだときに、法善寺にいつも納めに行って、そしてやっていたいているわけなのですが、この2万2,000円は新と出ているので、法善寺ではなくて、どこか違うところがあるのでしょうか。それを教えてください。

それから、65ページの放課後児童クラブ指導員報酬、1,281万1,000円あるのです。それから、子育て支援員報酬、ありますよね、218万6,000円。この放課後児童クラブ指導員の報酬というのは、何人にお支払いしているのか、それを教えてほしいと思います。

それから、81ページの新しく市民農園開設地改良工事、これはどこなのでしょう。431万8,000円あるのですが、この場所を教えてください。

それから次に、今度は87ページ、すごく関心があって、これは皆さんに声を大にして言いたいのですけ

れども、船玉まつり実行委員会補助金、200万円取っております。これは、今年こそは気合を入れてやるのでしょうか。そこのところ、ちゃんと確定の意思表示を観光協会長とか町長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、103ページの扶助費、357万1,000円取っておりますのですけれども、要保護・準要保護児童生徒就学費補助金298万2,000円、特別支援教育就学奨励費58万9,000円なのです。これが減額になっているのですけれども、コロナで大変だからということで、教育委員会のほうに準要保護児童とか何かというのは申請とか何かというのはなくて減になっているのすけれども、皆さんの生活がどうなっているか。大丈夫なののでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、111ページの報償費、社会教育委員の公民館費、公民館費の報償金、19万5,000円とかあるのすけれども、講師を頼んでいますよね、いつも。それで、町外が普通でしたら前のときが7,000円で、町内が5,000円ということで講師の指導料を払っているのすけれども、これは開設当時の金額だと思いのすけれども、これが今までもずっとそのままで、今もそのままやっているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それだけです。さらっと言ってもらえば分かることなので、お願いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

マスコットキャラクターにつきまして、年に何回ぐらいの出動要請があるのかというご質問でございます。これにつきましては、何回かということは、数字では述べられないのですが、例えば二十歳の集いなどの町内イベントであったり各種PRの場で出動していきたいと考えております。また、使用回数を増やすためにも、町民等への貸出しも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 大島議員の市民農園の場所についてのご質問なのですが、番地のほうはちょっと分からないのですが、長瀬のセブンイレブンの少し秩父寄りに、野口英一郎さんと言ったら分かると思うのですが、そちらの母屋の前の畑です。約4,000平米ぐらいございますが、そちらを市民農園として活用する予定でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 船玉まつりについてのご質問でございます。さらっと言わせていただきます。今年はやる予定で、しっかりと今から準備を進めておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新規に墓地使用料があるということで、こちらは、行旅死亡人があった場合に、町が火葬しまして、一時的にどこかに埋葬することになるわけなのですが、現在は、法善寺のほうにその墓地がありまして、埋葬しているのすけれども、その墓地が大分いっぱいになってきたということで、町も一時的に埋葬することですので、もしそういった方が出た場合は、お寺の別の場所に一時的に保管してもらうための使用料ということで計上させていただきました。

それから、65ページの放課後児童クラブのパートさん、これは11名です。それから、子育て支援員はパ

ートさん2人です。

以上になります。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

航空写真及び固定資産税の基礎資料の作成業務の件でございますけれども、固定資産税の基礎資料につきましては毎年実施しておりまして、航空写真につきましては、議員おっしゃったとおり、3年に1回ということで実施しております。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

扶助費の関係、準要保護、要保護ですけれども、先ほど一般会計の当初の中でも説明いたしましたが、学校給食が無償になりましたので、そもそも負担していた学校給食分が減ったということでございます。また、公民館の講師の謝金ですが、現在も5,000円、7,000円で予算計上しております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 以上ですけれども、大島さん、再質問ありますか。

○7番（大島瑠美子君） 再質問ですか。希望だけ言いたいのは、公民館の講師さんがもう20年も、一番最初から5,000円と7,000円ということにしているから、もう少し上げていただいたらいいのではないかなと思います。

それからあと、要保護、準要保護というのは、要保護だとか準要保護になっていると、卒業してからも要保護だったのだ、準要保護だったのだと言われるのが嫌で申請しない方もいるかと思しますので、そのところは、分からないようにということではできませんけれども、一生懸命頑張って、死にそうでも頑張って、明るい貧乏ということもありますので、うちなんかはいつでも明るい貧乏だと言いながら生活していますけれども、そんなふうでたくましく生きていただけるように教育長も指導していただければ、それでよろしいかと思しますので、よろしくお願いします。

それから、町長から船玉まつり、絶対にやるよと今確信を持って言われましたので、ぜひそれでいうのですけれども、行けば皆さん、3年間も大体しないということなので、お金の蓄えがいっぱいあると思いますので、そこのところで行って、寄附金や何かもうんともらえらると思いますので、ぜひやってほしいなと思います。

それから、法善寺とか何かでというのがありましたよね、いっぱいになったというので。もうあそこもずっと前からいっぱいだ、いっぱいだと言われていたのです。だから、法善寺を広げるのではなくて、違うところのお寺さんに頼もうかなということで今計画を立てているところなのではないでしょうか。そのようにお願いいたします。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

次の質問、8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 幾つか質問させていただきます。

最初に、予算書のページ13で、固定資産税が増額になるということで、その説明として、高額な償却資産が増加したことによるものというふうに言われましたけれども、具体的にどんなものなのか、また結構継続的にいくものかと思えますけれども、その辺のところも含めてご回答いただきたいと思います。

それから、今7番議員も質問してくれたのですけれども、市民農園について質問がありました。それに

については、場所だけお聞きしたので、場所だけお答えいただいたのですけれども、私とするともう少し興味があります。というのは、規模は先ほど4,000平米と言っていますけれども、市民農園を区画して貸し出すのかと思うので、予定している、また計画している規模、大きさ、そして何人ぐらいに使用させようとしているのか、また使用料というのはどの辺を検討しているのかというふうな面で、そしてまたいつ頃開園予定か、その辺のことも含めてご回答いただきたいと思います。

それから、もう一つ、ページ99に学校統合準備委員会委員報酬というのがありますけれども、昨日もお聞きして、3部会に分かれていろいろ検討していただいているというふうな回答でありました。通学方法についても、通学バスを2台程度用意してやろうとしているというふうな内容でありました。これから具体的に入っていくのかと思うのですけれども、今度統合されますと長瀬町内全域が一小区域になるわけですね。それで、実際のところ、第一小学校に今現在通っている人でもすごく遠距離のところ、白鳥団地であるとか、昨日も言いましたけれども、上長瀬であるとか、あともう一つ、第二小学校区域の杉郷の、いわゆる中央公民館付近よりも遠い唐沢地区の子供もいるかと思うのですけれども、そういうふうな子供が何人か、片手ぐらい以内いるのかと思うのですけれども、そういう子たちを途中で乗せることも含めて検討してもらえたら、遠距離が少しでも解消できたりとか、そういうふうなものもあるかと思う。乗れる人数にもよるかもしれませんが、その辺のことも含めて検討課題に入れてもらってはどうかというふうなことです。座席に幾つか余裕があれば、そのようなことも検討していただきたいと思いますというふうなこともあって質問させていただきます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の新たな償却資産、課税客体の関係でございますが、具体的には大規模な太陽光発電の関係でございます。課税につきましては、今回単発というわけではなく、今後も継続して課税がされる見込みでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、新井議員の市民農園についてのご質問にお答えいたします。

市民農園の開設につきましては、先ほど申し上げました大字長瀬地内の農地に市民農園を開設いたしまして、非農家や、それから都市住民に農業実践の場を提供することにより、農業の活性化を図ることを目的としております。市民農園の面積は、先ほど申し上げました約4,000平米で、和田農園の約2倍の広さがございます。和田農園が1区画62平米だったのです。約50区画整備したのですが、空き区画も多かったということで、今回は1区画約100平米、ちょっと広めに取っております。区画数としては、25から30設定できればいいというふうに考えております。

使用料につきましては、実はこの市民農園の管理につきましては事業者を募集しております。その募集が、令和4年12月27日から令和5年2月10日まで事業者を募集いたしまして、2業者の応募がございました。去る3月2日に審査会を実施いたしまして、業者が一応決定をしております。その方というのが、皆さんもご存じかと思うのですが、地域おこし協力隊として活躍されておりました暮林さん、暮林さんと旦那さんの2人で、農家民宿ですとか、食事ができるスペースですとか、あと農作物の配送、今もやっているのですが、それらの事業をそこで展開しながら市民農園の管理のほうもやっていただくということにな

っております。ですから、使用料については暮林さんのご意見もお伺いして決定したいというふうを考えております。あと、開園の時期なのですが、それについてもやはり暮林さんのほうのご意見を聞いて、できれば早いほうがいいのですけれども、秋ぐらいになってしまうのかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

統合のほうで、第一小学校の遠距離児童がバスに乗れるかどうかの検討をということでございますが、現在は第二小学校を第一小学校に統合するための検討ということで、不利になる第二小学校の児童にバスを出すという方向で検討しております。現在でも人数は48名で、バスのルート等を考えないと非常に乗車時間が長くなる児童も出てきますので、昨日一般質問でお答えしたとおり、2台、2ルートという形で現在検討しております。一小的児童については検討事項にはなっておりませんし、委員のほうからも現在のところそのような意見はございませんので、統合後そのような意見等が保護者等から出れば、また改めて検討するという方向になろうかと思えます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 学校統合のほうの関係での2台、2ルートという話は聞いております。ですけれども、委員が検討していることでありますけれども、委員が一小的遠距離の子供のことを考えている状況のような人が出ているのでしょうか。二小が中心に委員が出ているような話も聞くのですけれども、一小的の遠距離についても考えられるような人も必要だと思うのです。それが無いのだったら、逆に教育委員会から、こういう意見も出ているけれども、併せて検討してもらいたいということを含めて課題にしてもらいたいということでの希望を出しているわけです。みんな一小的になるわけですから、そういうふうなことも含めて検討していただきたいということですが、教育長、いかがでしょう。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、現在話し合いをされていることは、長瀬第二小学校の今後についてのお話をしているわけですので、長瀬第一小学校についてはしばらく待っていただく必要が出てくかと存じます。また同時に、PTAの方々からまたお話を伺うときがあるならば、お話を伺っていききたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。次の質疑ございますか。

1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 建設課長にちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど村田徹也議員が質問した93ページの下段の委託料129万3,000円、内訳はちょっと聞いたのです。トイレが55万円だったと思うのですけれども、このトイレの清掃回数、これどのくらいなのか、ちょっとお聞きしたいのと、それから建設課、今年この予算、この紙を見て、これはいいと思っています。優先順位があって、町の地区からいろいろな要望があって、これで今年はやっていくのだと思うのですけれども、以前、数年前にこの議会で誰かが質問したと思うのですけれども、長瀬の消防道路の改修を要望してあるということだと思うのです。そのことについて建設課長の考えを聞きたいのと、それからもう一つ、消防道路の上長瀬寄りに通称御成橋

がありますが、以前観光課のほうに私のほうからちょっとお願いしたと思うのですけれども、あの橋についての見解をちょっとお聞きしたい、建設課長に。それとあと、87ページの観光トイレの委託料216万円、これどういう算出をしているのかちょっと聞きたいので、その2つお願いします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

トイレの清掃回数ということなのですが、長瀬地区公園と蓬莱島公園は週に2回ほど実施しております。岩田地区公園は週1回ということで、清心会さんのほうにお願いしております。

それから、消防道路のことなのですが、あそこは管理が町道ということではなくて、下のほうは民地の部分があるのです。そこの方にちょっといろいろお話をさせていただいたのですが、建設課が来るような話ではないだろうということでその地権者の方に言われまして、その方の言い分ですと、消防道路ということではなくて、昔何であれを造ったかという、ライン下りの方たちが使うということで造ったのだろうという話だったのです。私もちょっとその経緯は分からなかったのですが、その方が言うには、そうおっしゃってまして、建設課が来るのではなくて、あそこは鉄道さんが使っているのだから、鉄道さんが私のところに来るのが筋ではないのかという話をされたのです。それが解決しない限りは、私は絶対許可はしないということで、今のところそれ以上お話は進んでおりません。とりあえず工事をするような手立てはしたのですが、地権者の方がそういうことをおっしゃっているのです、今のところちょっと手がつけられないというような状況で今はおります。そのお話合いがつくようであればまたちょっと考えますが、今のところはそういう状態でおります。

それから、御成橋の件につきましては、あそこは河川区域になってしまいますので、県のほうの区域になってしまうのです。いろいろ調べてみたのですが、その経緯もちょっと分からなくて、長瀬保勝会のほうに、今ちょっとあるのか分からないのですが、お聞きしまして、それもいろいろ分からないということでして、その後手がつけられないような状態になっております。県土さんのほうも、河川なので、県土さんの管理になるのですが、経緯が分からないということです、大変申し訳ないのですが、全く手がつけられないような状況ではおります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の観光用公衆トイレの清掃等業務委託の内容ということなのですが、細かい数字はちょっと手元にないものですから、業務内容についてご説明させていただきますと、観光トイレ8か所の清掃、それから照明器具等の点検、あとトイレの消耗品の補充、それと故障時の緊急時の対応、こうした業務を観光協会にお願いしております。

清掃等の業務の回数なのですが、8か所のトイレがございまして、長瀬駅前観光トイレは週4回、今瀬月荘のところはございませんので、彩の国観光トイレ、これが週3回、それと宝登山並木参道観光トイレ、週3回、それと野上駅前観光トイレ、週2回、それと宝登山観光トイレが週2回から3回実施と。6月から11月は毎日実施と。あと、岩畳の観光トイレが週6回、あと花の里公衆トイレ、これが週2回実施しているという内容でございます。

ちょっと単価が手元になくて大変申し訳ないのですが、以上でございます。

○議長（板谷定美君） 1番、村田光正君。

○1番（村田光正君） 自分もちょっと調べてきたので、トイレの回数とか、建設課が受け持っているほう

が年間36回ですよね、大体。55万円ですよね。観光協会が受け持っているのが百何十回と。200回に近いとか、そういう回数になると思うのです。消耗するものも含めて、観光協会のほうの件費も上がっているのです、今年もいいとしても、長瀬観光も来年には元のコロナ前に戻って、戻らせようとしていますけれども、来年度はちょっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、消防道路は地権者さんとの間があるので、もしそういうことであれば観光協会も行きます。とにかく消防道路、今あまりいい状態ではなく、観光客のほとんどが、車椅子に乗っている方は必ずそこを通らないといけないうのです。その道も悪い。それと、もし災害というか、川で事故があったときに、そこを消防車や救急車も必ず通るので、もう少し整備をしていかないと、今の状態では危ないというふうに私も思っているし、船頭もみんな思っているのです、何とか今年ではなくて考えていただきたいなと。来年、再来年にはと。

それから、御成橋なのですが、私も分らないです。70年か80年たっていると思います。当時の先人たちが勝手に造ったということで聞いています。観光協会では、本当に川の問題として、あの橋が非常に問題なので、今通行止めというか、ロープを張ったりしているのですが、そこも町でこれから考えていっていただきたい。事故があったとき、一体誰がどういう責任を取るかとなったときに、町が川を管理しているということになれば、何とかそこに県土も入れて考えていっていただきたいなと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和5年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第2、議案第17号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の提案理由についてご

説明申し上げます。

令和５年度長瀬町国民健康保険特別会計予算、歳入歳出予算、一時借入金、歳出予算の流用を調製し、地方自治法第211条第１項の規定により議会に提出するものでございます。総額は、歳入歳出予算それぞれ７億6,345万2,000円となり、前年度予算と比較し、１億1,192万5,000円、12.8%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第17号 令和５年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、被保険者の数などについてご説明申し上げます。令和５年２月末の世帯数は1,052世帯、被保険者数は1,633人で、これらの方々に保険業務を行うものでございます。

それでは、令和５年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書132ページを御覧ください。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億6,345万2,000円とするものでございます。

次に、137、138ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第１款第１項国民健康保険税、第１目一般被保険者国民健康保険税は、１億1,500万1,000円を計上いたしました。

第１節医療給付費分現年課税分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計額でございます。

第２節後期高齢者支援金分現年課税分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第３節介護納付金分現年課税分は、介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第４節から第６節までは、第１節から第３節までの滞納繰越分について計上したものでございます。

第２目退職被保険者等国民健康保険税は、9,000円を第１目一般被保険者分と同内容の計算を行い、計上したものでございます。

139、140ページを御覧ください。第６款県支出金、第１項県補助金、第１目保険給付費等交付金は、５億4,228万8,000円を計上いたしました。

第１節普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるものでございます。

第２節特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上などに対し交付されるものでございます。

同ページ下側から次のページにかけて御覧いただければと思います。第８款繰入金、第１項第１目一般会計繰入金5,294万1,000円は、第１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から第６節財政安定化支援事業繰入金につきまして、それぞれ法定負担分の繰入れを行うものでございます。

第２項基金繰入金、第１目国民健康保険財政調整基金繰入金5,018万円は、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、145、146ページを御覧ください。歳出でございますが、第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費2,228万9,000円は、職員人件費、埼玉県国保連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料等、国保を運営するための事務経費が主なものでございます。

第２項徴税費、第１目賦課徴収費233万6,000円は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、147、148ページを御覧ください。第2款保険給付費5億2,705万9,000円は、予算全体の約69%を占めているもので、第1項療養諸費4億5,600万8,000円は、被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うものでございます。

第2項高額療養費6,772万6,000円は、被保険者が同一月内に病院、薬局などで受けた診療等に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、149、150ページ中段を御覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金210万円は、被保険者の出産に対し、世帯主へ一時金を支給するものでございます。

第5項葬祭諸費100万円は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し5万円を支給するものでございます。

第6項傷病手当22万1,000円は、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者に傷病手当を支給するものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金1億9,559万7,000円は、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として、県が市町村から徴収するもので、次の151、152ページにかけての各項目を県に納付するものでございます。

第5款第1項保険事業費62万9,000円は、医療費通知の送付代と健康寿命の伸長と医療費の削減を目的とした健康マイレージに関連した費用でございます。

第2項特定健康診査等事業費1,389万7,000円は、次の153、154ページの第12節委託料にありますとおり、被保険者に義務づけられている特定健診、特定保健指導などに係る費用でございます。

以上で議案第17号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この歳入歳出予算ということではないのですけれども、今の課長の説明を聞いた範囲で、ちょっとどうということかなということで質問させていただきます。

被保険者数が1,633人ということで、世帯数が1,052世帯というふうなことなので、これ割り算をしてみると1世帯平均1.55人という計算になります、国民健康保険加入の世帯で。そして、長瀬町全体で考えると、約6,600人で2,800世帯と考えると、長瀬町は1世帯当たり、これは統計でも出ていますが、2.357人と。だから、2.4人ぐらいということですよ、1世帯当たり平均は。これは県のデータなんかと合致しているわけなのですが、国民健康保険に加入している世帯というのが、やはり独り暮らしの家庭とかが非常に多いということに見てとれるのではないかなと思うのですが、この計算でいくと、それをどのように課として捉えているのかという質問なのですが、よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えします。

令和5年2月末の世帯数の1,052世帯をその当時の2月末の被保険者の数1,633人で割られて1世帯当たり1.5人ということでお話がありました。こちらに関しましては、国保に加入される方の世帯、いろいろございまして、もちろんお一人世帯の方もいらっしゃいますし、事業等をご自分でやられている事業主の方もいらっしゃいます。それぞれの世帯によって、世帯構成、いろんな形のパターンがありますので、単純に全体の世帯数を人数で割ってどう思うかという部分に関しましては、特に多いのだ、少ないのだとい

う感想は、特に私としては持っていないところでございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今答弁いただきましたけれども、感想を持っているか持っていないかではなくて、こんなふうな形になっているのかなということで、町民課のほうで、実際割り算するとそういうことになってしまうから、お一人暮らしの人とかが結構多くなければこういう数字にならないので、そういうことで受け止めるしかないのかなと思うのですが、だからどうこうということではなくて、それはそういうふうに受け止めたので、よろしいわけですねという質問なのですが。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 数字上の話でございますので、それをどういうふうに受け取るかというのはその人の捉え方次第だと思います。議員おっしゃるとおり、1人世帯の方も数多くいるというのは存じ上げておりますので、そういったことも要因の一つではないかと思えます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第3、議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算、歳入歳出予算、歳出予算の流用を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。総額は、歳入歳出予算それぞれ8億1,671万5,000円となり、前年度予算と比較し、3,106万5,000円、4.0%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（内田千栄子君） 議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算説明書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、169、170ページを御覧ください。第1款保険料ですが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせまして、1億4,910万7,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億8,551万9,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費等の財源として、法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

次に、第3款支払基金交付金2億924万円でございますが、保険給付費等の財源として、社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款県支出金1億1,977万9,000円でございますが、介護給付費等の財源として、法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、171、172ページを御覧ください。第6款繰入金1億5,172万1,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分を、また、認定調査などの事務費等として、一般会計から繰り入れる第1項一般会計繰入金1億2,528万3,000円、また、介護保険給付費支払基金より繰り入れる第2項基金繰入金2,648万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、175、176ページを御覧ください。第1款総務費1,471万6,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険システムソフトウェア利用料などの一般事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、介護保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、177、178ページにわたりますが、介護認定調査に係る認定調査員など会計年度任用職員の報酬や期末手当、主治医意見書作成委託料や介護認定審査会運営のための秩父広域市町村圏組合負担金などでございます。

次に、第2款保険給付費7億5,444万円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、要介護者が在宅で利用するサービス、住み慣れた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取付けなど住宅改修等の費用でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、179、180ページにわたりますが、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援の方が介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、要支援の方が在宅で利用する指定介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、施設サービスを利用する要介護者の入居負担を軽減するため、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について設定される負担限度額との差額を支給するものでございます。

次に、181、182ページを御覧ください。第4款地域支援事業費4,433万8,000円でございますが、高齢者

が自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援の訪問、通所サービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、比較的心身ともに健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防事業に係る費用でございます。

なお、介護予防・通いの場整備事業補助金でございますが、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らすことができるよう、地域で集まり、健康づくりや介護予防などに取り組む通いの場を整備しようとする行政区に対し、昨年度に引き続き補助金を交付するものでございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、183から186ページにわたりますが、要支援者のケアマネジメントやサービス利用支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、紙おむつ支給や配食サービス、生活支援体制整備事業や認知症総合支援等に係る費用でございます。

以上で議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第4、議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。総額は、歳入歳出予算それぞれ1億2,783万3,000円となり、

前年度予算と比較し、649万2,000円、5.4%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されており、町では保険料の徴収や保険証の引渡し、制度啓発などを行うものでございます。令和5年2月末現在の被保険者数は1,462人で、昨年同時期から比較しますと62人の増となっております。

それでは、予算書197ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,783万3,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、予算説明書に基づきご説明いたします。202、203ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料は9,874万2,000円を計上してございます。この保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合計額となっております。また、保険料は、財政の均衡を保つことができるよう、2年に1度保険料率を広域連合で定めており、令和4年度が改正の年に当たりました。

第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、2,804万4,000円を計上してございます。

第1節事務費繰入金は、保険料徴収などに係る経費に充てるもので、122万9,000円を計上してございます。

第2節保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として2,681万5,000円を計上してございます。

第4款第1項第1目繰越金は、前年度からの繰越金として80万円を計上してございます。

続きまして、206、207ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費103万4,000円は、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受付などの事務に要する費用でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,558万2,000円は、被保険者からの保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、後期高齢者医療保険特別会計の98.2%を占めるものでございます。

第3款諸支出金21万7,000円は、所得の変更や被保険者の資格移動などに生ずる保険料の還付に当てるものでございます。

以上で議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第20号 長瀬町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 長瀬町道路線の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

道路改良工事等の実施に伴い、大字岩田地内の町道路線を変更したいので、道路法第10条第3項に基づき、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 議案第20号 長瀬町道路線の変更についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。概要でございますが、今回変更いたします路線は町道岩田6号線でございます。町道岩田6号線の道路改良工事が終了したことにより、1枚おめくりいただきまして、この町道の終点部が大字岩田字小ヶ谷戸515番地1から字小ヶ谷戸519番地1へ変更となり、町道の延長が691.05メートルから634.68メートル、56.37メートル寄居方面へ変更となりました。

場所につきましてはですけれども、さらに1枚おめくりいただきまして、案内図の変更前、変更後のとおりでございます。長瀬医新クリニックの県道長瀬玉淀自然公園線を挟んだ反対側、山側に通る町道でございます。今回この路線の変更を行うことに伴いまして、議会の議決を得るものでございます。

以上で議案第20号のご説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 長瀬町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時25分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第21号 長瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 長瀬町副町長の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年1月1日から不在となっています長瀬町副町長につきまして、飯塚寛氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものでございます。

飯塚氏は、小鹿野町在住で、昭和53年4月より埼玉県職員として奉職され、平成22年からは秩父県税事務所長、平成26年からは県総務部税務課長、平成28年からは秩父地域振興センター所長、平成30年からは県監査事務局事務局長を経て、令和2年3月31日に定年退職されるまでの42年間、県政の発展にご尽力されております。退職後の令和2年4月からは埼玉県職業能力開発協会専務理事兼事務局長として勤務し、現在に至っております。

以上のように、長年にわたり県職員として培った知識や経験に基づく行政の業務全般に精通された方であり、また秩父地域の出先機関の所長も歴任され、小鹿野町在住でもございますので、秩父地方にも明るい人材であることから適任の方でございます。任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 人事案件だから、黙って聞いていればいいのですが、副町長というのは前回、大澤町長のときからできた制度ですよね。その前の町長さんにはなかった。いなかった、副町長は。前の大澤

芳夫町長が副町長を置きたいというので議会に提出されたのです。大澤町長というのは、どっちかという面白くなかったほうなのです、町長でも。そういうことを言っては失礼ですが。体調が悪いというので承認してくれというので、平君、町の職員だったら、そういうことで私も承知したのです。それで、無事任期が切れ、今度は大澤町長、女性の。あまり協力は議員のときはしませんでした、町長になったら協力しています、私は。それで、失礼ですが、随分立派な方。県も奉職され、定年後にいろいろな役職を持った方ですね。もったいないような感じがします。長瀬に来るのかなと思っていたのです。こんな立派な方を現町長は副町長として迎える。これは、町にとっては最高ではないですか。その最高を生かしてもらい、反対はしません。頑張ってください。それだけです。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 長瀬町副町長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり同意されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第22号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 長瀬町監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

現在欠員となっている識見者の長瀬町監査委員において、地方自治法第196条第1項の規定により、齊藤英夫氏を選任することについて議会の同意を得たいので、この案を提出するものでございます。

齊藤氏は、昭和53年4月より30年間役場職員として公務に就かれ、平成31年1月から令和4年12月までの4年間は副町長として町政運営の中核を担っていただきました。役場職員として在職中は、税務課、企画財政課などをご経験され、役場の業務全般に精通され、幅広い見識をお持ちの方であり、監査委員としてふさわしい方でございます。任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

9 番、染野光谷君。

○9 番（染野光谷君） これを見て、ああ、そうか、よかったなと、私は一層安心しました。

それだけです。頑張ってください。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり同意されました。



◎議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第 8、議案第23号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 長瀬町公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員である磯田壯男氏が令和 5 年 4 月30日付で任期満了により退任することに伴い、後任の委員として浅見昌彦氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出するものでございます。

浅見氏は、上袋区に在住し、現在上袋区長として地域の重要な役割を担っていただいています。また、民間企業で人事管理を長年経験されており、幅広いご見識と行政にも精通された方であり、委員としてふさわしい方でございます。任期は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月30日までの 4 年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第24号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 長瀬町公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員である大澤彰一氏の任期が令和5年4月30日で任期満了となります。ついては、大澤氏を引き続き委員として選任することにつきまして議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、請願第1号 国に対し「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君に趣旨説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスクを外させていただきます。皆様の机上に配付済みかと思しますので、要約点をご説明いたします。

国に対し「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書というのが、秩父市山田の団体名、秩父地区労働組合連合会代表者、議長、金子寛次様から提出されました。

1ページめくっていただきますと、趣旨等が書いてありますが、国はロシアによるウクライナへの軍事侵略を機に、北大西洋条約機構の目標が国際基準となりつつあると主張し、防衛費を5年以内に2倍以上増額することを骨太方針2022に盛り込みましたが、増額の中身が全く示されていません。

参議院選挙後の世論調査でも、コロナ対策をはじめ物価高騰への対策を国民は求めています。現在もコロナウイルス感染が収束しない中で、医療、介護、保健所の現場は危機的な状況です。今後も医療体制を強化していくことが必要と考えます。国民の命と健康を守るために、防衛費2倍化に増額するのではなく、社会保障を拡充するために予算を確保していくことが求められています。以上の趣旨から、下記の2項目について請願します。

請願事項1、防衛費2倍化に反対し、社会保障費の拡充を求める意見書を国に提出すること。2、新型コロナウイルス感染拡大により、医療、介護、保健所の危機的状況を打開するために医療体制を抜本的に強化するよう国に求めていること。このような請願が出ております。

賛同議員の理由として、防衛費の拡大ということについて、国を守るという側面はあろうかと思いますが、中距離弾道ミサイルを配置するというふうなことに莫大な経費がかかるということ、それからこの軍事費といいますか、基本的にあるのは憲法9条だと私は考えます。だから、国によって憲法9条を改正して、今防衛費を2倍化というのは、それが先ではないかなと。それがなされないうちにこの防衛費の拡大ということはいかなるものかなと。

特に今、当町もそうですが、社会保障費というのが非常に予算が拡大しているということ、それに加えて現在物価が高騰しているというふうなことで、国民にもう少し視線を向けた施策を国に展開していただく。特に社会保障の充実ということがよろしいのではないかなというふうなことで賛同議員になりましたので、皆さんにご賛同いただければということで、説明を終わります。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

請願第1号については、長瀬町会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 国に対し「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数。

よって、請願第1号 国に対し「防衛費2倍化反対、社会保障費の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書は採択することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第11、議員提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、発議第2号から発議第3号までの2件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の発議に対する提案理由、内容の説明等は、議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。



◎発議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、発議第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の内容について、提出者、大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和5年第1回長瀬町議会臨時会において、長瀬町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決され、議員定数が10人から9人になったことにより、各常任委員会の委員の定数の合計と議員定数を一致させる必要があるため、また議会運営委員会の委員の定数を議長を除く議員全員とするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容についてご説明いたします。参考資料の新旧対照表を御覧ください。まず、第2条第2号におきまして、経済観光常任委員会の定数を1人減の4人とするものです。

次に、第3条の3第2項におきまして、議会運営委員会の定数を議長を除く8人とし、第3項におきま

して、議会運営委員会の委員の任期を議員の任期とするものです。

次に、第5条第5項におきまして、議会運営委員会の委員の任期を議員の任期とすることから、議会運営委員を削るものです。

次に、第6条におきまして、同様に議会運営委員会の委員の任期を議員の任期とすることから、常任委員会及び特別委員会の委員の任期と異なるため、第3項を常任委員会及び特別委員会の委員長と副委員長の任期の規定とし、新旧対照表の裏面のとおり、議会運営委員会の委員長と副委員長の任期を第4項として新たに規定するものです。

議案の別紙を御覧ください。附則つきまして、この条例の施行日を議員任期初日の令和5年5月1日とするものです。

以上で発議第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わります。議員の皆様、ご賛同いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎発議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

議案の内容について、提出者の大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の改正は、会議を欠席する場合の手続の規定に遅参または早退する場合の手続の規定を追加するとともに、議会だより編集委員会の構成員を全議員としたため、所要の改正を行うものです。

改正の内容についてご説明いたします。参考資料の新旧対照表を御覧ください。まず、第2条におきまして、見出しに遅参または早退を加え、本文に遅参または早退する場合の手続の規定を加えるものです。

次に、第127条関係の別表におきまして、議会だより編集委員会の構成員を全議員とするものです。

議案の別紙を御覧ください。附則につきまして、この規則の施行日を公布の日とするものです。

以上で発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をいただきまして、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時05分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 追加日程第1、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、村田徹也君から1件、追加発議の提出がありました。

お諮りいたします。発議第4号 防衛費2倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 防衛費2倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日

程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 追加日程第2、発議第4号 防衛費2倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書を議題といたします。

意見書の内容について、提出者の村田徹也君の説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、発議第4号全文を朗読させていただきたいと思います。

防衛費2倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、円安やロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発する物価の高騰が家計を圧迫する中で、防衛費2倍化による防衛力の強化は、東アジア諸国にとどまらず、ロシアとの関係をも悪化させ、戦争のリスクを高めます。

また、財源確保のために、医療、社会保障、教育といった国民の生活に直結する分野の予算を大幅に削減するばかりか、将来的に消費税率の引上げが行われれば、国民の生命と安全安心な暮らしは危機的な状況に陥りかねません。

よって、国民の生活を守るために、防衛費を2倍化にするのではなく、医療費、社会保障費、教育費の拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月9日。内閣総理大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。埼玉県秩父郡長瀬町議会議長、板谷定美。

提案理由、地方自治法第99条に基づく意見書を内閣総理大臣及び国会に提出したいため、この案を提出するものであります。

皆様のご賛同をいただければと思います。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号 防衛費2倍化反対、社会保障費等の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（板谷定美君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（板谷定美君） 日程第15、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

本件について、総務教育常任委員長の報告を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、総務教育常任委員会調査報告書について説明させていただきます。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、長瀬町議会会議規則第76条の規定により報告します。

調査事項、子供の教育実態、人口減少などで生じる諸問題の調査。

調査目的、教育状況の把握と今後の学校の在り方について、高齢化に対応する空き家等の活用方法等の検討。

調査方法、現地視察、資料調査、委員間討議。

調査期日は、令和3年6月10日から令和5年3月3日まで10回会議等を重ねました。

調査結果について。現状はここに書いてあるとおりでございますので、目を通していただければと思います。

課題について。今後児童生徒数の増加は見込めないもので、小学校を統合した後の数年間は1学年2学級となることが見込まれます。しかし、令和5年2月現在の住民基本台帳人口におけるゼロ歳児から4歳児までの人数が約170人という現状を考えると、小学校は全学年が単一学級になる時期が遅からず訪れるだろう。また、今後の課題として、小中一貫教育の実施も視野に入れておく必要がある。

まとめとして、以上のことから、ア、統合に伴う保護者負担について。小学校統合に当たっては、保護者に生じる費用負担を極力減らすよう努めるとともに、通学方法についても不公平感が生じないようにすべきである。放課後児童クラブの運営に関しても同様である。

イ、第二小学校跡地について。統合後の第二小学校跡地は、住民にとって有益な施設となるよう、よく検討し、できる限り早く方針を示すべきである。

ウ、デジタル社会での学習について。デジタル社会に適合できるようタブレット端末を配置したが、郷土愛や情操教育といったアナログ学習や、体験に配慮した教育も大切にすべきである。

エ、校舎について。各校ともに耐震補強がされているものの、老朽化していることは否定できない。将来的に建て替えが必要となることを見据えて、必要経費を蓄財することが必要である。

その他。当初調査事項にあった人口減少などで生じる諸問題の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な調査期間を確保できなかったため、実施を断念した。

以上で報告を終わります。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君）　ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君）　ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（板谷定美君）　以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君）　本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君）　定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案や当初予算案など23件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案とおりの議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

なお、今後の予定でございますが、まず卒業式についてでございますが、中学校は3月15日の水曜日、小学校は22日の水曜日に、規模を縮小し、行う予定です。また、入学式についてでございますが、中学校

は4月10日の月曜日、小学校は11日の火曜日に行う予定です。来賓の出席につきましては、段階的に増やしていく予定でありますので、関係者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本議会が任期最後の定例議会になりました。この4年間、子育て支援、教育の充実、新型コロナウイルス感染症対策事業など、執行部と共に取り組んでいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

来月23日には、町議会議員一般選挙が予定されております。立候補を予定されている方々につきましては、明るく公正な選挙を心がけ、選挙戦を進めていただき、再びこの場でお会いしたいと存じます。退任される皆様におかれましては、大変お疲れさまでございました。この後も町政進展にご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 板 谷 定 美

署 名 議 員 村 田 光 正

署 名 議 員 井 上 悟 史